

# 俱知安町景観計画（素案）

令和●年●月

俱知安町



## 目次

1章 策定の目的、計画の位置づけ .....	1
1. 景観計画策定の背景 .....	2
2. 景観計画策定の目的 .....	3
3. 景観計画の位置づけ .....	3
2章 倶知安町の景観特性 .....	4
1. 倶知安町の景観特性 .....	5
(1) 景観特性の捉え方 .....	5
(2) 景観要素 .....	7
(3) 景観特性 .....	32
2. 景観まちづくりに向けた課題 .....	36
(1) 自然・地形 .....	36
(2) 農林業 .....	36
(3) まちの基盤 .....	36
(4) 暮らし・産業 .....	37
(5) 人々の愛着・文化 .....	37
3章 景観まちづくりの基本理念・基本方針 .....	38
1. 基本理念と行動指針 .....	39
(1) 基本理念 .....	39
(2) 行動指針 .....	39
2. 基本方針 .....	40
3. 景観まちづくりの効果 .....	42
4章 地域ごとに見る倶知安町の景観 .....	43
1. 地域（面）・軸（線）・視点場（点）・景観資源から見た景観要素 .....	44
(1) 地域（面）による景観要素 .....	44
(2) 軸（線）による景観要素 .....	50
(3) 視点場（点）による景観要素 .....	58
(4) 景観資源 .....	61
(5) 眺望道路 .....	62
2. 地域（面）で見る景観の基本方針 .....	64
(1) 駅前周辺地域 .....	64
(2) 市街地域 .....	64
(3) リゾート近隣地域 .....	64
(4) リゾート景観地域 .....	64
(5) 郊外地域 .....	65
3. 軸別の景観形成の方針 .....	66
(1) 道路景観軸 .....	66
(2) 河川景観軸 .....	66
(3) 計画中の公共交通路 .....	66
4. 分野別の景観形成の方針 .....	67

(1) 電線・電柱・鉄塔（基地局等）	67
(2) 再生可能エネルギー施設	69
(3) 道路付帯物	70
(4) 屋外広告物	71
<b>5章 良好な景観まちづくりのための行為の制限</b>	<b>73</b>
1. 景観法に基づく届出対象行為等について	74
(1) 景観計画区域	74
(2) 届出に係る基本フロー図	75
(3) 眺望道路沿道における届出対象行為	77
(4) 景観形成基準について	77
2. 一般地域の景観まちづくり	78
(1) 市街地域	78
(2) 郊外地域	84
3. 重点地域の景観まちづくり	89
(1) 重点地域の考え方	89
(2) 駅前周辺重点地域	90
(3) リゾート近隣重点地域	100
(4) リゾート景観重点地域	108
<b>6章 景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項</b>	<b>113</b>
1. 景観重要建造物の指定の方針	114
2. 景観重要樹木の指定の方針	115
3. 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項	116
(1) 指定に関する事項	116
(2) 整備に関する事項	117
4. 景観資産の指定に関する事項	118
5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項	118
(1) 基本的な考え方	118
6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	118
(1) 基本的な考え方	118
7. 自然公園法許可の基準	119
(1) 自然公園法の許可の基準に関する方針	119
8. 景観づくりを支える仕組みに関する事項	119
(1) 景観整備機構の指定の検討	119
(2) 景観協議会設立の検討	120
(3) 景観協定締結の検討	121
<b>7章 景観まちづくりの進め方</b>	<b>122</b>
1. 景観まちづくりの考え方	123
2. 景観まちづくりの取り組み	124
(1) 豊かな緑と水いかす【自然・地形】	124
(2) 四季折々に表情を変え、営み豊かな農業【農林業】	126

(3) 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり【まちの基盤】 .....	130
(4) 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める【暮らし・産業】 .....	133
(5) 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる【人々の愛着・文化】 .....	137
3. 広げよう！景観まちづくり.....	140

# 第1章

# 1章 策定の目的、計画の位置づけ

## 1. 景観計画策定の背景

倶知安町は、秀峰羊蹄山やニセコ山系に囲まれ、清流日本一に輝いた尻別川の流域沿いに広がる、雄大な自然を誇る町です。町域のおよそ半分を森林が占め、羊蹄山の一部は支笏洞爺国立公園に、ニセコひらふ地区の一部はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、貴重な自然環境が保全されています。

季節ごとに移ろいを見せ、羊蹄山を背景に一面に広がる農業地域も、倶知安町を象徴する景色のひとつです。また、倶知安町は豪雪地帯であることから、良質な雪にも恵まれ、古くからウィンタースポーツのリゾート地として栄えてきました。夏には、溪流下りやサイクリングなどのレジャーも活発で、一年を通して、その地形や自然が織りなす壮大な景色を楽しむ人が訪れます。

近年、国内外から、パウダースノーをはじめとする倶知安町の豊かな自然資源などへの注目度が高まりをみせ、スキー場周辺では森林地域などの投資目的の開発が拡大傾向にあり、倶知安町駅周辺では新幹線や高速道路への期待による土地売買の活発化が見受けられます。

こういった動向から、リゾートエリアのさらなる発展や、新幹線及び高速道路による市街地活性化に大きな期待が寄せられる一方で、恵まれた自然環境の喪失、公共インフラへの負荷、将来像が明確でない開発動向、顔の見えない土地所有者、短期間で入れ替わる居住者など、先の見えない不安感が募っていることも否めません。このような不安に対し、倶知安の気候や風土の上に形成された倶知安らしい文化、街なみ、産業や恵まれた自然環境を活かした魅力的なリゾートエリアなど、倶知安の“大切にしたいもの”や“潜在的な魅力”の把握が急務です。

国は、平成15年（2003年）に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示し、地域の個性や景観や美しさの追求が掲げられました。これを受けて、平成16年（2004年）には景観に関する総合的な法である「景観法」が制定され、日本における景観に関する動きも活発化しています。

こうした背景のもと、豊かな暮らしにつながる魅力ある景観づくりを行い、恵まれた自然を守り育てていくため、倶知安町は景観法に基づく「倶知安町景観計画」を策定することとしました。

### 景観とは…

「景観」とは、山なみなどの自然や、建築物・工作物など、街なみを形成する「風景」や「景色」を意味します。それは、その土地の文化や風習など、町民の暮らしが反映されて目に見えるかたちとなっているものです。

良好な景観は、町民の生活に潤いを与え、地域の魅力の向上につながります。

## 2. 景観計画策定の目的

美しい自然環境と、基幹産業である農業などにより、今日の豊かな暮らしと文化を築き上げてきた倶知安町において、社会情勢の変化による不安を取り除き、将来にわたって豊かな暮らし・文化を醸成していくことを目的とし、景観計画を策定します。

そのために、倶知安町で大切にしたいものや潜在的な魅力の把握、様々な行政計画で示されている方針を整理し、これからも変えることなく「守る」べきもの、今あるものを磨き上げて「育む」べきもの、変化を柔軟に受け入れ「創る」べきものを総合的に判断し、景観まちづくりの理念と方針を明確にします。

その上で、個別具体のルール化を図り、町（町民）が主体性を持ってまちづくりに取り組む姿勢を醸成することを目指します。

<b>目的</b>	<p>◆ 倶知安に関わるすべての人がこの地に愛着と誇りを持ち続けられるまちづくり</p> <p>◆ 守る、育む、創る視点でのまちづくり</p> <p>・ 景観の理念と方針の明確化    ・ 町民が主体となりまちづくりに取り組む姿勢を育む</p>
-----------	--

## 3. 景観計画の位置づけ

倶知安町景観計画は、景観法第8条第1項に基づき定め、町の最上位計画である「第6次倶知安町総合計画」や「倶知安町都市マスタープラン」を踏まえた上で、倶知安町の景観形成に関する総合的な個別計画として位置づけられます。

策定にあたっては、景観形成をより確実に推進していくため、前述した計画のほかに、国や北海道、倶知安町の景観形成に係るその他の関連計画等との整合や連携、活用を図ります。

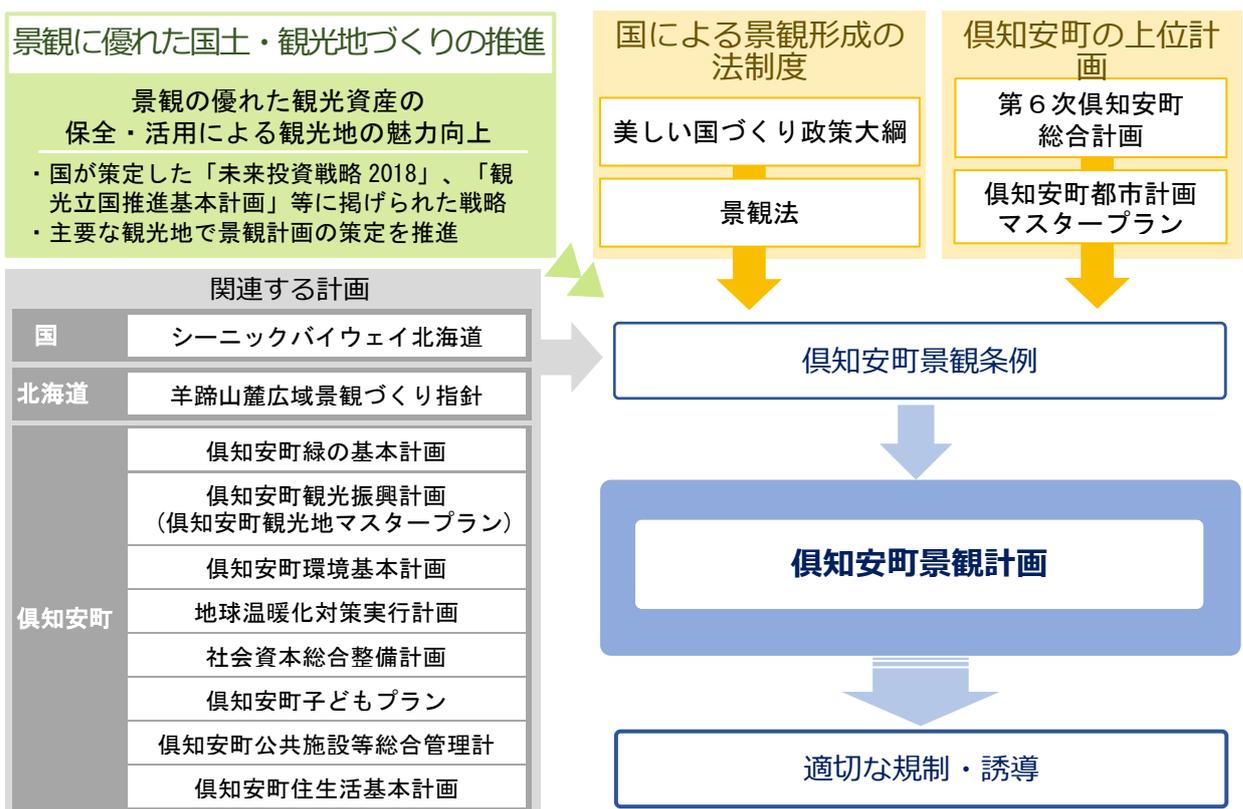


図 1-1 景観計画の位置付け

## 第2章

## 2章 倶知安町の景観特性

### 1. 倶知安町の景観特性

#### (1) 景観特性の捉え方

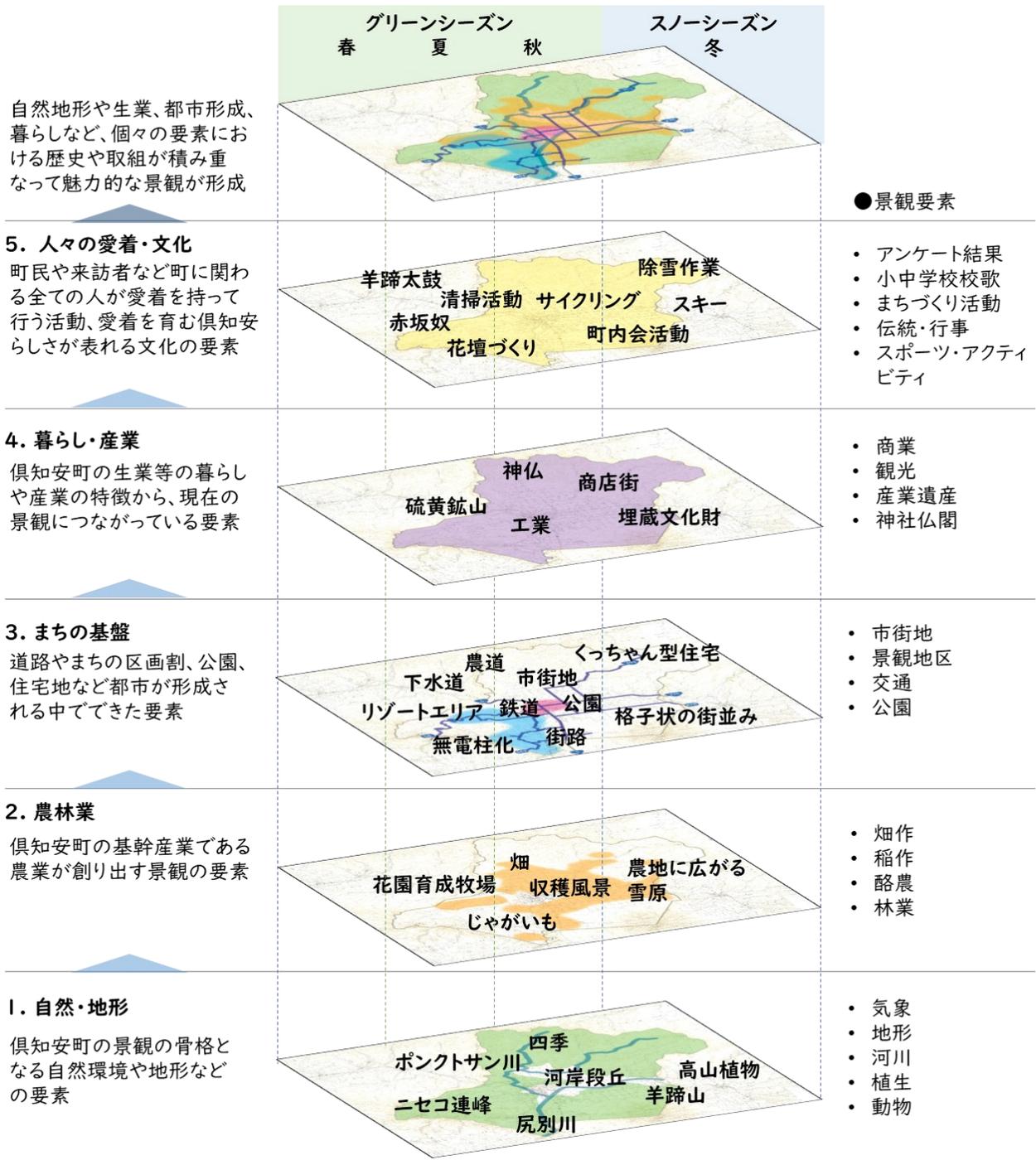
1949年に羊蹄山が支笏洞爺国立公園に、1963年にニセコ連峰がニセコ積丹小樽海岸国立公園に指定されことにより、倶知安町は農地・市街地を囲うように美しい自然が守られ、昔と変わらない風景が作られています。

倶知安町の景観特性を把握するため、倶知安町の景観を創り出している大切な要素を5つに整理します。要素として、土台には羊蹄山や河岸段丘、四季などの「自然・地形」、その上に自然に根差した「農林業」、道路や市街地などの「まちの基盤」、町民の営みなどの「暮らし・産業」が重なり合っています。

さらに、町民を始めとする倶知安町に関わる全ての「人々の愛着」や過去から現在へ引き継がれてきた「文化」が、自然・地形、農業、まちの基盤、暮らし・産業までを守り、育て、創っており、倶知安町の景観を形成していると言えます。

大切な視点として、現在目に見える要素のみを把握するのではなく、現在の景観に影響を与えている要素ごとの歴史的な背景や変遷を理解した上で、景観特性を把握します。

倶知安町の景観特性を把握する要素階層



倶知安町の景観特性を把握する要素階層図

## (2) 景観要素

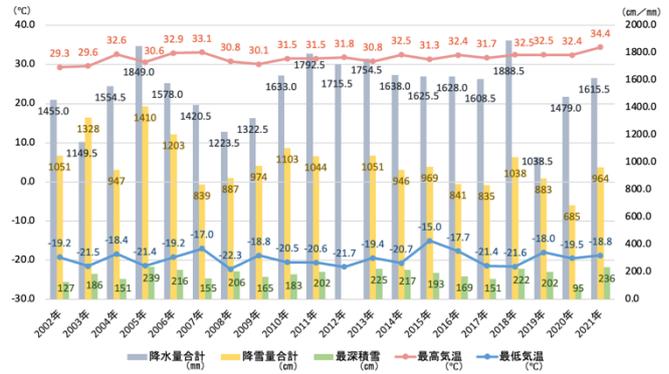
### 1) 自然・地形がつくる景観要素や資源

#### ① 気象

倶知安町は、日本海側気候区に属します。一般に、春から夏にかけては温暖で晴天が多いですが、冬は北西からの季節風の影響を受け、降雪量が多いことから特別豪雪地帯※に指定されています。豪雪になる仕組みは、冬、ユーラシア大陸内陸部から偏西風によって運ばれてくる冷氣塊が日本海上空で大量の水蒸気を含み、積乱雲へと発達したのち、倶知安町を囲む山々によって急激に冷やされるためです。1970年（昭和45年）には312cmの積雪量を記録しました。

夏季は、おおむねどの年も最高気温30℃を超えており、冬季は最低気温-15℃を下回ります。

過去20年間の平均年間降雪量合計は949.9cmで、札幌市の平均降雪量合計463.6cmを大幅に上回ります。



過去20年の平均値（2002年～2021年）	
平均気温	7.4 °C
年間降水量	1548.5 mm
年間降雪量	949.9 <sup>※</sup> cm
最深積雪	177.0 <sup>※</sup> cm
雪日数	120.5 <sup>※</sup> 日

※2012年の降雪量・最新積雪および2007年・2008年・2009年の雪日数は、資料不足のため、含めていない。

#### 倶知安町の気象

資料：気象庁（倶知安町 年ごとの値 主な要素）

#### ② 地形

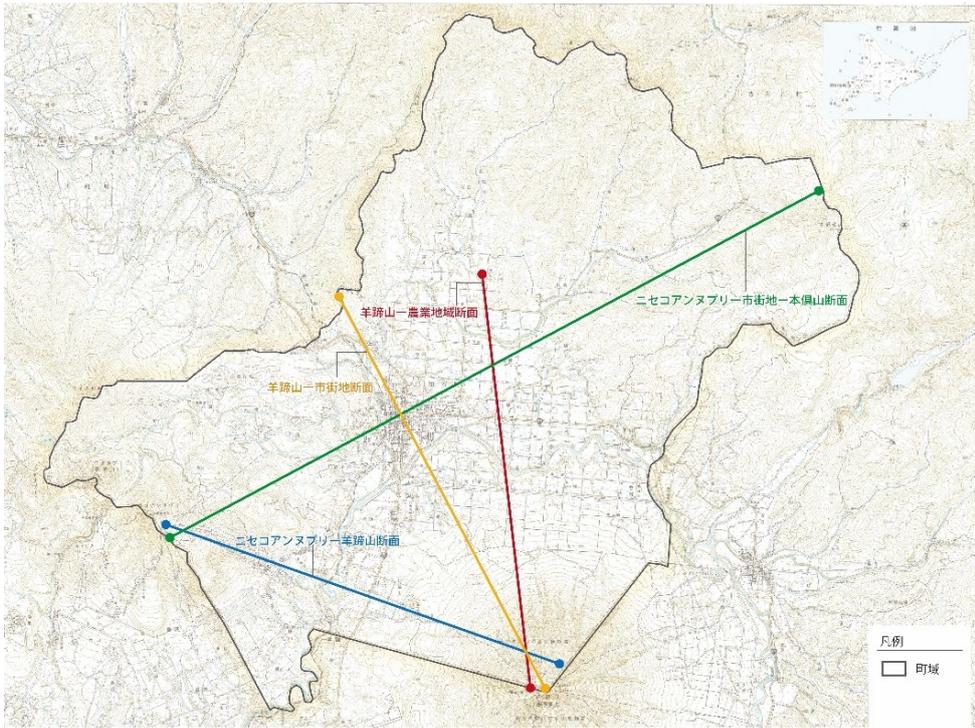
倶知安町は後志地域の中央、日本海の内陸部に位置する、東西約25km、南北約22km、総面積約261km<sup>2</sup>の町です。山岳に囲まれた盆地状地形で、南部に羊蹄山、西部にニセコ連峰、北東部に本倶登山や三角山といった山々がそびえ立ちます。盆地の底部にあたる標高170mほどから、周辺は1000mを超す山々が連なることから、起伏に富んだ地域であるといえるでしょう。羊蹄山北側を迂回するように流れる尻別川と、山間部や盆地の低地帯を流れる複数の支流が河岸段丘と肥沃な沖積地を形成し市街地や田畑の基礎となっています。



真上からの航空写真

出典：グーグルアース（2020）

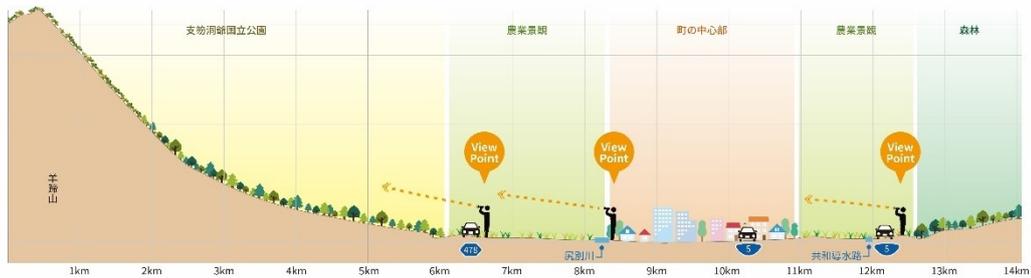
※ 特別豪雪地帯：積雪の度合いが高い地域の中でも特に高く、住民の生活や交通に支障が出ている地域



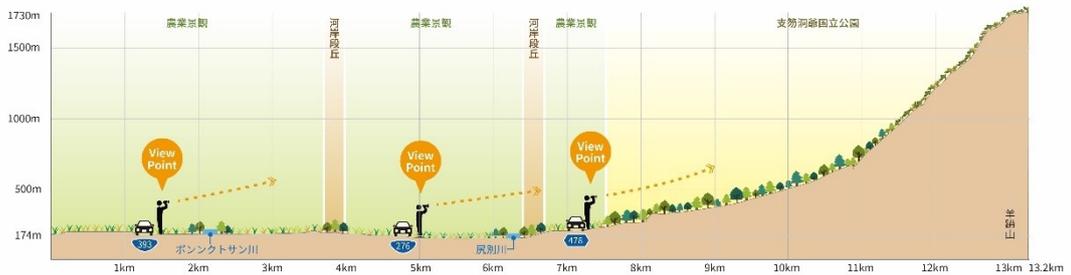
断面図切り取り位置



ニセコアンヌプリ市街地-本俱登山断面



羊蹄山-市街地断面



羊蹄山-農業地域断面



ニセコアンヌプリ-羊蹄山断面

### ③ 山岳

#### a 羊蹄山

「蝦夷富士」とも呼ばれる羊蹄山（標高：1,898m）は、西南北海道で一番の高さを誇る円錐型の成層火山です。頂上には外周約 2km の火口が形成されており、父釜、母釜、子釜と名づけられています。羊蹄山が誕生した時期は明確ではありませんが、およそ 10 万年から数万年前に火山活動が始まったとされています。



古くは「後方羊蹄山」と呼ばれていましたが、難解な読みであったため、昭和 44 年頃に「羊蹄山」に変更されました。その姿が富士山に似ていることから、「蝦夷富士」とも呼ばれ親しまれています。

支笏洞爺国立公園に指定されている羊蹄山では、370 種を超える植物が確認されています。特に 4 合目以上の地域では自然が良好な状態で残されていることから、登山道の 1 つである倶知安コースと併せ、国の天然記念物「後方羊蹄山の高山植物帯」としても指定されています。このエリアでは、これまでに野鳥は 130 種以上、高山植物は 100 種類以上確認されています。

また、日本百名山のひとつとなっており、グリーンシーズンは登山や自然観察、スノーシーズンはバックカントリーなどを楽しむ人々でにぎわいます。

#### b ニセコ連峰

ニセコ連峰は、東西 25km、南北 15km に及び、10 以上の成層火山や溶岩ドームから成る火山群で、1,000m 級の山々が連なります。噴火活動は約 160 万年前にはすでに始まっていたと考えられており、最西端に位置する雷電山から東に向かって徐々に火山体が形成され、現在の姿に至ります。チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリは未だに岩肌が露出した地形が保たれているなど、連峰の中でも新しい火山体であると考えられています。中でも最も新しい年代に形成されたイワオヌプリは「活火山」に指定されています。



長い年月の中で形成されてきた連峰は変化に富み、雄大な景観を作り出します。このことから積丹・小樽方面を含め「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されています。

ニセコアンヌプリの海拔 400m 以上の高地に産する植物は約 280 種にのびます。また、イワオヌプリ火山群の山麓や山腹には湖沼や高層湿原が点在しているため、羊蹄山と比較すると水生植物や湿生植物の種類に富んでいるのも特徴の一つです。

ニセコ連峰の主峰である標高 1,308m のニセコアンヌプリには、上質なパウダースノーを活かしたスキー場が 4 カ所あり（うち、倶知安町内は 2 カ所）、国内外のスキーヤーやスノーボーダーが集まります。

## ④ 河川

支笏湖北西に位置するフレ岳に源流をもつ尻別川は、約126kmの長さを誇る道内有数の一級河川です。緩流と急流、蛇行を繰り返しながら西に向かって流れ、最後は日本海に合流します。倶知安町からニセコ町にかけては尻別川の浸食によって顕著な河谷地形が形成されており、急峻な蛇行を繰り返します。水質の優れた川としても有名で、これまで何度も



清流日本一に選ばれています。倶登山川、硫黄川、ジャコ川といった倶知安町内を流れる尻別川の支流河川は主に北東部を源に発し、南北、もしくは北東～南西の流路を取りながら町内を巡り、尻別川に合流します。この過程でつくられた氾濫原や沖積地が、現在の倶知安町の市街地や田圃や畑といった農業地域の基盤を構築しています。また、河川の周辺には河畔林が発達し、良好な緑地景観が形成されています。河畔林は河川生態系において、生息する生物のすみかやエサの供給といった役割を果たしますが、住宅地や田畑から流れ出る窒素やリンなど栄養分の過剰な河川流出を抑え、水質を浄化する機能も備えています。

夏になると尻別川の蛇行や急流を利用したラフティングなどのアウトドアスポーツの場として活用されるほか、冬は尻別川流域では樹氷や霧氷などがみられ、河川に架かる橋からは、季節により表情を変える美しい河川を望むことができます。

## ⑤ 湖沼

### a. 半月湖

#### <景観要素>

- ・ 半月湖は羊蹄山の北西山麓、海拔270mにある湖であり、爆裂火口に水が溜まった平均水深4m、最深部18.2mの火口湖です。国の天然記念物に指定されています。
- ・ ヤマザクラなどの花が咲く春や、紅葉が美しい秋など季節毎の景色が湖面に映り込みます。



### b. 鏡沼

#### <景観要素>

- ・ 鏡沼はニセコアンヌプリの北東斜面中腹(標高570m)に位置し、主に雪解け水によって維持されています。
- ・ 沼の対岸にはミズナラ・イタヤカエデ・ホオノキなどの巨木が原生に近い森林として存在します。
- ・ 水面に季節ごとの周囲の景色が映し出され、鏡のような光景になります。沼には浮島があり風により少しずつ移動しています。



## ⑥ 森林

本町の森林面積は約 16,800ha で町の面積の約 64%を占め、羊蹄山、ニセコ連峰をはじめとした本町の外縁を形成する山岳・丘陵地帯を中心に形成しています。森林面積のうち、国有林が約 1/3、残りが民有林（道有林、町有林を含む）となり、民有林では、約 7割（約 7,800ha）が私有林で森林面積全体の半分近い面積を占めています。なお、本町には2つ



の自然公園地域があり、羊蹄山を地域に含む支笏洞爺国立公園内においては道有林、ニセコアンヌプリ・イワオヌプリ・ワイスホルンなどのニセコ連峰に含むニセコ小樽積丹海岸国定公園内においては大部分が国有林を占め、公有林によって自然公園の環境が保全されています。一方で、自然公園区域外においては、私有林が多く占め、特にリゾートエリアの外縁ではリゾートの投資に伴う開発が進み、森林の伐採が目立ちつつあります。

保安林は倶知安町全体で 1,148ha 指定されており、水源涵養や土砂流出防備、干害防備、保健休養などのグリーンインフラとしての機能を発揮するため、保全しています。

現在、町有林では本格的な利用期を迎えており、伐採（皆伐・間伐・更新伐）・植栽・下刈を計画的に進め、森林管理に努めています。私有林についても経営管理を促すため、伐採後の植林などの啓発・支援をしています。

また、近年では、地域材の活用推進の動きも見られ、行政や森林組合、民間事業者など、森林・林業を通じたさまざまな主体・業界間の連携を図った活動が見られます。



※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合があります。

森林面積

出典：倶知安の統計統計 2021（北海道林業統計 各年度末実績）を基に作成

## ⑦ 植生

倶知安町の植生は、主に高山植生、森林植生、湿原植生の3つに分けられます。

**高山植生**：羊蹄山とニセコ連峰で見られる植生です。羊蹄山山頂周辺は高山植物の宝庫で、多様な微地形に適応した高山植物が生育します。キバナシャクナゲやエゾノツガザクラなどをはじめ、道内で唯一、オノエリンドウを見ることができます。ニセコ連峰では、主にハイマツが尾根筋や山腹周辺に点在して生育しています。五色温泉周辺は硫黄の影響を特に強く受けており、植物の生育に適さない環境となっています。ここでは植物種の垂直分布が逆転しており、ダケカンバなどの亜高山帯に代表される樹種よりも低標高の地点で、複数の高山植物が見られます。

**森林植生**：現在の倶知安町の山地や丘陵地では、針広混交林が広く発達しています。もともと倶知安の低地帯における森林相は、シナノキ-エゾイタヤ群落であったと考えられていますが、現在では、羊蹄山の山麓部や鏡沼の周辺地域に痕跡を見るに留まります。

土中の水分量が多い肥沃な沖積土からなる市街地周辺では、ハルニレ、ヤチダモなどからなる湿地林が形成されますが、今では百年の森周辺で見られるのみとなっています。

ニセコ連峰には、地史の古い日本海側を中心として高層湿原\*が点在しており、町内では鏡沼湿原と、その周辺に散在するいくつかの湿原が挙げられます。これらの湿原は観光客の往来も比較的少なく人為的影響が軽微であるため、自然度が非常に高い状態で残されている貴重な環境と言えます。

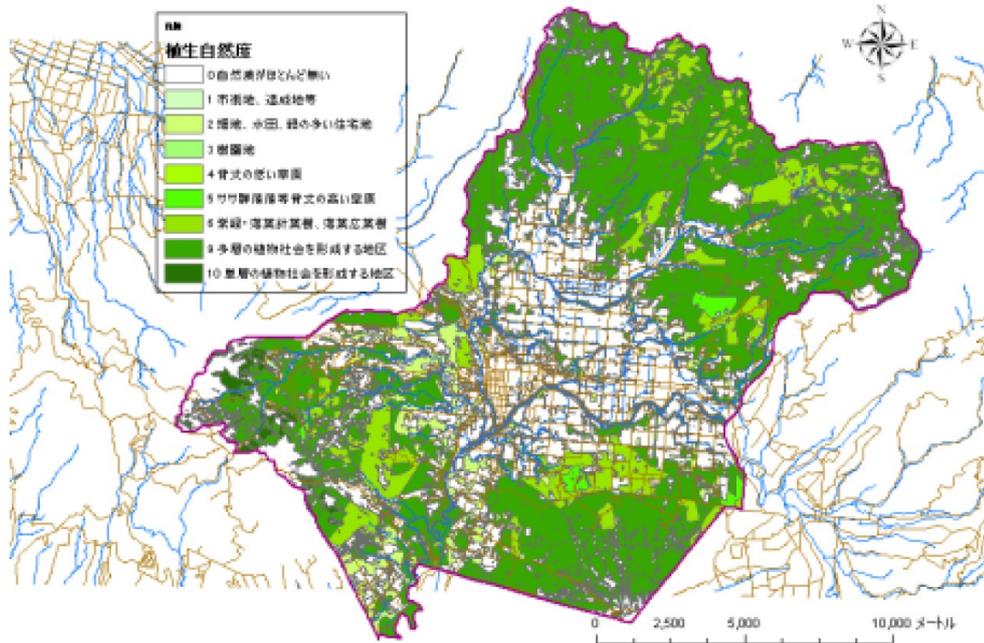


高山植物		
羊蹄山		ハイマツ、コケモモ、キバナシャクナゲ、エゾノツガザクラ など
ニセコ山系(ニセコアヌプリ、イワオヌプリ)		ハイマツ など
森林植物		
羊蹄山	山麓から 500~700m	シナノキやエゾイタヤを含む森林
	700m~1000m	針葉樹のエゾマツとダケカンバ など
	1000m~1700m	矮小化・耐雪圧型化したダケカンバ など
市街地周辺	百年の森	ヤナギ類、ドロノキ、ハンノキ、ヤチダモ など
湿原植生		
鏡沼、鏡沼周辺		ミズゴケ、ワタスゲの群落、ワギキョウ、ツルコケモモ など
二股湿原		ミズゴケ など

植生

出典：倶知安町環境基本計画、鏡沼 GUIDEMAP

\* 高層湿原：枯死した植物が冷涼な環境で分解されずに堆積し続け、周囲より盛り上がることで形成された湿原のこと。雨水と雪解け水のみで維持されているため栄養が乏しく、植生は貧栄養な環境でも生育可能なミズゴケ類が主体となる。氷河期の依存種といった動植物が生育している場合が多いことも特徴。



植生自然図（植生自然度）

出典：俱知安町環境基本計画

## ⑧ 動物

俱知安町では、半月湖周辺が鳥獣保護区に指定されています。また、平野部の大部分はすでに開発されているため、住みかとなる自然林は、八幡地区にある百年の森を除くと、ほとんど残されていません。

**哺乳類：**エゾヒグマ、エゾリス、エゾシマリス、キタキツネ、エゾタヌキをはじめ、ホンドイタチやアライグマなど、本州からの帰化動物及び外来種も確認されています。エゾシカは明治時代、全道的に生息数が激減し絶滅寸前になった頃を境にほとんど見られなくなりましたが、近年では少しずつ目撃例も増えてきています。



**両生爬虫類：**両生類ではニホンアマガエルやエゾアカガエル、エゾサンショウウオの3種が生息しています。道内他地域で問題になっている外来カエル類は現在まだ確認されていません。爬虫類ではニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、マムシなどが生息しています。

**鳥類：**39科163種の野鳥が見られ、クマゲラ、カワセミ、ヤマセミ、アカショウビンなど、近年減少傾向にある鳥も確認されています。



**昆虫類：**羊蹄山、イワオヌプリ、チセヌプリなどの高山帯や、鏡沼や半月湖などの湿生環境など、それぞれに特徴的な昆虫が見られます。

**魚類：**尻別川水系で28種ほどが確認されています。北方系の魚種であるイトウ、オシロコマと、南方系魚種であるヨシノボリやアユなどが共生しているといった特徴を有しています。イトウ、オシロコマは、世界的に見ても南限にあたる個体群と考えられています。

哺乳類	
キタキツネ、エゾタヌキ      エゾシカ      エゾヒグマ エゾユキウサギ      エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガ エゾヤチネズミ、エゾトガリネズミ、オオアシトガリネズミ エゾクロテン      (その他：コウモリ)      など	
本州からの帰化動物	ホンドイタチ、ホンドテン
外来種動物	アライグマ、ミンク      など
両生爬虫類	
ニホンアマガエル、エゾアカガエル、エゾサンショウウオ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、マムシ      など	
鳥類	
留鳥	エゾコゲラ、エゾアカゲラ、オオアカゲラ、ヤマゲラ、クマゲラ コガラ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、ゴジュウカラ ミヤマカケス、ハシブトガラス、ホシボソガラス ヒヨドリ      キクイタダキ キバシリ      シマエナガ ムクドリ      スズメ      など
旅鳥	シロハラ      マガン      など
夏鳥	ウグイス、オオヨシキリ、センダイムシクイ      ノビタキ ホオジロ、ホオアカ、アオジ      キビタキ カッコウ、ツツドリ      ヒバリ      アオサギ ハクセキレイ      ニュウナイスズメ カワラヒワ、シメ      コムクドリ コチドリ      オオジシギ      など
冬鳥	キレンジャク、ヒレンジャク      ツグミ コハクチョウ、ホオジロガモ      など
昆虫	
羊蹄山	ダイセツオサムシ、オオルリオサムシ      など
鏡沼、神仙沼、大谷地などの高層湿原	カオジロトンボ、タカネトンボ、キイロマツモムシ、メススジゲンゴロウ      など
イワオヌプリ・チセヌプリなど	エゾマルクビゴミムシ、チャモンミズギワカメムシ      など
魚類	
イトウ、オシロコマ、サケ、ヤマメ、イワナ、カワヤツメ、ヨシノボリ類、アユ      など	

## 倶知安町の動物

参考文献：ぐるっと羊蹄まちしるべ、倶知安町百年史、倶知安双書「ニセコ植物誌」、倶知安双書「雪と生活」、倶知安町環境基本計画、5万分の1地質図幅「留寿都」（斉藤ほか、1956）、5万分の1地質図幅「倶知安」（斉藤ほか、1955）、現存植生図（昭和54年）、北海道南西部ニセコ火山群、イワオヌプリ火山の形成史と活動年代（松尾ほか、2017）、尻別川水系の流域及び河川の概要（国土交通省河川局、2007）、倶知安風土館自然史調査データ（私信）、倶知安町森林整備計画（北海道・倶知安町、2018）

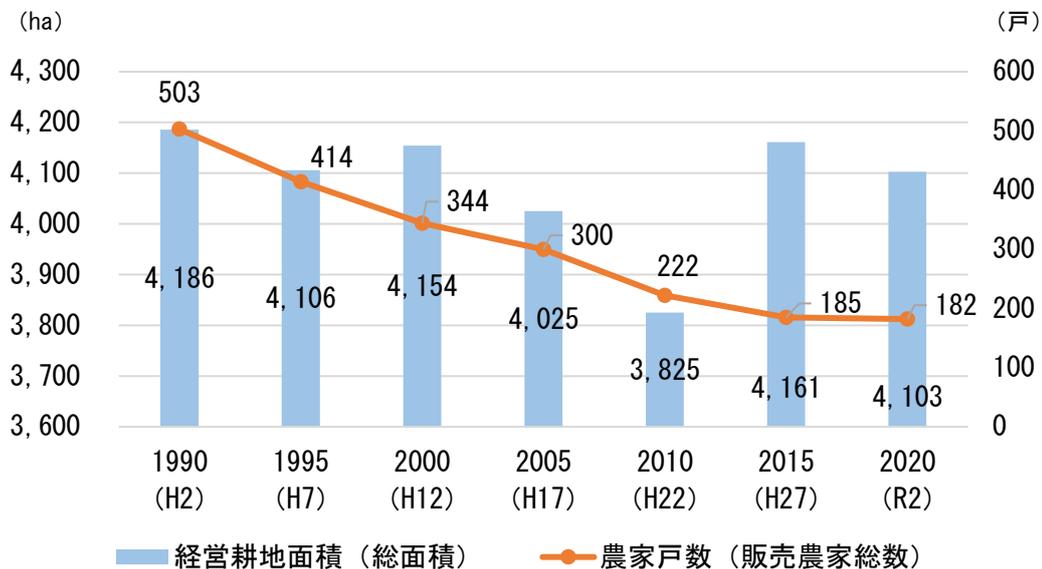
## 2) 農林業がつくる景観要素や資源

### ① 農業

俱知安町は主要作物の馬鈴薯などの優良な畑地帯が市街地の外側に広く広がっており、雄大な農業景観を形成しています。農業地域があることにより、市街地からも羊蹄山を背景とした雄大な自然や牧歌的風景を感じられ、私たちの暮らしを彩っています。

俱知安町全体の経営耕地面積は、過去 30 年において概ね 4,100ha で推移しており、面積が維持されています。

一方で、経営農家戸数は、平成 2 (1990) 年の 503 戸から令和 2 年 (2020) 年の 182 戸へ 3 分の 1 近くに減少しています。従って、本町では、一戸あたりの経営耕地面積が増えており、農地集積による大規模化が進んでいる状況にあります。



経営耕地面積および農家戸数の推移  
 出典：俱知安町の統計 2006・俱知安の統計 2021 (農業基本調査・農(林)業センサス 各年 2 月 1 日現在) を基に作成

#### a 畑作

本町の主産物である馬鈴薯は、町の総耕地面積のおよそ 3 割を占め、初夏に男爵薯のピンクの花が一面に咲く姿は「ピンクの絨毯」とも称され親しまれています。

雪が降ると、一面真っ白な新雪が広がり、春には営農を早めるため、積雪深い農地に黒い融雪剤が模様を描くように散布されている景色が見られます。これらは、馬鈴薯の花畑と共に、俱知安町の象徴的な農業景観です。



畑地景観



馬鈴薯畑

出典：俱知安町ホームページ

作物	面積(ha)	割合 (%)	作物	作付面積(ha)	収穫量(t)
田	760	18.5	水稻	223	1,250
畑	3,343	81.5	小麦	567	2,590
総面積：4,103			馬鈴薯	1,220	38,800
			てんさい	404	24,500

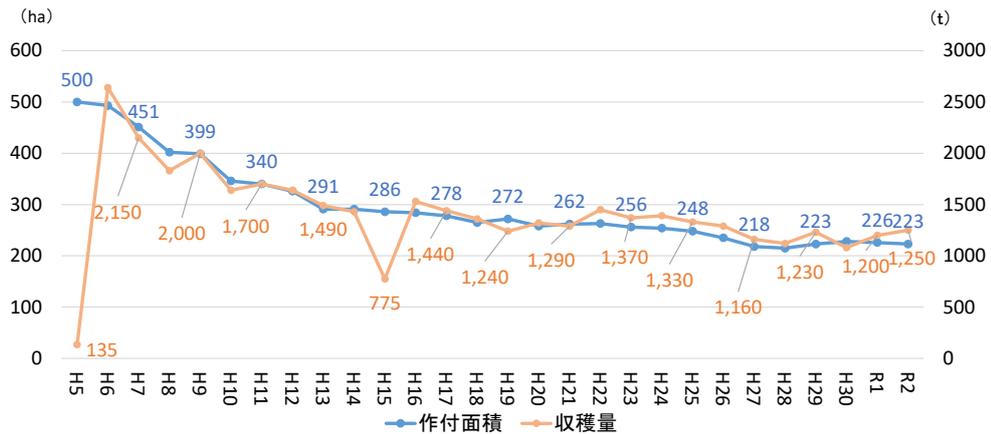
令和2年経営耕地面積

令和2年主要作物作付面積・収穫量

出典：俱知安町の統計（2021年版）

### b 稲作

経営耕地面積のおよそ2割が田として利用されており、主に尻別川流域に田地景観が広がっていますが、水稻の作付面積及び収穫量は、年々減少傾向にあります。



水稻の作付面積・収穫量の推移

出典：俱知安町の統計（2021年版）

### c 酪農

俱知安町には、乳用・肉用牛を飼育している農家が計16戸あります。また、地域の畜産業を支える町営花園育成牧場では、総面積242.3haという広大な敷地に5月下旬から10月中旬まで牛が放牧されています。

種別	頭数(頭)	農家数(戸)
乳用牛	739	11
肉用牛	不明	5

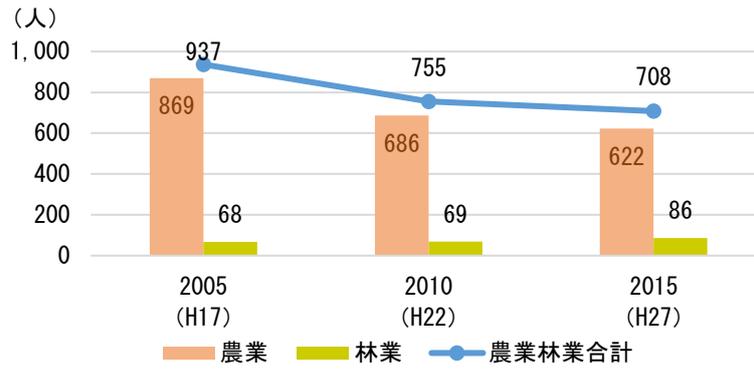
令和2年飼育頭数と農家数

出典：俱知安町の統計（2021年版）

### ② 林業

林業就業者はここ10年間でやや増加傾向が見られます。町有林間伐の委託業務では、伐採した木の出荷販売も含めて契約し、間伐材が利活用される工夫をしています。近年では、地域材のフローリングを利用した住宅も存在しているほか、行政や森林組合、建築事業者等による、「しりべし・くつろ木の会」が中心となり、さまざまな主体・業界間の連携を図った活動を展開しています。





農林業就業者数の推移

出典：国勢調査を基に作成

### 3) まちの基盤がつくる景観要素や資源

#### ① 市街地：用途地域

倶知安町の市街地は主に倶知安駅から東に広がる用途地域範囲内に形成されています。倶知安町役場や後志総合振興局が立地し、商業施設や公共公益施設が集中するものの、近年、少子高齢化や人口減少、財政状況等の社会情勢の変化を踏まえ、市街地の活性化やまちなか居住、公共施設等の老朽化への対応などの取り組みを行ってきました。



さらに、今後の新幹線倶知安駅開業や北海道横断自動車道（仮称）倶知安 I C 開設に向けたまちづくりについて検討を重ねています。



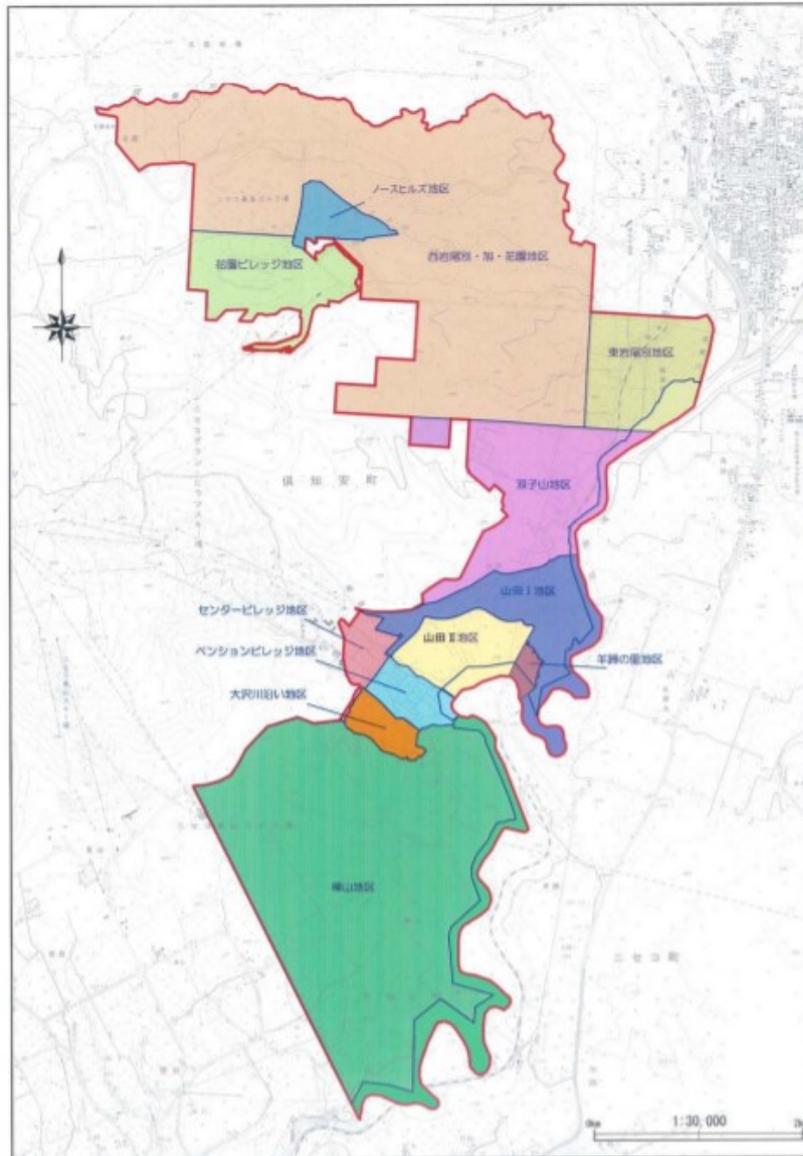
都市計画区域範囲および用途地域決定状況

出典：倶知安町都市マスタープラン

## ② リゾートエリア：景観地区

倶知安駅の南西部、ニセコ連峰の麓に位置するリゾートエリアは、ウィンタースポーツを中心とした国際リゾート地として、国内外からの来訪者で賑わいを見せています。

ニセコひらふ地区を中心にホテル・コンドミニアム等の建築や周辺の開発が拡大しつつあり、今後も羊蹄山やニセコ連峰への眺望を維持し、豊かな緑と良質な滞在空間が両立した地域とするため、このエリアを景観地区と定め、良好な景観形成に取り組んできました。



景観地区区域図

出典：倶知安町ホームページ

### ③ 交通

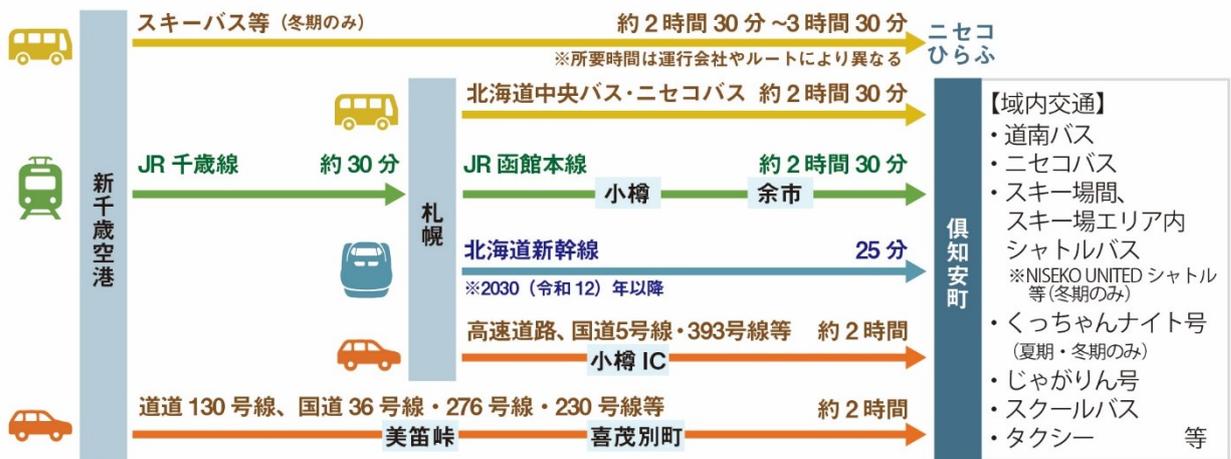
倶知安町の道路網は、国道5号・国道276号・国道393号を軸に形成されています。2027年（令和9年）頃に、小樽までつながる後志自動車道が、倶知安ICまで開通予定です。

公共交通は、JR函館本線と民間路線バスのほか、市街地内を循環するコミュニティバス「じゃがりん号」があります。

また、2012年（平成24年）に北海道新幹線札幌延伸が認可・着工され、2030年度（令和12年度）に新しい倶知安駅が開業する予定となっています。

新千歳空港から倶知安町までは、鉄道で約3時間・車で約2時間程度掛かりますが、今後新幹線や自動車道の開通で、所要時間が短縮される見込みです。

城内交通は、公共バスに加えて、スキー事業者のシャトルバス等もあります。



出典：2020-2030 倶知安町観光地マスタープラン、北海道の道路情報総合案内サイト「北の道ナビ」、倶知安町ホームページ、北海道中央バスホームページを基に作成

### ④ 公園

都市公園は、身近な緑地として重要な存在です。平成9年に百年の森、平成8年に中央公園が設置されて以来、新たな設置はありません。

倶知安町の都市公園<sup>※</sup>は、現在、都市計画区域内の公園が13箇所、うち2箇所は都市計画決定を受けています。



		公園名	
都市公園	どんぐり公園	あかしや公園	六郷鉄道記念公園
	しらかば公園	さくら公園	百年の森公園
	みどり公園	ちびっこ公園	駅前公園
	しらゆき公園	レルヒ記念公園	合計 12.90ha
都市計画公園	旭ヶ丘公園	中央公園	合計 47.0ha

都市公園および都市計画公園一覧

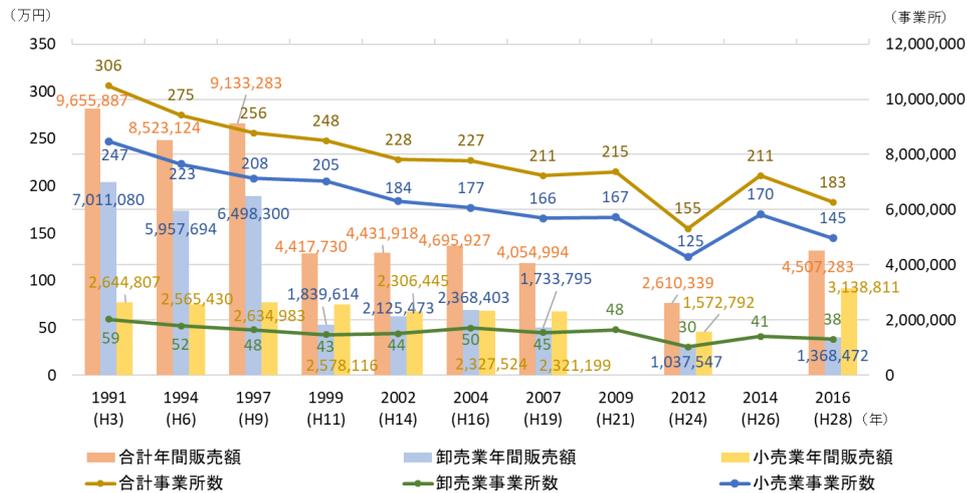
出典：倶知安町ホームページ

<sup>※</sup> 都市公園法により定められ、地方公共団体や国が設置する公園・緑地とその公園施設

## 4) 暮らし・産業がつくる景観要素や資源

### ① 商業

倶知安町の商店数及び販売額をみると、概ね減少傾向にあるといえます。しかし、近年、空き店舗の活用など、若者を中心とした動きもあり、平成28年（2016年）の販売額はわずかに回復しました。



商店数・年間販売額（商業統計調査、経済センサス）、  
参考：倶知安の統計（2020年版）

### ② 観光

ニセコひらふ、HANAZONO は、北海道でも有数の観光地であり、今なお開発が進められている国際スキーリゾート地です。

それ以外にも豊かな自然を生かしたアクティビティや、羊蹄山やニセコ連峰、半月湖、芝ざくらなど、町内には見どころが多く、点在しています。

アウトドア・アクティビティにおいては、尻別川でのラフティングやカヌー、見晴らしの良い道路でのサイクリングなど、四季を問わず自然を活かしたアクティビティが豊富です。

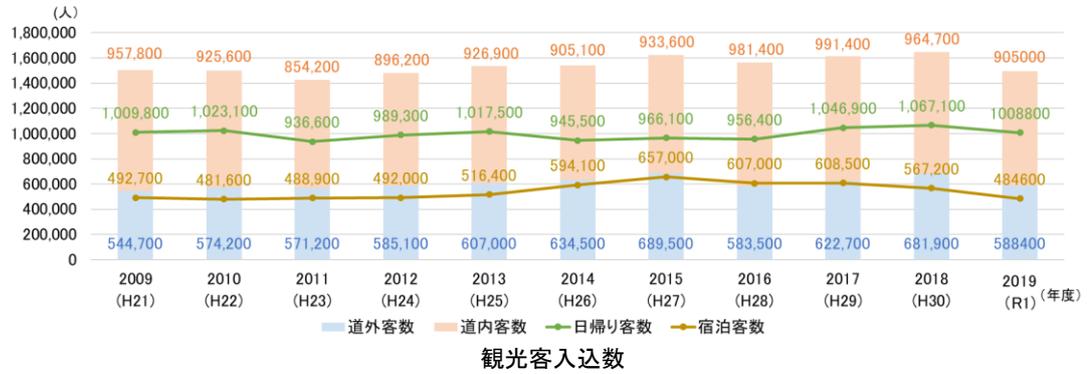


	グリーンシーズン（春・夏・秋）	スノーシーズン（冬）
アウトドア・アクティビティ	ラフティング、カヌー、キャニオニング、トレッキング、サイクリング、マウンテンバイク、ゴルフ、グランピング など	スキー、スノーボード
自然	羊蹄山、ニセコ連峰、半月湖自然公園、旭ヶ丘総合公園 など	
	芝桜、花（馬鈴薯畑）、紅葉	
文化	小川原脩記念美術館、風土館、ギャラリー、カフェ	
イベント	ニセコクラシック、ニセコ HANAZONO ヒルクライム、ひらふ祭り、倶知安じゃが祭り、ニセコオータムフードフェスティバル など	雪トピアフェスティバル
その他	温泉（倶知安温泉郷、ひらふ温泉郷、花園温泉郷）	

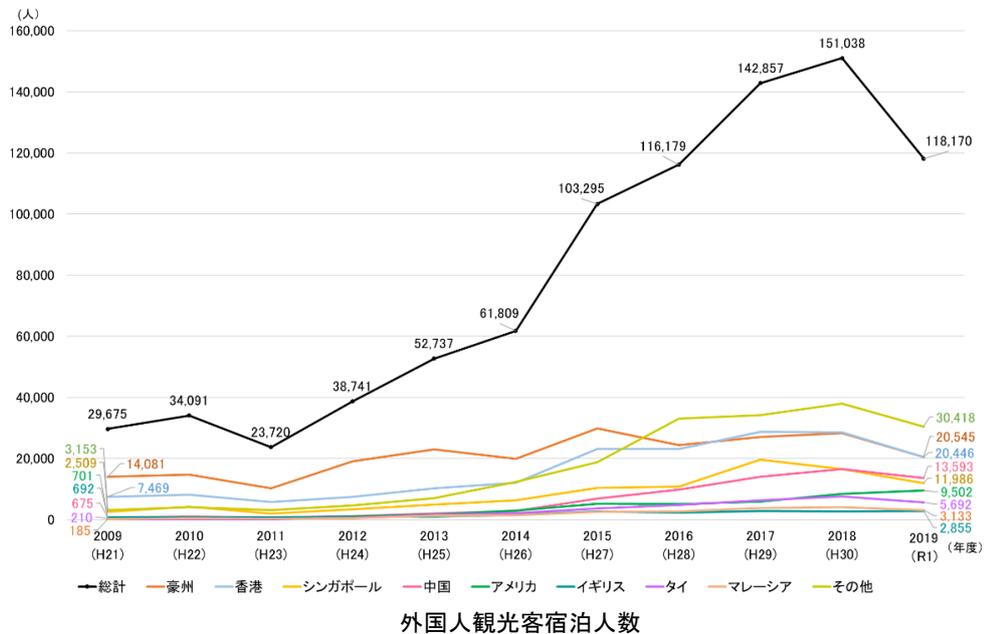
倶知安町の観光資源  
出典：2020-2031 倶知安町観光地マスタープランを元に作成

観光客の推移では、道外よりも道内からの客数が多い傾向にあり、宿泊客数よりも日帰り客数の方が、2倍程多い状況です。

外国人観光客宿泊人数を見ると、2019年度（令和元年度）時点の総計は10年前から約4倍となっています。国別では、上位8か国のうち、オーストラリアの宿泊者が最も多く、次いで香港からの宿泊者となっており、どの国もわずかに上昇傾向にあります。



参考：俱知安の統計（2020年版）

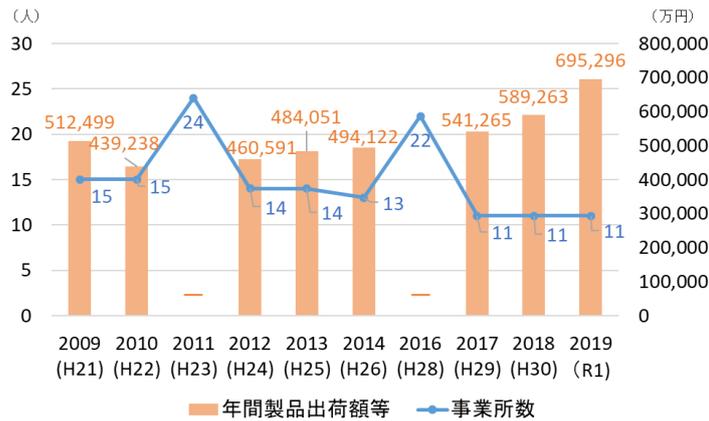


参考：俱知安の統計（2020年版）

### ③ 工業

俱知安町の代表的な工業は、食料品製造業、パルプ、紙・紙加工品製造で、地域の資源を活かした地域資源活用型工業が特徴です。製品では、日本酒や、特産品の馬鈴薯を活かしたオブラート、片栗粉、うどん、菓子類があります。企業数に比べ、出荷額は上昇しています。





※従業員 4 人以上の事業所。

※平成 23 年、平成 28 年は経済センサスー活動調査による集計ため、従業者 3 人以下の事業所も含む

製造業事業所数・年間製品出荷額（工業統計調査）

出典：俱知安町の統計（2020 年度）

#### ④ 産業遺産

##### a イワオヌプリ硫黄鉱山跡

イワオヌプリ硫黄鉱山跡は、経済産業省が認定する近代化産業遺産に選ばれました。

この場所は、俱知安町と蘭越町にまたがるニセコ連峰のひとつ、イワオヌプリの北側に位置する、明治から昭和初期にかけて栄えていた硫黄鉱山跡です。

最盛期には 200 人近い人々が生活をしていたとされますが、昭和 12（1937）年に閉山しました。

現在は、精錬釜の跡や精錬所に散乱されたままの耐火レンガ、当時の地形や索道跡などが残されており、イワオヌプリ登山者のルートのひとつになっています。



イワオヌプリ硫黄鉱山  
出典：俱知安町ホームページ

##### b ニセコアンヌプリ山頂着氷実験 木造高山観測所跡

大戦中、雪の研究家として高名な中谷宇吉郎元北大教授のチームが、ニセコアンヌプリ山頂で着氷実験を行いました。

現在、アンヌプリ山頂にはエンジンを設置したコンクリート製の台座が残されています。



##### c 石蔵倉庫（旧俱知安倉庫）

第一次世界大戦による雑穀の高騰により、業者が取り扱う雑穀を収納するための倉庫として「俱知安倉庫株式会社」が建設した木骨石造倉庫です。

現在は、JA ようていの作業機置き場として使用されており、音楽ライブやコンサート会場として活用されたこともあります。



## d 転車台

旭ヶ丘総合公園の代名詞とも言える、転車台施設です。



## ⑤ 神社仏閣

俱知安町内には、俱知安神社、山田神社、出雲神社、岩尾別神社などの神社が建立された歴史が残っています。

俱知安神社は、明治 24(1891)年に八幡神社として建立され、京都府の官幣退社石清水八幡宮からその最新の御分霊を奉納していました。昭和 27 (1952) 年に俱知安八幡神社と改称したのち、昭和 41 (1966) 年に現在の名称となりました。それに合わせ、町内各地区の祭神 8 柱を合祀し、蝦夷富士羊蹄山神社も境内社として存在しています。

明治 27 (1894) 年に出雲大社の御分霊を岩尾別に祀った俱知安神社頓宮は、昭和 34 (1959) 年に現在のどんぐり広場に遷座しました。

山田神社は明治中期に建立され、山田温泉の麓から昭和初期に現在地に移したとされます。

また、明治から大正期にかけ各農場内に設けられた神社として、現在の出雲大社があります。明治 31 (1898) 年に島根県の出雲大社の御分霊を祀るかたちで、北 6 線西 5 号に山陰神社として建立されました。明治 39 (1906) 年に出雲に移し、現在の名称となっています。現在はその祭神を俱知安神社に合祀しています。

そのほかの農場内の神社は、岩尾別の武岡農場、豊永など数農場に分かれている樺山農場、比羅夫の広瀬農場や加賀団体に社祠の印が認められます。加賀団体の社祠は山田神社となり、それぞれ岩尾別神社、樺山神社、比羅夫神社と呼ばれていました。

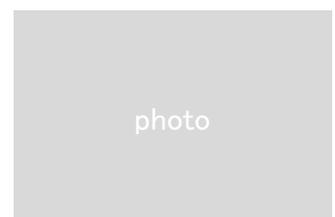
大和に位置する三柱神社や峠下に位置する峠下神社は大正 6(1917)年以降に建立されたとされますが、現在はありません。

寺院は町内に 14 箇所あり、明治 27 (1894) 年に創立した恵暁寺が俱知安町における最初の寺院です。当初は旭ヶ丘公園の下にありましたが、大正 6(1917)年に火災のため、現在地に移っています。

また、8 年後の明治 35 (1902) 年創立した孝運寺は、俱知安町の寺院の中で最初の建築で、改修を経てもなお一部その面影が現在も残っています。

北海道三三観音第四番札所である金剛寺は、明治 40 (1907) 年に創立され、昭和 2 (1927) 年に現在地へ移りました。

大正 4 (1915) 年に創立した大佛寺の天井画は、忍随によって描かれたもので町の有形文化財に指定されています。



金毘羅寺は明治 41（1908）年に洞爺湖畔に創立しましたが、有珠山の噴火により大正元（1911）年に倶知安町の現在地に移転しています。秋季大祭は町内外の人から親しまれ、新四国八十八カ所第四十六番の札所となっています。

その他の寺院は以下の通りです。

創立年	寺院	創立後の移転歴
明治 27（1894）年	恵暁寺	大正 6（1917）年に現在地に移転
明治 35（1902）年	孝運寺	
明治 36（1903）年	東林寺	大正 9（1920）年に現在地に移転
明治 40（1907）年	金剛寺	昭和 2（1927）年に現在地に移転
明治 41（1908）年	周延寺	昭和 7（1932）年に現在地に移転
明治 41（1908）年	金毘羅寺	洞爺湖畔から大正元（1911）年に倶知安町現在地に移転
明治 42（1909）年	放光寺	昭和 4（1929）年に現在地に移転
明治 44（1911）年	円融寺	
大正 4（1915）年	大佛寺	
昭和 21（1946）年	明見寺	
昭和 23（1948）年	長願寺	
昭和 25（1950）年	正覚寺	
昭和 28（1953）年	本因寺	
昭和 45（1970）年	知法寺	

倶知安町の寺院

出典：倶知安町百年史下巻

## ⑥ その他

### a 歌碑・詩碑

町内には、石川啄木や松浦武四郎、足立繁太郎、与謝野晶子など北海道にゆかりのある歌人・詩人・小説家により詠まれた 11 の歌碑・詩碑があります。



### b 記念碑

町内には、計 22 の記念碑があります。倶知安町開基 50 年記念碑や、水稻試作記念碑、工業発祥の地記念碑といった、倶知安町の歴史を記念するものや、小学校の閉校記念碑も 7 つあります。



### c 野の神仏

#### ■ 地神さん

倶知安町では「ジシンサン」と呼ばれている、野の神です。豊作を願う「農家の神様」であり、岡山県や四国が発祥と言われています。

倶知安地方では、石でつくった台座に五角柱の神名を刻んだ塔を載せたものと、自然石に地神宮、地神五社などを刻んだものを載せたものが 32 基あります。



## ■馬頭さん

野の観音であり、頭上に馬頭をつけた観音で、馬が牧草を飽きることなく食べるように、煩惱や諸悪を食べ尽くしてくれるとされています。

舟型の石に半肉浮彫にした像を刻んだものや、自然石に「馬頭観音」や「馬頭観世音」等の文字を彫り込んだものがあり、俱知安町には、3つの観音像と19の観音碑があります。



## d 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

町内には、21の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。峠下遺跡など、現在も発掘調査が行われている遺跡もあります。



## 5) 町民の愛着や文化がつくる景観要素や資源

アンケート実施：令和2（2020）年6月12日～6月30日

対象：俱知安町民（無作為に抽出した2,000名（抽出エリア：俱知安町全域））

※アンケートの詳細は参考資料に記載

### ① アンケート結果

#### ■ 町民の約9割が、自宅や道路から自然の景色を望むことができる

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰などの山なみや、身近な河川などの自然の風景を望むことができると回答した人が多く、俱知安町民の大半が、自然の景色を身近に望める環境にあることがわかります。

#### ■ 居住地周辺の住宅地や商店街の街並みに魅力を感じる町民と、魅力を感じない町民はおよそ同程度いる

- ・ 住居周辺に住宅地又は商店街があると回答した人の中で、そのまちなみに魅力を感じると回答した人と魅力を感じないと回答した人は、ほぼ同数でした。

#### ■ 町民の約6割が、自宅から山なみを眺めるのが好きと回答

- ・ 自宅や国道5号、自宅近くの道路と回答した人が多く、身近な場所から山なみを眺めるのが好きな人が多くなりました。

#### ■ 町民の約6割が、スキー場の夜景を俱知安町で良いと思う冬の景色と回答

- ・ スキー場の夜景や雪が被った山なみ、一面真っ白な農業地域と回答した人が多く、スキーリゾートおよび自然の多い豪雪地域ならではの景色に良さを感じている人が多くなりました。

#### ■ 町民の約9割が、羊蹄山やニセコ連峰の山なみを俱知安町の魅力だと思ふものと回答

- ・ 山なみやきれいな水、きれいな空気と回答した人が多く、「自然」が俱知安町の魅力だと感じている人が多くなりました。

#### ■ 町民の約9割が羊蹄山を俱知安町の誇れる場所と回答

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰といった山々、羊蹄山を背景とした農業地域が誇れる場所だと回答した人が多くなりました。

#### ■ 町民の約4割が俱知安町の自然の景色やまちなみに違和感を覚えたことがあり、そのうち約6割が周囲と調和していない建築物や工作物が目に留まった時に違和感を覚えたと回答

- ・ 「違和感を覚えたことがあった」と回答した人のうち、高さや色彩・デザインなどが周囲と調和していない建築物や工作物や、管理されていない空き家、また、高さや色彩・デザインなどが周囲と調和していない屋外広告物に違和感を覚えたことがあると回答した人が多くなりました。

## ② 小中学校の校歌

校歌には、地域を象徴する景観資源が投影されている傾向が見受けられます。倶知安町内の小中学校の校歌を見てみると、「羊蹄山」や「ニセコ」などの山々や「尻別川」などの地形を表す言葉のほか、雪を表現する歌詞など、自然豊かな豪雪地帯倶知安町ならではの言葉が使われています。

分類	歌詞
地形	羊蹄山（えぞ富士）／ニセコ（ニセコアン）／尻別川
気候	雪／粉雪／吹雪
自然	白樺／ポプラ
営み	田／畑

【調査小中学校】  
倶知安中学校/倶知安  
小学校/北陽小学校/  
東小学校/西小学校/  
樺山分校

## ③ まちづくり活動

倶知安町にはすでに、景観づくりに繋がる多くの活動や学びの場があります。以下に記したものは、一部の取り組みです。

### a 「百年の森」保全活動

百年の森ファンクラブが主体となり、自然に近い形で倶知安の“森”を再生するため、育林や外来種植物の除去活動などを年1回8月ごろ実施しています。

photo

### b “じゃがいもの花”情報発信

倶知安町農林課農業振興係が主体となり、毎年グリーンシーズンになると町のホームページにて馬鈴薯の花が綺麗に見られる時期や場所の発信を行っています。また、農地への侵入による病害虫の蔓延を防ぐため、立ち入り禁止看板も設置しています。

photo

### c 花壇づくりの促進

花と緑のまちづくり推進委員会が倶知安町社会福祉協議会と連携し、花苗や床土の配布、花植えなど、フラワーマスターを筆頭に花壇づくりの促進を行っています。また、普及・啓発の取り組みとして花壇コンクールも実施しています。

photo

**d ニセコひらふエリアのおもてなし空間の取り組み**

ニセコひらふエリアマネジメントが倶知安観光協会と連携し、ひらふ坂やローワーヒラフなどでの清掃活動や安全確保を目的とした除草作業を実施しています。また、ひらふ高原中央公園に『NISEKO』の花文字、フラワータワー等を設置し、ひらふ坂には移動式プランターによる花、ハロウィンの装飾、イルミネーションなど、季節ごとの演出を行っています。

photo

**e 副読本「くっちゃんのまち」**

倶知安町学校教育課学校教育係が、小学校3・4学年の社会科や総合学習で使用しやすい内容で町のことを知ってもらい、町に対する愛着をはぐくむきっかけになる副読本を発行しています。

photo

**f くっちゃんワンダーキッズ**

倶知安町社会教育課社会教育係が主体となり、町内の小学5学年を対象に、5月～翌年3月の間に月1回、年10回ほど、町内の自然・文化・スポーツなどを「直接体験」できる機会を創出しています。

photo

## ④ 伝統・行事

### a 祭り

毎年夏に倶知安町駅前通りで開催される「くっちゃん じゃが祭り」は、倶知安町の特産品「くっちゃんじゃが」をテーマにしたお祭りです。馬鈴薯取り放題や、食べ比べ、「じゃが音頭」にのせて踊る「じゃが千人踊り」、倶知安町の無形文化財の披露や、じゃがねぶたなど、倶知安らしい出し物で盛り上がります。

また、ロードバイクや MTB でじゃが祭り会場内を通過して約 15km のコースを走る「ニセコ HANAZONO ヒルクライム」も同日開催です。

旭ヶ丘スキー場で開催される冬の一大イベント、「雪トピアフェスティバル」は、スキーやスノーボードでプールを渡る「水面滑走トライアル」、雪だるまコンテスト、地域のグルメの屋台など、倶知安町ならではの冬を存分に楽しむことができるお祭りです。

他にも、倶知安神社で 7 月に開催される倶知安神社例大祭は、御神輿や渡御、無形民俗文化財である赤坂奴やこども奴が倶知安の街を練り歩きます。



### b 天瑞山 大佛寺本堂（倶知安町指定有形文化財）

初代住職である斎藤忍髄が峠下に庵を結んで布教を始め、大正 4（1915）年に設立しました。天井画は忍髄によって描かれ、昭和 46（1971）年に町指定有形文化財に指定されました。

平成 7（1995）年に本堂の大改修が行われ、新しい格子天井に鮮やかな色彩が蘇りました。



### c 赤坂奴（倶知安町指定無形文化財）

江戸時代、大名行列で先導役を務めた者たちの振りの一形態です。倶知安町では昭和 8（1933）年、陶山増太郎と佐藤村蔵の指導を受けて、当時の第一青年団によって奉納されたのがはじまりです。

八幡地区の人たちによって保存と継承がなされ、90 年近く地域の人々によって守られてきた、伝統ある民俗伝承のひとつです。例年 7 月末に行われる倶知安神社例大祭奉納奴行列や、町の夏祭り「くっちゃん じゃが祭り」の前振りの奴行列でその勇壮な所作を見ることができます。

昭和 60（1985）年 7 月 1 日倶知安町指定無形民俗文化財に指定されました。



赤坂奴  
出典：倶知安町ホームページ

#### d 羊蹄太鼓（倶知安町指定無形文化財）

羊蹄太鼓は、羊蹄山の姿や、山に登る人々の様子を表現した演奏曲で、高田緑郎氏によって、昭和 38 年に創作されました。

平成 9（1997）年 11 月 1 日に倶知安町指定無形民俗文化財に指定され、同時に羊蹄太鼓の保存、継承団体として「くっちゃん羊蹄太鼓保存会」が団体指定されています。

現在では、羊蹄太鼓保存会を中心に継承され、町内外での活動や、後継者の育成も行われています。毎年 8 月上旬と 10 月中旬に、北海道各地から太鼓の活動団体が倶知安に集まり、演奏会が開かれています。



羊蹄太鼓  
出典：倶知安町ホームページ

#### ⑤ スポーツアクティビティ

良質なパウダースノーが舞う倶知安町は、豪雪地帯という特徴を生かし、古くからスキーリゾートとしてウィンタースポーツを中心に賑わってきました。

スキーリゾートは、主にニセコアンヌプリの斜面に複数あり、地元住民のみならず、毎年国内外からの来訪者で溢れ、ウィンタースポーツに興じる姿が印象的です。

夏季には、登山やラフティング、サイクリングなどを、倶知安町の豊かな自然のなかで楽しむことができ、羊蹄山や、ニセコ連峰、尻別川など、魅力的な自然が豊富にある倶知安町だからこそできる自然を活かしたアクティビティが人気です。

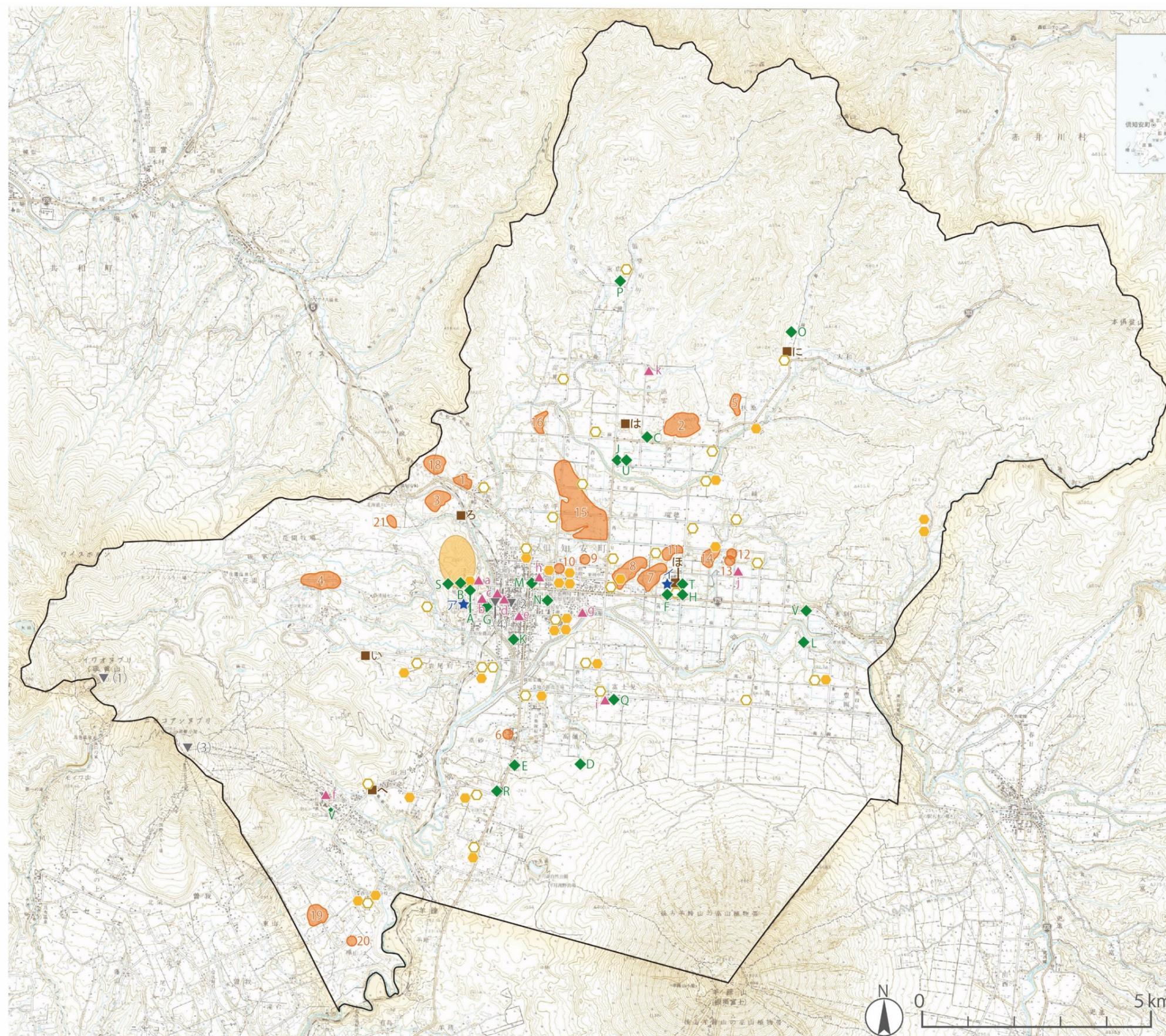


出典：倶知安町ホームページ



出典：倶知安町ホームページ

俱知安町歴史・文化の資源分布図



凡例

▲ 歌碑・詩碑		● 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	
a	原 和一の歌碑	1	峠下遺跡
b	石川啄木の歌碑	2	瑞穂遺跡
c	角川源義の句碑	3	峠下2遺跡
d	石川啄木の歌碑	4	学校平遺跡
e	与謝野晶子の歌碑	5	扶桑遺跡
f	林芙美子文学碑	6	高砂遺跡
g	松浦武四郎の歌碑	7	八幡遺跡
h	九条武子の歌碑	8	六郷1遺跡
i	三条実美の歌碑	9	六郷2遺跡
j	林芙美子文学碑	10	六郷3遺跡
k	足立繁太郎文学碑	11	八幡2遺跡
◆ 記念碑		12	砂利川1遺跡
A	旭ヶ岡公園	13	砂利川2遺跡
B	俱知安町開基50年記念碑	14	砂利川3遺跡
C	山陰移住会社 開拓50周年記念碑	15	琴平遺跡
D	水源地霊泉碑	16	高見遺跡
E	加賀団体崇徳碑	17	末広遺跡
F	俱知安小学校発祥跡地	18	峠下3遺跡
G	大仏寺天井画記念碑	19	樺山遺跡
H	俱知安村戸長役場跡 記念碑	20	樺山2遺跡
I	峠下遺跡記念碑	21	峠下4遺跡
J	水稻試作記念碑	★ 俱知安町指定文化財	
K	草分けの地記念碑	ア	俱知安町指定有形文化財 『大仏寺本堂の天井画』
L	工業発祥の地記念碑	イ	俱知安町指定無形文化財 『赤坂奴』
M	俱知安原標の碑	■ 神社仏閣	
N	後志国民高等学校記念碑	い	岩尾別神社（跡）
O	大和小学校閉校記念碑	ろ	峠下天満宮（跡）
P	末広小学校閉校記念碑	は	出雲神社（跡）
Q	富士見小学校閉校記念碑	に	三柱神社（跡）
R	比羅夫小学校閉校記念碑	ほ	俱知安神社
S	レルヒ羊蹄山 スキー登山記念碑	へ	山田神社
T	八幡小学校閉校記念碑	▼ その他	
U	瑞穂小中学校閉校記念碑	(1)	イワオヌブリ硫黄鉱山跡
V	寒別小学校閉校記念碑	(2)	ニセコアンヌプリ 山頂着氷実験 木造高山観測所跡
野の神仏		(3)	石蔵倉庫 (旧俱知安倉庫)
○	地神さん（31基）	(4)	転車台
●	馬頭さん（25基）		
○	旭ヶ丘三十三観音		

### (3) 景観特性

#### 1) 自然・地形がつくる景観特性

羊蹄山やニセコ連峰をはじめとする雄大な山々と清流尻別川などの良好な水辺環境があります。

- ・ 支笏洞爺国立公園に属する羊蹄山は、公園の大部分が道有林であり、森林資源が保全されています。
- ・ ニセコ積丹小樽海岸国定公園に属するニセコ連峰はスキー場をはじめ、自然を生かしたアクティビティの拠点となっています。
- ・ 市街地は、尻別川、倶登山川、河岸段丘によって囲まれた沖積地上に形成されています。
- ・ 尻別川、倶登山川、ポイントサン川など、河畔林がつくり出す、水と緑の織り成す良好な水辺環境があります。
- ・ 総面積の約64%を占める森林が、町を囲むように形成されおり、広葉樹(イタヤカエデ、ナラ、ダケカンバ等)が多く分布し、夏の緑、秋の紅葉、冬の枯木など、四季によって山なみの風景が変化します。



#### 2) 農林業がつくる景観特性

羊蹄山を背景とした四季の移ろいを感じられる雄大な風景は、住んでいる人・この町で育った人のそれぞれの「原風景」、「ふるさと」を象る要素となります。

##### ■オールシーズン

- ・ 地域の酪農業を支える広大な牧草地(242.3ha)が広がる町営花園育成牧場があります。
- ・ 丘陵地に畑地が広がり、遠景に見える羊蹄山やニセコ連峰とその山裾の樹林を背景に四季折々に変化する眺めが印象的な景観です。



##### ■グリーンシーズン(春・夏・秋)

- ・ 春には水張り水田が陽光にきらめく姿を眺めることができます。
- ・ 初夏には特産品の馬鈴薯の花がピンク、白、紫と品種によって異なる色で一面に咲き誇ります。
- ・ 蕎麦の白く小さな花を路上等から眺められる場所もあります。
- ・ 馬鈴薯の収穫期には早朝から夜間まで、ハーベスターによる収穫作業の様子が伺えます。
- ・ 自然の恵みを感じられる、農地脇に積まれた収穫コンテナが印象的です。



### ■スノーシーズン

- ・ 冬は木々の枝に雪が積もり、農地には一面真っ白な美しい雪原が広がります。
- ・ 春は営農を早めるために、積雪深い農地に黒い融雪剤が模様を描くように散布されます。



## 3) まちの基盤がつくる景観特性

JR や国道 5 号を中心としてまちの骨格が形成されており、今後も新幹線駅の開設や高速道路 IC の延長が予定されています。

### ■オールシーズン

- ・ 直線の道路、碁盤の目（格子状）に形成された街区はすっきりとした街なみを形成しています。
- ・ 街区を形成する町道の多くは 10.90m（6 間幅）と堆雪幅を考慮した広めの生活道路空間を形成しています。
- ・ 豊かな暮らしにつながる、街区公園や旭ヶ丘総合公園などの多様な公園が点在しています。
- ・ 街灯の LED 化による夜でも明るく、安全な道路です。
- ・ 自然素材の活用を促す「くっちゃん型住宅ガイドライン」に示す、倶知安らしい住まいづくりがなされています。



### ■スノーシーズン

- ・ 町全体が一面真っ白の世界になる、しんしんと雪が降り続いた翌朝の光景が印象的です。
- ・ 早朝に町道をくまなく機械除雪することによる、車道・歩道空間が確保された安全な移動環境があります。
- ・ 地域の堆雪場として利用される市街地内の空き地が見受けられます。



#### 4) 暮らし・産業がつくる景観特性

人々の営みや商業、林業、工業、観光業などの産業は昔から姿を変えながらも歴史が積み重なり現代に繋がっています。

##### ■オールシーズン

- ・ 地域材(カラマツ)を活かした暖かい色合いのプランター、ベンチやテーブルが視点場や町内の店舗、イベント会場で憩いの場を創出しています。
- ・ 神社仏閣、産業に関する遺構などまちの生い立ちを感じられる資源が点在しています。
- ・ 駅前通りに形成された、商店街の賑わいがあります。
- ・ 国際的なリゾート地として魅力的で、ニセコひらふ地区では多様な施設が一体的に形成されています。
- ・ ニセコアンヌプリには、町内に2つのスキー場が形成されています。
- ・ アクティビティだけでなく、豊かな食と安全な滞在環境が整ったリゾート地です。



##### ■グリーンシーズン（春・夏・秋）

- ・ 夏は尻別川のラフティングやスキーコースを活用したフロートレイル等、自然環境を生かした多様なアクティビティが展開されています。
- ・ 自然を感じる広い道路、山あいの険しい峠、リゾートエリア、市街地など、変化に富む道路環境がサイクリストを魅了しています。
- ・ 冷涼な夏季の気候と身近な自然環境による、避暑地としての長期滞在環境となっています。



##### ■スノーシーズン

- ・ ニセコひらふ地区は、冬季間は特に賑わいを見せます。
- ・ 「建築物に関する指導要綱」により、隣地との間隔をとり落雪飛距離を確保した、豪雪地ならではの宅地形成がなされています。
- ・ 良質なパウダースノーに魅了された、多くの国内外観光客のウィンタースポーツに興じる姿が印象的です。
- ・ 宝石のようにキラキラと輝く、スキー場のナイター照明があります。



## 5) 町民の愛着や文化がつくる景観特性

羊蹄山やニセコ連峰、自然環境に対する愛着が生まれ、清掃活動などのまちづくりの取組や文化活動が行われています。

### ■オールシーズン

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰の景色を見て季節を感じたり、日々の天候の変化を予測したり、心の中で当たり前のように山々を意識した生活を送っています。
- ・ おいしい水などの暮らし、スキーなどのアクティビティ、肥沃な農地から収穫される農産物、多くの観光客が訪れる状況、どれもが良質な自然環境の上に成り立っていることが町民の財産です。
- ・ 羊蹄太鼓は、先人の思いや羊蹄山、山に登る人々を表現し、開拓の精神や当時の暮らしを今に伝える文化の一つです。

Photo

### ■グリーンシーズン（春・夏・秋）

- ・ 町内会や事業者による清掃活動など、自主的な環境維持の取組による、住みよい環境の維持がされています。
- ・ 町内会が積極的に取組む花植えや、花壇づくりによって創出される、日常の暮らしの潤いがあります。



### ■スノーシーズン

- ・ 半年以上付き合う「雪」によって、除雪時の助け合いなど、他者への優しさ・思いやりを育む文化が自ずと醸成されています。
- ・ 明るくたくましい雪国の生活を目指した町技である「スキー」を、子どもから大人まで楽しむ姿があります。

Photo

## 2. 景観まちづくりに向けた課題

### (1) 自然・地形

国有林や公有林（道有林、町有林）では適切な森林管理が行われていますが、森林面積の半分近くを占める私有林では、経営管理が不十分なところも多く、適切な森林の維持が課題です。

特に、リゾートエリア近郊の私有林では、近年、リゾート開発が拡大に伴う森林伐採が広がっており、豊かな自然環境の喪失が懸念されています。

河川においては、生物多様性、親水性、防災機能、景観性を惜しみなく発揮できるような空間形成が求められます。



### (2) 農林業

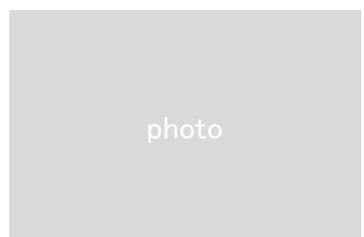
本町では農業従事者の高齢化が進み、農家戸数が減少の一途を辿っていますが、離農等に伴う農地については、様々な施策を講じて耕作放棄地が生じないように農地の集約化を進めており、経営耕地面積を維持しています。

今後も農家戸数の減少が見込まれる状況において、引き続き農地の集約化に努めていくこととなりますが、各農家の労働力の適切な確保、作目の合理化などの経営改善が農地を継承する上での課題となります。加えて、これまで進めてきている新たな担い手の確保の推進、IoTなどの先端技術の活用なども本町における農地の集約化の課題となります。

農地および農業は、自然環境の保全や水源涵養、グリーンインフラ、良好な景観形成など、多面的な機能を持っていることから、農地の基盤の整備・維持管理、および周辺環境の維持を図ることが重要です。

そのほか、雄大な景観を撮影しようとする観光客が畑へ足を踏み入れてしまうことへの対策も課題としてあげられます。

森林を適正に利活用するためには、木材を生産する林業や、木材製品の消費者、その間をつなぐ加工・流通の木材産業などの循環していく仕組みが求められます。この循環の仕組みは本町だけで創り上げていくことは困難ではありますが、今後ますます「地域材」の活用が注目されていくことが想定されることから、これまで以上に、生産者、建築土木業、林業、木材加工業などの業種間の連携が求められます。



なお、町内では利用期を迎えている森林が多くあることから、適正管理が一層求められます。

### (3) まちの基盤

スキー場周辺では、森林地域などでの投資目的の開発が拡大傾向にあることで密度の高い建物の建設が集中しており、倶知安駅周辺では、新幹線・高速道路への期待による土地売買の活発化、市街地では、アパートの新築増、空家等によるシェアハウスの増加が見受けられ、リゾートエリアの更なる発展や新幹線・高速道路開通による市街地の活性化に寄せる大きな“期待”と裏腹に、顔の見えない土地所有者や、先の見えない開発の動向、短期間で入れ替わる居住者、恵まれた自然環境の喪失、公共インフラへの負荷など、町の行く末に対する不安感が増しています。

新幹線開業や高速道路開通による交流人口の増加が想定され、上下水道や道路といった基盤に大きな負荷がかかることが懸念されるため、インフラや駐車場・送迎場所等の交通施設の整備を検討していくことが急務です。

photo

### (4) 暮らし・産業

近年、人口減少や高齢化などで空き家・空き店舗が増加していることにより、間口の歩道が除雪されないなど、安全な歩行空間の確保が課題です。

さらに、開発行為の拡大で、アパートやホテルなど建物の過密化が進み、空き地が減少しています。それにより、一時的な堆雪スペースの確保ができないなど、冬期間の住民の暮らしに影を落としています。

また、アパートや顔の見えない土地利用者の増加により、町内会などのコミュニティ機能の希薄化が懸念されます。

倶知安町では、平成 26 年に倶知安町空家等対策の推進に関する条例、平成 29 年に倶知安町空家等対策計画を定め対策を講じていますが、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

photo

### (5) 人々の愛着・文化

近年の急速な開発を受け、町外から多くの人や企業が倶知安町へ参入していることから、倶知安の気候・風土の上に形成された倶知安らしい文化、街なみ、産業について改めて見つめなおし、倶知安町らしさを損なわず育んでいけるよう、恵まれた自然環境を活かした魅力的なリゾートエリアなど、倶知安の“大切にしたいもの”や“潜在的な魅力”の把握が必要です。

倶知安町に関わる全ての人が、この地に誇りと愛着を持ち続けられるために、これからも変えることなく「守る」べきもの、今あるものを磨き上げて「育む」べきもの、変化を柔軟に受け入れ「創る」べきものをきちんと理解し、景観まちづくりの方向性を明確にしたうえで、個別具体のルール化を図り、行政だけでなく町民自らが主体性を持ってまちづくりに取り組む姿勢を醸成することが大切です。

そのために、倶知安町の魅力を積極的に発信し、その魅力を体感できる機会の創出や、次世代を担う人材育成が求められます。

photo

## 第3章

## 3章 景観まちづくりの基本理念・基本方針

現地調査や町民アンケート調査、検討会議等の結果を踏まえて整理した、倶知安町の景観特性と課題等から、以下のように倶知安町の景観まちづくりの基本理念と基本方針を整理します。

四季折々に豊かに表情を変える自然に農林業をはじめとした産業が発展し、倶知安に暮らす、倶知安で営む人々が生き生きとしている姿が、この町の「美しい景観」となります。私たちの心のよりどころであり、彩り豊かな自然を象徴する「羊蹄山」に見守られ、いつまでも大切にしながら、今よりも暮らしに豊かさを感じて発展していくよう、互いに支え合い、未来へつないでいくことを目指し、基本理念を示します。

また、その基本理念を実現するための基本方針（取組の方向性）として、倶知安町の景観を形成する要素ごとに整理します。

さらに、基本理念と基本方針の間を取り持つ一人一人が行動を起こす際の「行動指針」と、行動のための「意識の持ち方」として、4つの姿勢を示します。

### 1. 基本理念と行動指針

#### (1) 基本理念

#### 未来へつなぐ羊蹄の輝き

写真

※「羊蹄の輝き」…羊蹄山によって作られた倶知安の地形や自然環境の上で暮らす・営む人々が生き生きとしている姿。また、四季折々に豊かに表情を変える羊蹄山の姿。

#### (2) 行動指針

#### 先人から受け継いだこの大地を大切にし、 愛着と誇りを育み、次の世代につなげる

#### 行動のための4つの姿勢

##### 普遍的 ～過去・現在・未来～

私たちに恵みと厳しさを与える自然環境をよく理解し、「謙虚」な姿勢を持ちます。

##### 過去に対する

倶知安の風景と文化をつくりあげた先人の思いや取り組みに「敬意」の気持ちを持ちます。

##### 現在に対する

人と人とのつながりを大切にし、みんなで支え合う「厚情（思いやり）」の精神を持ちます。

##### 未来に対する

次世代の人たちがより良い暮らしや営みのために工夫して変化しようとする取り組みに「寛容」の心を持ちます。

## 2. 基本方針

### 1 豊かな緑と水をいかす

- ◆ 羊蹄山と二セコ連峰、緑豊かな森林や河川、多様な動植物の環境を守り、活かします。
- ◆ 羊蹄山や尻別川など、この町に関わる全ての人の「ふるさと」を象徴する風景を大切にします。

写真

### 2 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業

- ◆ 私たちの営みと暮らしを支える農林業に関心を持ち、交流や連携を通じて農林業の魅力を知り、活かします。
- ◆ 私たちの「原風景」として記憶に残り、まちの自然と暮らしの豊かさを印象づける農林業景観を大切にします。

写真

### 3 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり

- ◆ 身近にみどりの潤いと街なみの清潔さを保ち、安全安心で住み心地の良い生活環境をつくります。
- ◆ 後志地域の中心として、魅力的な都市環境の形成に努めます。
- ◆ まちを印象付ける自然環境や農業風景を大切にしたい沿道からの眺望を大切にします。

写真

### 4 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める

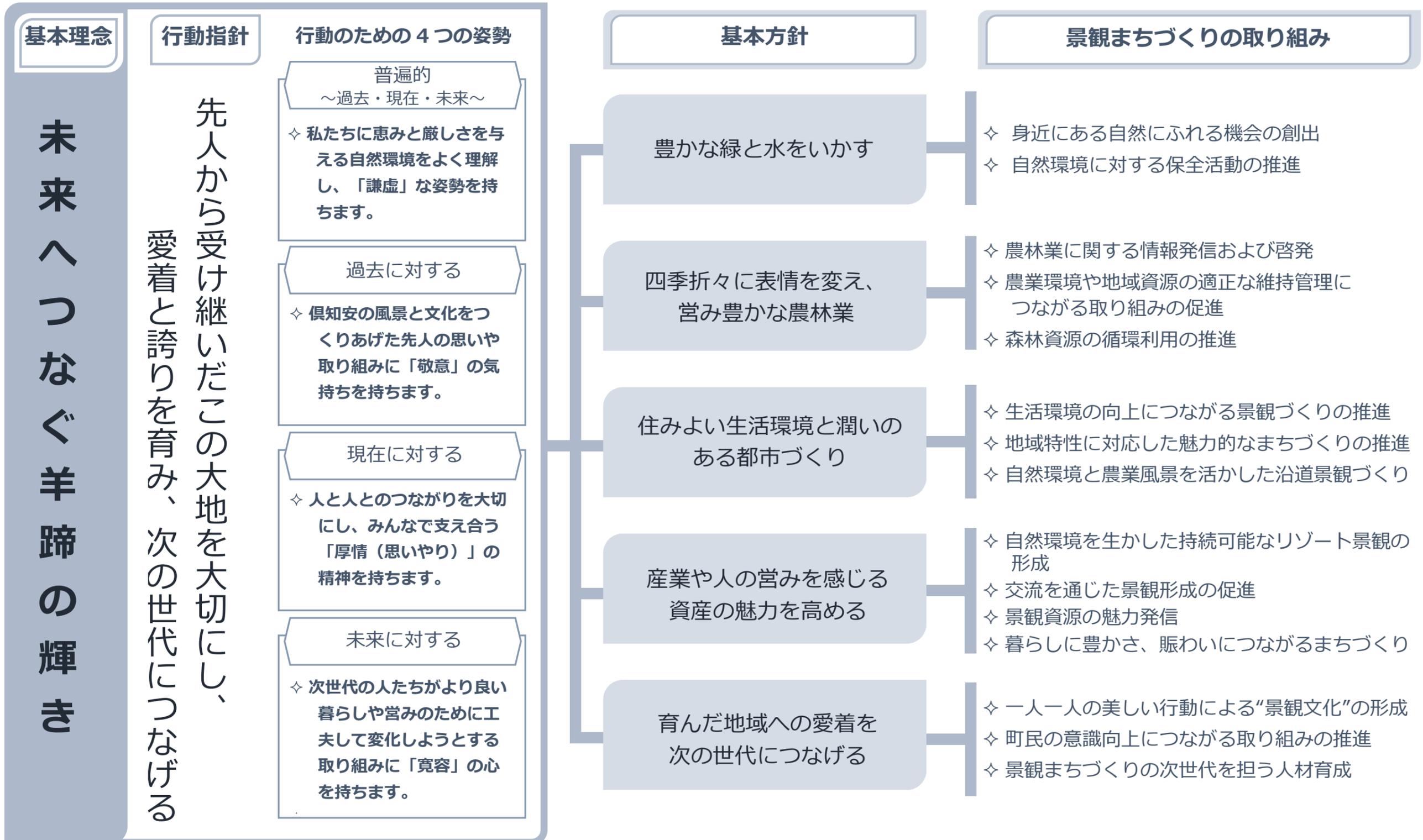
- ◆ 豊かな自然環境と開発のバランスを取りながら、エリアの価値を高める持続可能なリゾートエリアの景観をつくります。
- ◆ 地域の暮らし・産業・歴史・文化を理解し、それらを表す資産を大切に、情報発信や体験により魅力を活かします。

写真

### 5 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる

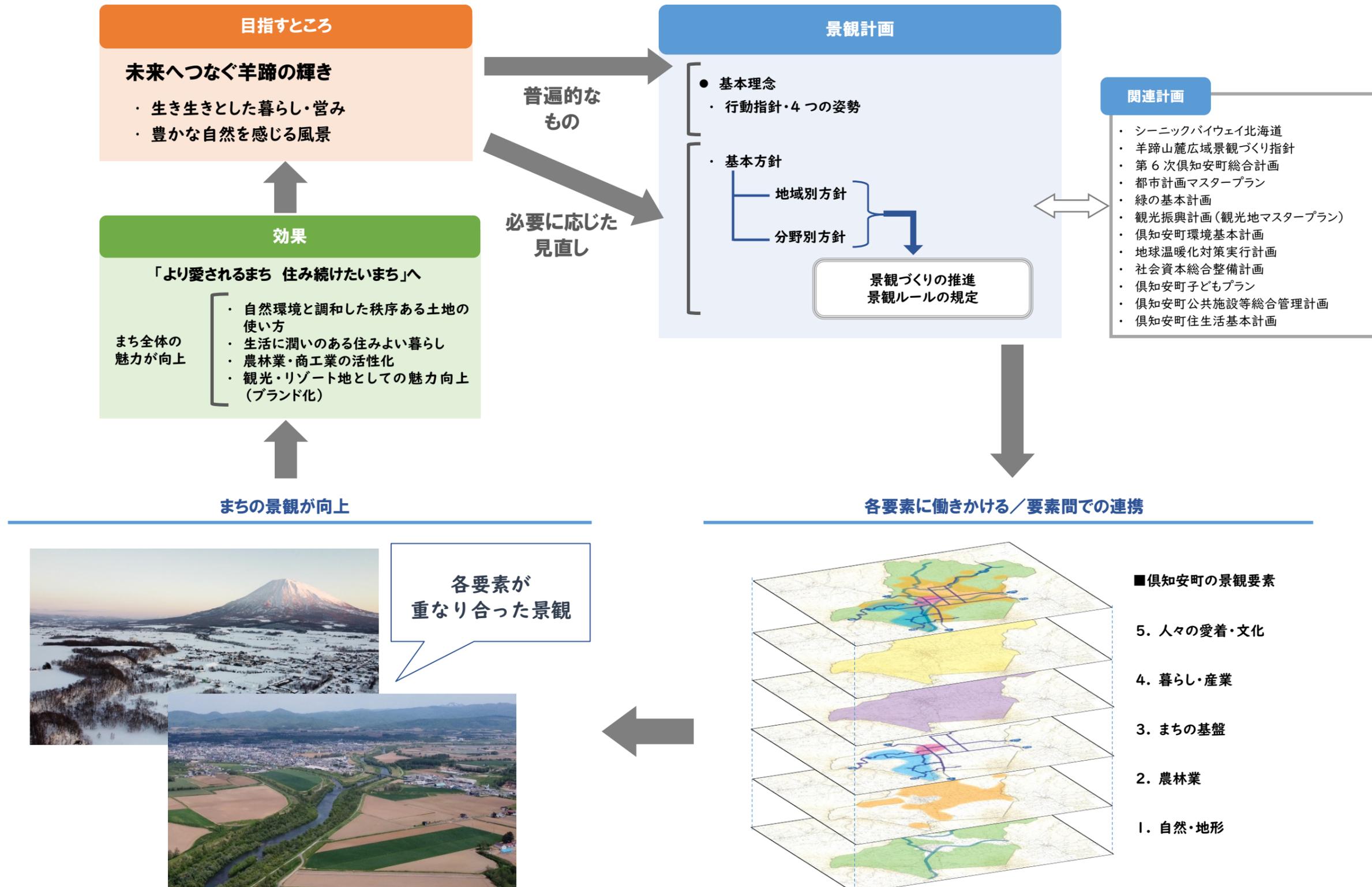
- ◆ 道ばたに落ちているごみを見つけたら拾うなど、私たち自身の日ごろの行動から、心に潤いのある美しい景観文化を育みます。  
 ※景観文化：町民1人1人が、倶知安ならではのふるさとの風景を誇りに想う気持ちを持ち、その風景を守り・活かし・伝えるために行動していること。
- ◆ 倶知安の成り立ちや歴史、様々な環境を知ることにより「守る」大切さを学ぶ機会と、様々な人が様々な場面でこれらを「伝える」機会を創出し、地域への誇りを育みます。
- ◆ 景観資源に触れる体験を創出し、人と人とのつながりを通して今ある資源を「活かす」創造力を養い、この地域に愛着を育みます。

写真



### 3. 景観まちづくりの効果

景観計画の基本理念等に向けて、行動指針を実行し各要素の質を高めていくことで、基本理念が実現し、倶知安町全体の景観が向上することにつながります。景観が向上することで、各要素の保全、発展、継承が図られ、より良いまちづくりへのサイクルが生まれます。



## 第4章

## 4章 地域ごとに見る倶知安町の景観

### 1. 地域（面）・軸（線）・視点場（点）・景観資源から見た景観要素

#### （1）地域(面)による景観要素

##### 1) 市街地

##### ①駅前周辺地域

###### <景観要素>

- ・ JR 倶知安駅から駅前通りを見通すことができ、南東側に羊蹄山への眺望があります。
- ・ JR 倶知安駅の近く（南東方面）に大正時代に建築された木骨石造倉庫「石蔵倉庫」があります。
- ・ 駅前通りから正面に JR 倶知安駅を見通す景観があります。なだらかな縁石により車道と歩道の境目を感じにくく、ゆとりを感じる駅前通りが形成されています。
- ・ 駅前通りの建物は、間口の狭い建物が連なり、歩く速度で店舗の種類や建物のしつらえが変化し、低層の高さがある程度揃った街なみを形成するため、空が広く感じる通りになっています。
- ・ 駅前通りはデザインが統一された街灯や街路樹、花壇、ベンチ、のぼりにより、賑わいやうるおいが演出されています。
- ・ 「建築物に関する指導要綱」に伴う駐車場の確保のため、歩道から壁面が後退している建物もあり、新しい建物と既存建物で壁面線に凸凹があります。
- ・ 路地には店舗と住宅が混在しており、建物の高さは概ね2～3階建てで揃えられています。一部の建物は老朽化も見られます。
- ・ 店舗、ホテルの駐車場が道路に面して立地している場合も有り、アスファルトで整備されたのみの寂しい印象です。
- ・ メルヘン通りは、街路整備に合わせ、電柱を民地側へ移設したことにより、すっきりとして落ち着きのある街路空間となっています。
- ・ 道道58号沿道は、東の国道5号線から西3丁目南通まで住商混交のエリアですが、大規模店舗もなく、やや落ち着いた雰囲気です。街路樹や植樹はなく、寺敷地に樹木が数本ある他沿道の緑が乏しい印象です。



### <課題>

- ・ 駅前からの眺めは、将来の新幹線開業時に、国際リゾート地の玄関口としての印象に大きな影響を与えます。
- ・ 将来の新幹線開業を見据え駅前通りを中心に土地取引が進み、今後建物の更新も見込まれ、これまでの駅前通りの風景の変化が想定されます。
- ・ 空き店舗が増え、間口の歩道除雪がされないなど、歩きにくい環境になっています。
- ・ 道道 58 号倶知安ニセコ線沿いの羊蹄山への眺望の確保や沿道緑化の推進が求められます。

## ②その他市街地域

### <景観要素>

- ・ 街路が格子状に形成され、幹線道路沿いには店舗・事務所などが多く、それ以外は戸建て住宅・2～3階建ての低層アパートなどの住宅が立地しています。
- ・ 公園などの公共施設などは一部で緑化されていますが、国道5号線東側の公共施設がまとまって立地している地区（公共・業務地区）では、町道大通などの主要道路沿いの緑が乏しく、緑のネットワークの繋がりが薄い印象です。
- ・ 民地における未利用地の草木の手入れがされていない場所が見られ、周辺に雑然とした印象を与えています。



### <課題>

- ・ 近年宅地分譲したエリアでは、1区画あたり100坪程度のゆとりある敷地形成が図られています。
- ・ 近年、アパート建築需要の高まりから、空き地が減少し、一時的な堆雪スペースの確保が課題になっています。
- ・ アパートの増加などによる、町内会などのコミュニティ機能の希薄化が懸念されます。
- ・ 国道5号線東側の一画、公共・業務地区における道路沿いの緑化が求められます。

## 2) リゾートエリア

### ①ニセコひらふ地域（国定公園地域、センタービレッジ地区、ペンションビレッジ地区、山田Ⅰ地区、山田Ⅱ地区、大沢川沿い地区、羊蹄の里地区）

### <景観要素>

- ・ リゾートエリアのメイン軸「ひらふ坂」は無電柱化されており、周辺は一部国定公園地域（第3種特別地域）に属し、中高層のホテルが立地しています。建築物の高さ制限により、良好な視点場となるひらふ第一駐車場から羊蹄山の稜線を著しく阻害するような状況にはありません。
- ・ もう一つのリゾートエリアのメイン軸「道道343号」も無電柱化され、ひらふ坂近くで



は高層のホテル、コンドミニウム、店舗等の中高層の施設が多く立地しています。サンモリッツ大橋に向かって建物の高さや密度を抑え、周辺の第2泉郷や羊蹄の里エリアでは落ち着いた傾斜屋根の住宅・別荘等が立地しています。

- ・ ペンションビレッジ地区では、高密度の集合住宅型コンドミニウムが増加傾向にあります。外縁にあたる山田Ⅱ地区と大沢川沿い地区では、森林が多く残されており良好な自然環境を形成しています。



#### <課題>

- ・ 道道 343 号沿いは無電柱化され、すっきりした街なみとなったため、様々な色彩・形状の広告物が目立ちます。
- ・ ホテル・コンドミニウムなどが集積しているエリアにおいては、建物の1階部分などに立ち寄りやすいような店舗等が少なく、回遊性に欠ける空間になっています。
- ・ ペンションビレッジ地区では、所狭しと密度の高い建物の建設が集中し、緑も喪失されるなど、落ち着いた滞在環境が失われつつあります。
- ・ 一部地域（リゾートエリア近隣）への開発のしみ出しが想定されています。

### ②花園ビレッジ周辺地域（花園ビレッジ地区、ノースヒルズ地区）

#### <景観要素>

- ・ 花園スキー場やゴルフ場の施設が立地し、近年、大型の宿泊施設が建設され、順次計画的に開発が進む地区です。
- ・ 隣接するノースヒルズ地区は、森林の中にまとまって開発された別荘地群であり、建蔽率が他地区に比べて低く、最低敷地も1,000㎡以上であるため、敷地内の植栽にも配慮され、統一感が感じられます。



#### <課題>

- ・ 自然が多く残されたエリアであり、大規模な開発であっても自然環境を生かした開発が求められます。

### ③樺山地域（樺山地区）

#### <景観要素>

- ・ 道道 343 号沿いに農地が多く広がっており、沿道からは農地と森林越しに羊蹄山やニセコ山系の眺望が広がっています。
- ・ 道道 343 号沿いには飲食店や宿泊施設が立地し、建築物の仕様が統一された床面積が大きな戸建て型コンドミニウム群なども立地しています。



#### <課題>

- ・ 一部農地で耕作放棄地化が見られるため、今後ホテルなどの開発の動きが想定されます。

#### ④市街地近接地域（東岩尾別地区）

##### <景観要素>

- ・ 市街地に近く住宅地として早くから開けた地区で、森林と農地が多く広がり、道道 343 号沿いは、戸建て住宅のほかにも事業所や倉庫も見られます。

#### ⑤外縁地域（双子山地区、西岩尾別・旭・花園地区）

##### <景観要素>

- ・ 双子山周辺では、主に農地や森林が形成され、古くから建設された農家や低層の別荘、住宅が点在し、近年、新たに建設された別荘や住宅も見られるようになってきています。道道 343 号沿いは基本的には森林に囲まれており、眺望は開けませんが、ところどころ羊蹄山を真横に見通すことができます。
- ・ 森林が多く広がり、硫黄川などの尻別川支流が多く流れ自然環境に優れます。
- ・ 道道 58 号は工場や清掃センターなどが点在しますが、基本は森林に囲まれており、ところどころ羊蹄山を望むことができます。花園牧場周辺一帯は、丘陵地であり美しい景観が広がります。
- ・ 町道岩尾別南 3 線からは、森林を抜けると農地越しに羊蹄山へ眺望が広がります。
- ・ 道道 58 号と町道岩尾別南 3 線沿線では、規模の大きなリゾート開発の動きが見られます。



##### <課題>

- ・ スキー場の再運営が見込まれる旧国設ワイススキー場周辺や、国道 5 号からニセコひらふ地区へのゲートウェイとなる道道 631 号の沿道地域は、今後景観形成の検討が求められます。

### 3) 郊外地域

#### ① 旭ヶ丘丘陵地域

##### <景観要素>

- ・ 広大な面積の旭ヶ丘公園は、いたるところで遠景の羊蹄山を望むことができます。多目的広場やパークゴルフ場などの施設が整備され、町民の憩い・レクリレーションの拠点となっています。
- ・ 旭ヶ丘公園の山頂からは市街地を見下ろす眺望があり、公園の緑地越しに遠景には丘陵地帯や営農地域など、立体的な広がりを眺めます。
- ・ 旭ヶ丘公園に連続した西部樹林地などは良好な動植物の生息地となり、散策路も整備され、町民の身近な自然を楽しむ空間になっています。
- ・ 道道倶知安ニセコ線には倶知安 IC が設けられる予定であるため、周辺の土地利用の動きが想定されます。



### <課題>

- ・ 駅西側のくとさんパークは、新幹線開業を見据え、駐車場や送迎場所等の交通施設が検討されており、公園機能の見直しが見込まれます。

## ② 営農地域

### <景観要素>

- ・ 東部及び南部の尻別川流域、西部の丘陵地、北東部の河岸段丘による台地に広大な農地が形成されています。
- ・ 北東部においては、中景には河川や河岸段丘によって自然と残された森林帯、遠景には羊蹄山の眺望があり、農地と森林が織り成す景観が形成されています。
- ・ 自然と共生した美しい風景のあるまちづくり、地域の景観や生活環境の保全向上のため、5つの地域で「地域資源保全隊」を結成し、花壇等の植栽や農道の清掃活動、子どもたちへの収穫体験、勉強会などの啓発・普及活動を展開しています。



### <課題>

- ・ 沿道からの景観では、畑地から眺望が開け山なみを見通す構造となっているため、電線及び電柱が山なみの稜線を阻害している箇所もあります。
- ・ 周囲の景観に影響を与えうる、耕作放棄地となった農地が放置して荒地とにならないような手立てが求められます。
- ・ 優れた農業景観のため、農道から写真を撮影する観光客の姿が見られますが、畑への侵入などによる農作物への被害が懸念されます。

## ③ 森林地域

### <景観要素>

- ・ 北部と西部は国有林、羊蹄山は道有林があり、豊かな緑が遠景の景観に寄与しています。
- ・ 羊蹄山は支笏洞爺国立公園、ニセコ連峰はニセコ積丹小樽海岸国定公園の区域に属し、森林・自然環境が保全されています。麓の山林は民有林であり、山の頂から裾野まで一帯のすぐれた自然地域を構成しています。
- ・ 標高が高い箇所からは、手前に広がる森林の遠景に羊蹄山を望むことができます。
- ・ 農地と森林が混在している箇所もあり、森林が人の暮らしに近く存在することが感じられます。
- ・ 丘陵地の森林による地形やその密度、樹形は他地区の景観の背景としての重要な役割を担っており、四季の変化も重要な景観要素となっています。
- ・ 国有林内や道有林内、町有林内での散策路（フットパス）が整備され、自然を身近に感じられます。



### <課題>

- ・ 再生可能エネルギー施設等の立地や、大規模な開発などがもたらす地形や密度の変質などによる環境の変化などが懸念されます。

## 4) リゾート近隣地域

### <景観要素>

- ・ リゾート地域に近接する高砂・比羅夫や花園・峠下は羊蹄山やニセコ連峰への優れた眺望や豊かな自然景観を有しています。
- ・ 畑作を中心とした農業のほか、国道5号沿道には工場や店舗が並び、町民の暮らしと生業を支えてきた地域です。
- ・ 将来、高砂・比羅夫には新幹線路が、花園・峠下には倶知安余市道路が開通し、景観や自然環境への変化が予想されます。



### <課題>

- ・ リゾート開発の拡大が及んだ場合、森林環境の変化が想定されます。
- ・ 規模の大きな工場や店舗、高い携帯電話基地局鉄塔が羊蹄山やニセコ連峰への眺望に与える影響が懸念されます。
- ・ 新幹線や高規格道路の高架など、巨大な工作物が環境や景観に与える影響が懸念されます。

## (2) 軸(線)による景観要素

### 1) 道路景観軸

#### ① 国道5号(北海道景観計画「景観重要道路」)

##### a. 市街地

###### <景観要素>

- ・ 市街地とリゾートエリア、周辺町村をつなげる道路であり、比較的規模の大きな商業施設が立地し、まちの骨格としての賑わいが見られます。
- ・ 商業施設の高さは比較的低層で統一され、羊蹄山への眺望が保全されていますが、一部高い位置の店舗看板が目立ち、遠景の山なみに影響している箇所もあります。
- ・ 尻別川を渡る倶知安橋からは尻別川とリバーパーク、遠景の羊蹄山やニセコ連峰を望むことができます。



##### b. 高砂・比羅夫

###### <景観要素>

- ・ 高砂・比羅夫周辺では、カーディーラーや農機具系事務所、工場等が沿道に立地し、沿道にのぼりや看板が林立している印象です。
- ・ 道道631号交差点からニセコ町界にかけては、大規模な工場もありますが、大部分は農地が展開されています。



###### <課題>

- ・ 倶知安橋～サンモリッツ大橋(道道631号)までの区間は、ニセコひらふ地区へのアクセス道路となり、リゾートエリアへのルートとしての景観が課題です。

##### c. 峠下

###### <景観要素>

- ・ 峠下方面は、農地と事務所等が沿道に点在し、開放的な雰囲気となっています。

## ② 国道 276 号（シーニックバイウェイ「秀逸な道」設定区間）（北海道景観計画「景観重要道路」）

### a. 市街地

#### <景観要素>

- ・ 国道 5 号交差点から国道 393 号交差点にかけては古くから市街地が形成され、住商工が混在した低層の落ち着いた街なみが続きます。
- ・ 京極方面、小樽方面からの交通需要の高い道路であり、建設会社がボランティアで定期的に清掃活動を行うなど、地域の地道な美化活動が行われています。



### b. 八幡・寒別

#### <景観要素>

- ・ 八幡ビューポイントパーキングから喜茂別町までの約 22km 区間がシーニックバイウェイ「秀逸な道」に指定されたことにより、観光資源となることにふさわしい魅力ある道路景観として、道路管理者による走行環境の改善や、シーニックバイウェイ活動団体による美化活動を重点的に展開していく予定です。
- ・ 八幡方面に向かって住宅地がなくなり、農地により土地が開けています。八幡ビューポイントパーキングでは、羊蹄山を眺望でき、シーニックバイウェイ活動団体（WAO ニセコ羊蹄再発見の会）において、ベンチの設置・草刈り等により、おもてなしの空間づくりを展開しています。
- ・ 農地が連続し、特に羊蹄山を真横に見通すように道路が形成されていることから、手前の畑地から羊蹄山を見通す眺望が一定区間継続します。



## ③ 国道 393 号（北海道景観計画「景観重要道路」）

### a. 出雲・瑞穂・琴平

#### <景観要素>

- ・ 丘陵地に豊かに広がる森林があり、特に国道 393 号は左右に森林を臨みながら、カーブが続く道となっているため、動きのある連続的な景観です。
- ・ 尻別川支流であるポントサン川を通過するため、水辺の河畔林のある景色と眼前の広がる畑地、遠景の羊蹄山を見通せる景観となっています。



## b. 扶桑・大和

### <景観要素>

- ・ 赤井川方面から樺立トンネルを抜け、峠を下るルートは、丘陵地の森林景観が広がっており、遠くに羊蹄山やニセコ連峰の景色を望むことができます。



## ④ 道道 58 号倶知安ニセコ線

### <景観要素>

- ・ 国道 5 号から五色温泉に抜ける観光ルートで、高速道路(仮) 倶知安 IC のアクセス道路となる予定です。
- ・ 国道 5 号から倶登山川までは市街地が形成されています。



### <課題>

- ・ 町道花園リゾート線までの区間は主に森林に囲まれた峠になっており、沿道は目立った土地利用はありませんが、花園ビレッジ地区へのアクセス性が高いことからリゾート開発が想定され、高速道路(仮) 倶知安 IC から倶知安駅間では交通量の増加が想定されるなど、今後の沿道景観の変化が想定されます。

## ⑤ 道道 271 号倶知安停車場線（通称：駅前通り）

### <景観要素>

- ・ 倶知安駅から国道 5 号までの町の賑わいの中心軸を、都市計画マスタープランにおいて、「回遊軸」と位置づけています。
- ・ 道路の両サイドに商店街が形成し、高さが 10m 程度で街なみが連続しています。



### <課題>

- ・ 空き店舗などにより、間口部分の歩道除雪がされていないところが見られ、歩行空間の確保が課題です。

## ⑥ 道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線（北海道景観計画「景観重要道路」）

### <景観要素>

- ・ 市街地とニセコひらふ地区・ニセコ町への重要なアクセス道路で、ひらふ坂周辺はニセコひらふ地区の中心となり、店舗が多く特に冬期間は人通りが多くなります。
- ・ 市街地から道道 631 号との三叉路までの区間は、農地や住宅地、樹林地などで構成されており、自然を感じられるルートになっています。



- ・ 上記、三叉路からサンスポーツランドくっちゃんまでの区間は、無電柱化され、歩道がブロック調であるなど、リゾートエリアとしての道路景観づくりが行われています。
- ・ サンスポーツランドくっちゃんからニセコ町界までの区間は、沿道に低層のコンドミニアムや飲食店などが点在し、農地もあるなど、田園景観としてのゆとりのある景観を構成しています。



#### <課題>

- ・ 字樺山や字岩尾別などのニセコひらふ地区から離れた沿道において、リゾート開発等の動きが見られています。
- ・ 無電柱化により、矢羽根などの道路付属物の存在感が増しています。

### ⑦ 道道 478 号京極倶知安線

#### <景観要素>

- ・ 羊蹄山の北麓を通るルートであり、羊蹄山の存在感を感じながら走行できます。
- ・ 沿道は農地が連続しているため、常に羊蹄山が見える景色となります。
- ・ 道路の北側は尻別川に向かって平坦な土地が広がり、遠くの山地を見通せる開放感のあるルートです。



### ⑧ 道道 631 号ニセコ高原比羅夫線（北海道景観計画「景観重要道路」）

#### a. 国道 5 号～サンモリッツ大橋間

#### <景観要素>

- ・ 国道 5 号からリゾートエリアへ続くこの区間は、リゾートエリアの玄関口と言えます。
- ・ サンモリッツ大橋より国道 5 号側は高さのある森林に囲まれ、橋からは視界が左右に開け、正面にニセコ連峰やスキー場のゲレンデを見通す景観が印象的です。
- ・ 尻別川の河畔は豊かな森林が整い、現状景観を阻害するものは見られません。
- ・ 国道 5 号からサンモリッツ大橋を渡った右手には別荘地が建ち並び、遠景にはニセコひらふ地区の大規模ホテルやコンドミニアム等を望みます。



#### b. ひらふ坂

#### <景観要素>

- ・ ニセコひらふ地区の中心となる軸であり、センタービレッジと呼ばれる両サイドに店舗・宿泊施設が立地しています。
- ・ 道路の斜面に向かって羊蹄山を望むことができます。
- ・ 無電柱化によりすっきりしたスカイラインを確保し、リゾートエリアらしい空間が形成されています。



- ・ ロードヒーティング化された歩道により歩行空間の安全性も確保されています。

### ⑨ 町道西3丁目北・南通

#### <景観要素>

- ・ 駅前（東側）の南北の町道であり、将来の新幹線駅へのアクセス道路としての位置づけが見込まれています。

#### <課題>

- ・ 駅舎から市街地側に降り立った際に最初に目に入る道路であり、道路に面する建物が来訪者の倶知安への印象に大きく影響を与えます。



### ⑩ 町道北3条西通（通称：メルヘン通り）

#### <景観要素>

- ・ 街路整備に合わせた電柱の民地側への移設により、すっきりとして落ち着いたある街路空間です。



### ⑪ 町道岩尾別南3線及び町道花園リゾート線

#### <景観要素>

- ・ ニセコひらふ地区と花園ビレッジ、道道58号を結ぶ道路です。
- ・ 花園リゾート線には、一部緑化された中央分離帯を設けた広幅員の道路があり、無電柱化もされており、開放感のある空間となっています。
- ・ 岩尾別南3線は花園ビレッジに向かう丘陵上に農地が広がり、羊蹄山を望むことができます。



#### <課題>

- ・ 花園ビレッジ周辺は森林に囲まれています。アクセス性の良さから、近年コンドミニアム等の開発の動きがみられ、今後の沿道景観の変化が想定されます。

### ⑫ 町道比羅夫樺山線

#### <景観要素>

- ・ 国道5号と道道343号のアクセスルートです。比羅夫側では両サイドが農地、道路の前面と背面に羊蹄山とニセコ連峰を望むことができる良好な道路景観となっています。
- ・ 比羅夫橋では、尻別川を望むことができます。
- ・ 比羅夫橋・樺山分校間は道路幅員が狭く、森に囲まれた沿道景観を形成しています。



#### <課題>

- ・ 険しい地形に整備された道路のため、大型車の通行は困難です。

## ⑬ 町道羊蹄登山線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道 5 号から羊蹄山登山口に向かう道路です。
- ・ 左右が農地、正面に羊蹄山を望む景観を形成しています。



## ⑭ 町道西 6 号富士見線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道 393 号から道道 478 号京極倶知安線へのアクセスとなる町道です。
- ・ 道路の両サイドが農地であるため、羊蹄山、ニセコ連峰の眺望できます。



## ⑮ 町道西 3 号扶桑八幡線及び町道西 3 号八幡線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道 276 号と国道 393 号を結ぶ町道及び国道 276 号から羊蹄大橋を通過し、道道 478 号へ通じる町道です。
- ・ 両サイドが農地であり、羊蹄山やニセコ連峰などを望む農村景観を形成しています。



## ⑯ 尻別川リバーサイドサイクリングロード

## ＜景観要素＞

- ・ 尻別川の河川敷沿い（寒別・倶知安橋間）に整備された、サイクリングロードです。

## ＜課題＞

- ・ 大部分が河川から少し離れてルートを設定しており、河川沿いの植物も繁茂しているため、ルートから川面が見えづらく、親水性は低いと言えます。



## ⑰ 旭ヶ丘公園散策路

## ＜景観要素＞

- ・ 旭ヶ丘保健保安林の豊かな自然の中を散策できるルートです。
- ・ 散策路から旭ヶ丘公園の山頂やキャンプ場にアクセスでき、市街地や羊蹄山を望むことができます。
- ・ 春には園内のエゾヤマザクラやカタクリ等の花を觀賞することが出来ます。



## ⑱ ひらふ散策路

## ＜景観要素＞

- ・ ひらふ地区からヒルトンニセコビレッジを、春滝コースと弘法コース2つのコースでつなぐ散策ルートです。
- ・ 登山感覚を味わいながら、季節毎の草花や樹木の移り変わりや途中羊蹄山への眺望を楽しむことができます。



## ⑲ 鏡沼散策路

## ＜景観要素＞

- ・ HANAZONO ゴルフコースから鏡沼を通り、道道58号へつなぐ散策ルートです。
- ・ ジャコ川の清流の心地よさを感じながら、季節毎の草花や樹木を楽しむことができます。鏡沼には周囲の景色が鏡のように映り込みます。



## ⑳ 半月湖散策路

## ＜景観要素＞

- ・ 半月湖の外周を散策できるルートです。
- ・ 林の中を歩き、季節毎の草木や野鳥やリスなどの動植物の姿を見かけることもあります。半月湖には、雄大な羊蹄山が映り込みます。



## ㉑ 羊蹄山倶知安ひらふコース

## ＜景観要素＞

- ・ 半月湖に近接する倶知安ひらふコース登山口から羊蹄山山頂を繋ぐ登山ルートです。
- ・ 始めは比較的緩やかな傾斜の林間コースで、4合目付近から一度開けて倶知安市街を見下ろすことができます。火口を一周すると周辺町村の市街地や周囲に広がる山々など眼下に広がる雄大な景色を望むことができます。



## 2) 水辺景観軸（尻別川・倶登山川・ポイントサン川）

## ＜景観要素＞

- ・ 尻別川や倶登山川などの水辺では、河畔林などの豊かなみどりと合わさった、うるおいある景観が形成されています。



- ・ 釣りやラフティング、カヌーなどのアクティビティのフィールドとしても親しまれており、河畔林の中を通る川の流れや奥行を感じる景観で、水上から街なみや山なみを望む連続的な眺めがあります。
- ・ 尻別川リバーパークでは花壇やベンチなどの憩いの場として、また、サイクリングロードやパークゴルフ場、テニスコートなどのレクリエーション機能を備えた公園としての景観があります。
- ・ 富士見橋、倶知安橋、サンモリッツ大橋などの橋梁からの尻別川の水辺、遠方の山なみなどの眺めが確保できます。



#### <課題>

- ・ 親水機能として河川敷からの水面を望む空間の確保については、防災上の安全性との両立が不可欠です。
- ・ 令和12(2030)年度開業予定の新幹線駅の西側において、新たな交通結節機能の検討に合わせた既存の旭ヶ丘公園の再編と身近な親水空間としての倶登山川のあり方について検討が求められます。

### 3) 計画中の公共交通路

#### ① 新幹線

##### <景観要素>

- ・ 新函館北斗から倶知安町を通り札幌までつながる北海道新幹線は、平成24(2012)年に工事実施計画が認可され、令和12年度(2030年度)完成を目指し、トンネル工事等が進められています。
- ・ 町域内はトンネル区間が多くを占めますが、駅の南北、高砂～高見区間は地上区間となり、町道西3条南通～町道西10号琴平線付近の市街地を高架が縦断します。

#### ② 高速道路

##### <景観要素>

- ・ 余市～倶知安間の39.1kmを延長する一般国道5号倶知安余市道路(自動車専用道)は、共和～倶知安町間で平成28(2016)年度に事業化し、整備が進められています。
- ・ 共和町から峠下、花園を高架道路が通過し、旭の道道58号倶知安ニセコ線との交点にインターチェンジ(倶知安IC)の建設が予定されています。倶知安ICから倶知安駅へのアクセスルートとして、道道58号及び町道西3丁目南通の交通量増加が想定されます。

### (3) 視点場(点)による景観要素

#### 1) 山なみや街なみ景観への視点場

##### ① ひらふ第一駐車場

###### <対象>

- ・ 羊蹄山・ニセコひらふ地区の街なみ

###### <景観要素>

- ・ ひらふ第一駐車場からは羊蹄山とひらふ地区を一望することができます。
- ・ 周辺の中高層のホテル等は、建築物の高さ制限を設けているため、駐車場から羊蹄山の稜線を著しく阻害するような状況にはありません。

###### <課題>

- ・ 今後ひらふ第一駐車場は、広場の整備や交通拠点としての機能強化や、新たな機能導入などにより、シンボルとなる空間へ再整備が予定されています。



##### ② 旭ヶ丘公園

###### <対象>

- ・ 羊蹄山・市街地の街なみ

###### <景観要素>

- ・ 広大な面積の旭ヶ丘公園は、いたるところで遠景の羊蹄山を望むことができます。
- ・ 旭ヶ丘公園の山頂からは市街地を見下ろす眺望があり、公園の緑地越しに遠景には丘陵地帯や営農地域など、立体的な広がりを眺めます。また、羊蹄山から市街地へ変化する町の特徴的な地形が見られます。



##### ③ 倶知安橋 (レルヒ記念公園、国道5号)

###### <対象>

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰・尻別川

###### <景観要素>

- ・ 倶知安橋からは尻別川とその河畔林の緑を手前に、羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。



##### ④ 富士見橋 (尻別川リバーパーク、町道西6号富士見線)

###### <対象>

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰・尻別川

###### <景観要素>

- ・ 富士見橋の周囲には農地が広がり高い建物等が無いので、尻別川とその河畔林の緑を手前に、羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。



## ⑤ 小川原脩記念美術館

## &lt;対象&gt;

- ・ 羊蹄山

## &lt;景観要素&gt;

- ・ シーニックバイウェイのビューポイントとなっています。
- ・ 周囲の自然の風景に溶け込む落ち着いたある建築物で、美術館の奥に羊蹄山を望むことができます。また、室内にも、広い窓から羊蹄山を見ながら休憩ができるロビーが設置されています。



## ⑥ 尻別川リバーパーク駐車場

## &lt;対象&gt;

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰

## &lt;景観要素&gt;

- ・ 俱知安橋の北西にある町有の駐車場で、羊蹄山やニセコ連峰を望むことができます。
- ・ シーニックバイウェイのビューポイントにも指定されています。



## ⑦ 八幡ビューポイントパーキング（国道 276 号）

## &lt;対象&gt;

- ・ 羊蹄山

## &lt;景観要素&gt;

- ・ シーニックバイウェイのビューポイントです。
- ・ 電柱・電線が羊蹄山への眺望の妨げになっていましたが、老朽化による更新移設（平成 29（2017）年）に伴い改善され、羊蹄山を一望できるスポットとなっています。



## ⑧ 大和駐車場（国道 393 号）

## &lt;対象&gt;

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰

## &lt;景観要素&gt;

- ・ 俱知安町字大和にあるパーキングエリアです。
- ・ 駐車場からは羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。秋にはメープル街道の愛称どおりに紅葉が美しく映えます。



### ⑨ サンモリッツ大橋

<対象>

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰・ニセコひらふ地区の街なみ・尻別川

<景観要素>

- ・ 国道5号とニセコひらふ地区を繋ぐサンモリッツ大橋からは、羊蹄山とニセコ連峰、ひらふ地区の街なみを望むことができます。



### ⑩ 役場庁舎

<対象>

- ・ 羊蹄山・ニセコ連峰

<景観要素>

- ・ 新庁舎3階には展望デッキが設置されており、約10mの高さから羊蹄山とニセコ連峰を望むことができます。



### ⑪ 倶知安駅

<対象>

- ・ 羊蹄山

<景観要素>

- ・ 倶知安駅から南東側に羊蹄山への眺望があります。

<課題>

- ・ 将来の新幹線開業を見据え駅周辺の土地取引が進み、建物の更新も見込まれるため、駅から羊蹄山への眺望確保が困難となる可能性があります。新駅舎や都市施設などからの羊蹄山への眺望の確保が求められます。



## (4) 景観資源

これら景観資源は、倶知安町の自然景観や街なみにおいて大きな役割を担っている事から、景観まちづくりにおいて、特に大切にしなければならない皆の財産です。

<p>① 羊蹄山</p> 	<p>② ニセコ連峰</p> 
<p>③ 尻別川</p> 	<p>④ 倶登山川</p> 
<p>⑤ ポンクトサン川</p> 	<p>⑥ 旭ヶ丘公園</p> 
<p>⑦ 半月湖</p> 	<p>⑧ 鏡沼</p> 

## (5) 眺望道路

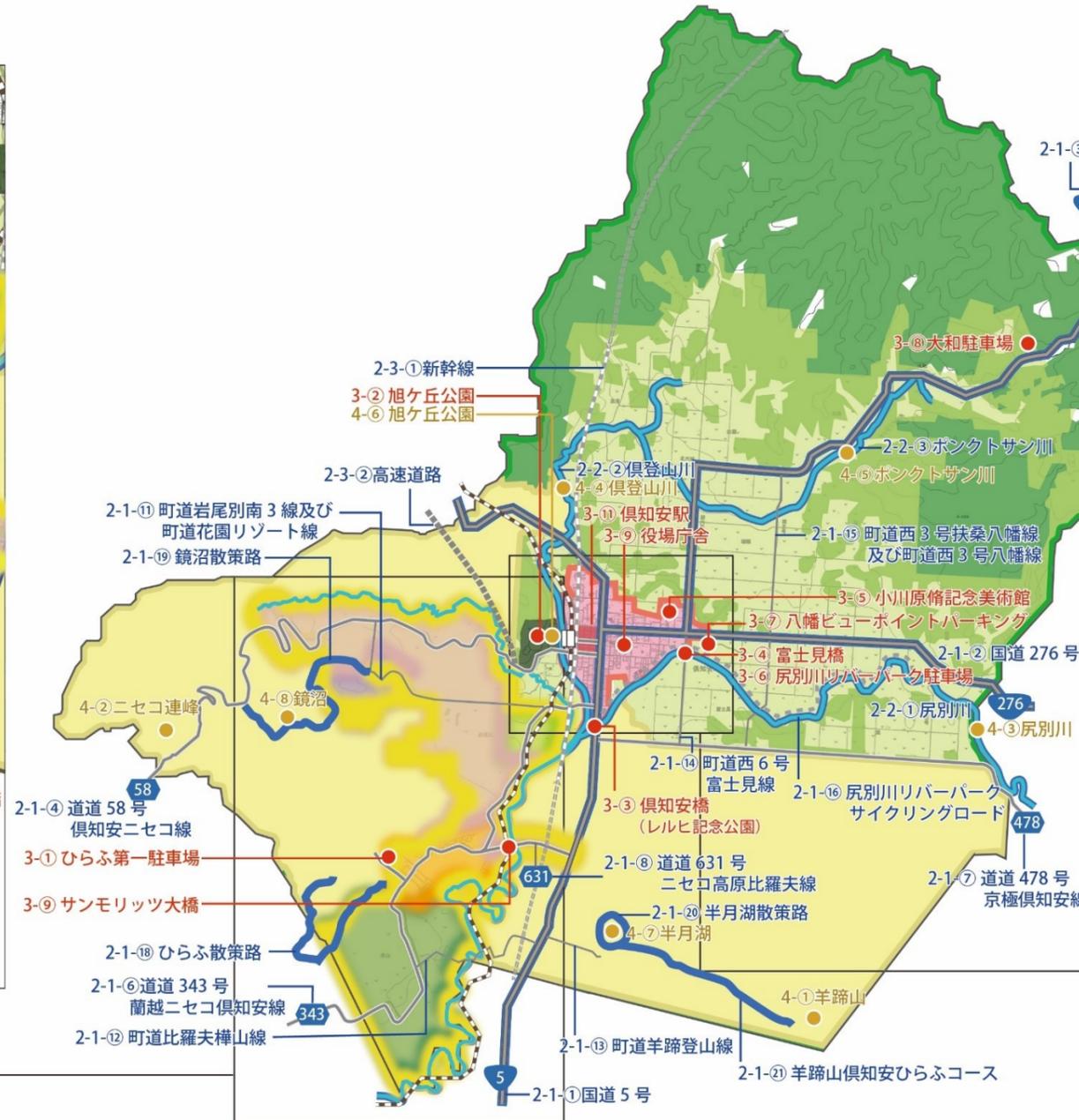
これらの道路は、多くの人が倶知安の素晴らしい景観を眺める、大事な幹線道路です。景観まちづくりにおいて、視点場同様これら道路からの眺望は、特に配慮が求められます。

### ■眺望道路一覧

国道	国道5号
	国道276号
	国道393号
道道	道道58号 倶知安ニセコ線
	道道271号 倶知安停車場線
	道道343号 蘭越ニセコ倶知安線
	道道478号 京極倶知安線
	道道631号 ニセコ高原比羅夫線
町道	町道 西3丁目北・西3丁目南通
	町道 北3条西通
	町道 岩尾別南3線・花園リゾート線
	町道 比羅夫樺山線
	町道 羊蹄登山線
	町道 西6号富士見線
	町道 西3号扶桑八幡線・西3号八幡線
遊歩道等	尻別川リバーサイドサイクリングロード
	旭ヶ丘公園散策路
	ひらふ散策路
	鏡沼散策路
	半月湖散策路
	羊蹄山倶知安ひらふコース

地域（面）・軸（線）・視点場（点）から見た景観要素位置図

景観地区拡大図



市街地拡大図



凡例

- |   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>(1) 地域（面）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 市街地                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1-1 駅前周辺地域</li> <li>1-1-2 その他市街地域</li> </ul> </li> <li>2) リゾートエリア                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1-2-1 ニセコひらふ地域</li> <li>1-2-2 花園ビレッジ周辺地域</li> <li>1-2-3 榊山地域</li> <li>1-2-4 市街地近接地域</li> <li>1-2-5 外縁地域</li> </ul> </li> <li>3) 郊外地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1 旭ヶ丘丘陵地域</li> <li>1-3-2 営農地域</li> <li>1-3-3 森林地域 (営農地域かつ森林地域)</li> </ul> </li> <li>4) リゾート近隣地域</li> </ul> <p>町域 (Town boundary)</p> <p>JR (JR line)</p> | <p>(2) 軸（線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 道路景観軸                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-1 国道5号</li> <li>2-1-2 国道276号</li> <li>2-1-3 国道393号</li> <li>2-1-4 道道58号倶知安ニセコ線</li> <li>2-1-5 道道271号倶知安停車場線</li> <li>2-1-6 道道343号蘭越ニセコ倶知安線</li> <li>2-1-7 道道478号京極倶知安線</li> <li>2-1-8 道道631号ニセコ高原比羅夫線</li> <li>2-1-9 町道西3丁目北・南通</li> <li>2-1-10 町道北3条西通</li> <li>2-1-11 町道岩尾別南3線及び町道花園リゾート線</li> <li>2-1-12 町道比羅夫榊山線</li> <li>2-1-13 町道羊蹄登山線</li> <li>2-1-14 町道西6号富士見線</li> <li>2-1-15 町道西3号扶桑八幡線及び町道西3号八幡線</li> <li>2-1-16 尻別川リバーパークサイクリングロード</li> <li>2-1-17 旭ヶ丘公園散策路</li> <li>2-1-18 ひらふ散策路</li> <li>2-1-19 鏡沼散策路</li> <li>2-1-20 半月湖散策路</li> <li>2-1-21 羊蹄山倶知安ひらふコース</li> </ul> </li> <li>2) 水辺景観軸                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2-2-1 尻別川</li> <li>2-2-2 俱登山川</li> <li>2-2-3 ポンクトサン川</li> </ul> </li> <li>3) 計画中の公共交通路                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2-3-1 新幹線</li> <li>2-3-2 高速道路</li> </ul> </li> </ul> | <p>(3) 視点場（点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みやまち並み景観への視点場                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 ひらふ第一駐車場</li> <li>3-2 旭ヶ丘公園</li> <li>3-3 倶知安橋</li> <li>3-4 富士見橋</li> <li>3-5 小川原脩記念美術館</li> <li>3-6 尻別川リバーパーク駐車場</li> <li>3-7 八幡ビューポイントパーキング</li> <li>3-8 大和駐車場</li> <li>3-9 サンモリッツ大橋</li> <li>3-10 役場庁舎</li> <li>3-11 倶知安駅</li> </ul> </li> </ul> | <p>(4) 景観資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観資源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 羊蹄山</li> <li>4-2 ニセコ連峰</li> <li>4-3 尻別川</li> <li>4-4 俱登山川</li> <li>4-5 ポンクトサン川</li> <li>4-6 旭ヶ丘公園</li> <li>4-7 半月湖</li> <li>4-8 鏡沼</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|--|--|

## 2. 地域（面）で見る景観の基本方針

ここまで整理した景観要素や課題を踏まえ、これからの倶知安町の景観まちづくりの地域ごとの基本方針を、大きく以下の5地域に分けて整理します。

### （1）駅前周辺地域

- ・ 駅施設や駅前広場周辺は、羊蹄山への眺望とみどりの演出によるおもてなしの雰囲気を作り出し、駅利用者の動線を考慮した空間づくりを進めます。また、駅前通りへ人々を導く空間づくりを進めます。
- ・ 通りごとの個性を創出し、歩行者が回遊出来るメリハリのある街区をつくりまします。新たな建設計画があった場合は、事前協議の場を用意し、地域で合意を取りつつ建設を進められるような仕組みを検討します。



### （2）市街地域

- ・ 住環境が形成されている地区は、家の前の緑化や清掃など町民の手で創り出す良好な景観づくりを通して、まちへの愛情を育みます。
- ・ 市街地の緑の拠点となる公園や、街路樹などまちなかにあるみどりのネットワークを広げ、うるおいのある景観づくりを進めます。
- ・ 低層の街なみが形成する広い空や国道からの羊蹄山やニセコ連峰への眺望を大切にします。

### （3）リゾート近隣地域

- ・ 羊蹄山とニセコ連峰への眺望、森林景観を大切にします。
- ・ まちの暮らしを支える施設や店舗を大切にしながら、自然景観との共生・調和を考えた景観づくりを図ります。
- ・ 新幹線や高速道路の巨大な工作物が環境や景観に与える影響について考え、より負荷が少ない対応策を検討します。

### （4）リゾート景観地域

- ・ 雄大な自然景観や農業景観と、品格のあるリゾート地としての街なみが調和した景観形成を進めるため、拠点型・低層型・維持型・保全型の4つの考え方で保全や活用を進めます。

## (5) 郊外地域

### 1) 旭ヶ丘丘陵地区

- ・ 旭ヶ丘丘陵地区は、旭ヶ丘公園から望む街なみと雄大な山なみの景色を大切にし、自然が身近にある俱知安町の豊かな暮らしにつながる景観づくりを進めます。

### 2) 宮農地区

- ・ 農地の保全、俱知安の美しい風景である四季折々に変化する豊かな農業景観を大切にします。
- ・ 農業景観の観光資源としての魅力を高め、生業としての農業と調和・共生する景観形成を進めます。



### 3) 森林地区

- ・ 宮農地区やリゾート地域などの背景となる豊かな森林の保全や活用を進めます。



これらの大別した各地域内には、多彩な景観特性を持つ地区が存在することから、地区ごとの景観形成方針について、第5章で整理します。

### 3. 軸別の景観形成の方針

#### (1) 道路景観軸

- ・ 国道や主要な道道、交通量の多い町道は町内の拠点や景観資源を繋ぐ街なみの軸であると同時に、視点場でもあり、広域観光のルートにもなることから、沿道からの自然や農業、町並みの風景を大切にし、魅力ある景観形成を進めます。
- ・ リゾートエリアに近く土地利用の変化が想定される国道5号沿道は、より身近に見える羊蹄山などの自然と調和した沿道景観が求められます。
- ・ 地上機器や道路付属物は、景観を阻害しないように配置・修景し、景観色を使用することで周囲との調和を図ります。
- ・ 主要道路の無電柱化について、計画的に推進していきます。
- ・ 街路樹や植樹等、沿道緑化を推進します。



#### (2) 河川景観軸

- ・ 尻別川やその支流は町民の暮らしを支え、観光資源としても重要な役割を持っていることから、河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、豊かな自然環境と暮らしや観光が調和した、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある水辺の景観形成を進めます。
- ・ 富士見橋や倶知安橋などの橋梁で、歩行時や車窓から河川の眺望を楽しむことができる水辺景観を保全するため、照明柱などの工作物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するよう努めます。
- ・ 生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は、防災・安全性などの治水上必要な伐採等に留め、可能な限り人の手を加えないよう配慮し、保全します。
- ・ 河川が持つ機能を発揮させ、河川敷の公園や遊歩道などで、自然や河川景観に触れることができるよう、水辺空間・親水空間としての活用を図ります。
- ・ 特に、アクティビティや散策などに利用され親しまれている尻別川リバーパークは、水と緑が調和した憩いの空間を維持していきます。



#### (3) 計画中の公共交通路

- ・ 現在計画中の北海道新幹線路および後志自動車道（倶知安余市道路）は、倶知安町の街なみを縦断する長大な工作物となるため、今後、周辺景観や自然資源への眺望に大きな与えることが予想されることから、高架等の工作物による圧迫感の軽減や眺望性の確保について、施設管理者や事業者等との協議を進めます。
- ・ 森林を通過する区間においては、自然景観の連続性の阻害や、自然環境の分断による動植物への影響を抑えるよう、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

## 4. 分野別の景観形成の方針

### (1) 電線・電柱・鉄塔（基地局等）

電気・通信は現代の私たちの生活には必要不可欠なツールであり、そのために必要な設備は重要なインフラとなるため、景観への配慮と、設置の必要性との調整が求められます。

#### 1) 携帯電話基地局

##### ① 現状

- ・ 町内には高さ 14.8m～54mまで、約 60 基設置されています。
- ・ 郊外では沿道や丘の上などに設置。市街地は道路から少し離れた住宅地の中や建物の屋上などに設置しているケースも見られます。
- ・ 近年、高速・大容量通信を可能とする「次世代通信規格」の普及に伴い、1 基あたりの高さを抑えつつ（15m程度）も設置基数が増加傾向にあります。
- ・ 新たな通信会社の参入により、新規の基地局の設置のさらなる増加が見込まれます。



##### ② 基本方針

街なみや山なみなどの景観に影響を生じないように、視点場や景観軸となる道路からの配置や高さ、色彩などに配慮し、基地局が乱立しないよう各社共用化に努めます。

#### 2) 電柱（配電線）・電話柱（電信線）

##### ① 現状

- ・ 郊外の道路において、配電線・電信線（以下、「電線等」）が共架されず、道路の両サイドに電柱・電線が設置されている区間があります。
- ・ 景観軸となる道路において、景観資源側に電柱・電線が設置されている区間があります。なお、過去に電柱・電線の更新に合わせて電線管理者と協議し、眺望に影響しない位置に移設した事例があります。（国道 276 号八幡ビューポイントパーキング）
- ・ 町内の国道・道道・町道における無電柱化区間は、約 5.6km です。
- ・ 景観地区内での近年の開発行為地では、無電柱化されているところがほとんどです。
- ・ 通常、国道・道道・町道の無電柱化には、電線共同溝方式が採用され、整備費が高額となること、関係者による負担方法の調整などにより、完成までに長期間を要します。
- ・ 緊急輸送道路等、防災上重要な道路区間は、道路管理者が新設電柱の占用を禁止する事が可能（道路法第 37 条）となっています。



## ② 基本方針

防災上の重要度が高く、交通量の多い主要幹線について、国道・道道管理者との連携のもと、状況に応じた低コスト手法（浅層化、小型ボックス等）の活用も含め無電柱化を計画的に推進します。

美しい風景を望める視点場や道路における電柱類や地上機器類は、背景となる風景と馴染む景観色やすっきりとした鋼ポール柱を使うなど周囲の景観に調和した色彩に配慮します。また、景観資源への眺望を妨げないよう、電線等の共架や移設などの効率かつ効果的な手法を検討・活用します。

## 3) 送電塔（送電線）

### ① 現状

- ・ 峠下から岩尾別、岩尾別から山田方面と市街地へ、市街地から豊岡方面に送電線網が形成されています。
- ・ 高さは概ね 30m 台から 50m 台です。
- ・ 一部景観軸となる道路沿いに設置されています。道路を横断し、羊蹄山への眺望に大きく被っている場所もあります。



### ② 基本方針

新設時又は移設時等において、周辺景観や沿道からの圧迫感などに配慮した配置や規模に努め、特に良好な景観が求められる景観地区においては、景観資源への眺望や自然景観に影響を与えない配置や色彩、状況に応じて地中化を図るなど、景観に配慮します。

## 4) 変電所

### ① 現状

- ・ 町内に変電所は2カ所（南4西3、山田）あり、特に市街地の変電所は住宅密集地にあります。
- ・ 施設の周辺は、フェンスや防音壁に囲われています。



### ② 基本方針

新設時又は移設時において、周辺の状況に応じて、沿道や家屋からの離れの確保や植樹による緩衝帯の設置、フェンスや防音壁を設置する際はその色彩の配慮により、周辺景観の保全に努めます。

## (2) 再生可能エネルギー施設

国における「2050年カーボンニュートラル社会の実現」に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入や、そのための規制改革の検討、取組みの加速化が見込まれていることから、これまで以上に、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地が全国的に促進され、農地や森林地域への立地等に係る規制緩和が想定されます。そのため当町においては、特に自然環境に由来する産業（農業・観光業）と暮らしの観点から、面的な広がりや高さの生じる太陽光発電施設と風力発電施設について、景観との調和が求められています。

### 1) 太陽光発電施設

#### ① 現状

- ・ 住宅においては、ソーラーシステムを設置しているものも見受けられますが、普及している様子は見られていません。
- ・ メガソーラーなど、売電を目的とする事業用施設（全量売電型太陽光発電施設）は町内にありません。
- ・ 倶知安町地域再生可能エネルギー導入ビジョン（平成30（2018）年3月）において、日射量不足及び積雪寒冷等による大規模施設の普及を見込んでいません。（今後技術革新等により、この評価が変わる可能性があります。）

#### ② 参考

- ・ 家庭用ソーラーは平均3～5kw、面積20～30㎡程度です。
- ・ 50kw以上の場合、電力会社と高压連系契約を要し、高压受電設備等の設置が必要です。
- ・ メガソーラーは1,000kw以上であることを指しますが、1,000kwで2ha程度の面積が必要ともいわれています。

#### ③ 基本方針

良好な自然環境を形成するエリア、産業（農林業・観光業）や住環境に影響するエリア以外への立地を誘導するとともに、人目に付きやすいところに立地する場合は、敷地境界に緑化などによる目隠しとなる修景を施すなど、隣接地への影響を抑え、沿道景観や眺望景観に配慮します。また、大規模な樹木の伐採や土砂流出に対する懸念から、山の中腹や傾斜地を避けるなど、災害リスクへの回避に配慮します。

### 2) 風力発電施設

#### ① 現状

- ・ 当町には、風力発電施設はありません。
- ・ 倶知安町地域再生可能エネルギー導入ビジョン（平成30（2018）年3月）において、近傍の送電線空き容量に余力が無いこと等から、町内での風力発電の利用可能量をゼロと評価されています。（今後技術革新等により、この評価が変わる可能性があります。）

#### ② 参考

- ・ 風況に関しては、「環境省風況マップ」において、ニセコ連峰、羊蹄山、赤井川境界・本倶登山エリアの3地域が風速の高い結果が得られています。
- ・ 低周波などによる、健康面や農林業や自然環境への影響などが懸念されています。

### ③ 基本方針

良好な自然環境を形成するエリア、産業（農林業・観光業）や住環境に影響するエリア以外への立地を誘導するとともに、周囲の景観と調和する色彩や素材に配慮し、高さのある施設においては、視点場や景観軸となる道路からの景観資源への眺望方向、景観軸となる道路の視線範囲以外への立地を誘導します。また、大規模な樹木の伐採や土砂流出に対する懸念から、山の中腹や傾斜地を避けるなど、災害リスクへの回避に配慮します。

## （3）道路付帯物

### ① 現状

- ・ 地上から立ち上がっている主な道路付帯物は、標識（交通標識、案内標識）、道路照明、固定式視線誘導柱（矢羽根）、防護柵、防雪柵などから成っています。
- ・ 設置者や設置時期の違いにより、交差点周辺などに色彩の違う道路付帯物が混在している箇所が見られます。
- ・ 無電柱化されたリゾートエリアにおける、矢羽根の必要性に対する検証が必要です。



### ② 基本方針

道路付帯物や地上機器は、道路管理者との協議を行いながら、視覚性確保を前提に、景観を阻害することのないよう修景し、周囲の景観に調和する色彩、景観資源への眺望を踏まえた配置に努めるとともに、設置必要性の検証や機能を損なわない構造への変更を促進します。

特に案内標識の色彩や配置、構造などについては、羊蹄山麓屋外広告物ガイドラインを参考に検討します。

主要道路においては、計画的に無電柱化を推進していきます。

## (4) 屋外広告物

### ① 現状

- ・ 国道5号沿道やリゾートエリアでは、高さや表示面積の大きな広告物が目立つ状況です。
- ・ 駅前通りでは広告物の統一感に乏しい印象があります。地上広告や屋上広告はあまりなく、低層の壁面に設置されている程度です。
- ・ 突き出し看板はありますが小型で、中には意匠性の高い看板もあります。
- ・ 飲み屋街では、多彩で賑やかな広告物が目を引きまます。
- ・ リゾートエリアでは、派手な外観や大音量を伴うキッチンカーも見受けられます。
- ・ 町全体として、屋上に設置している広告物や大型の突き出し看板は少ない印象です。

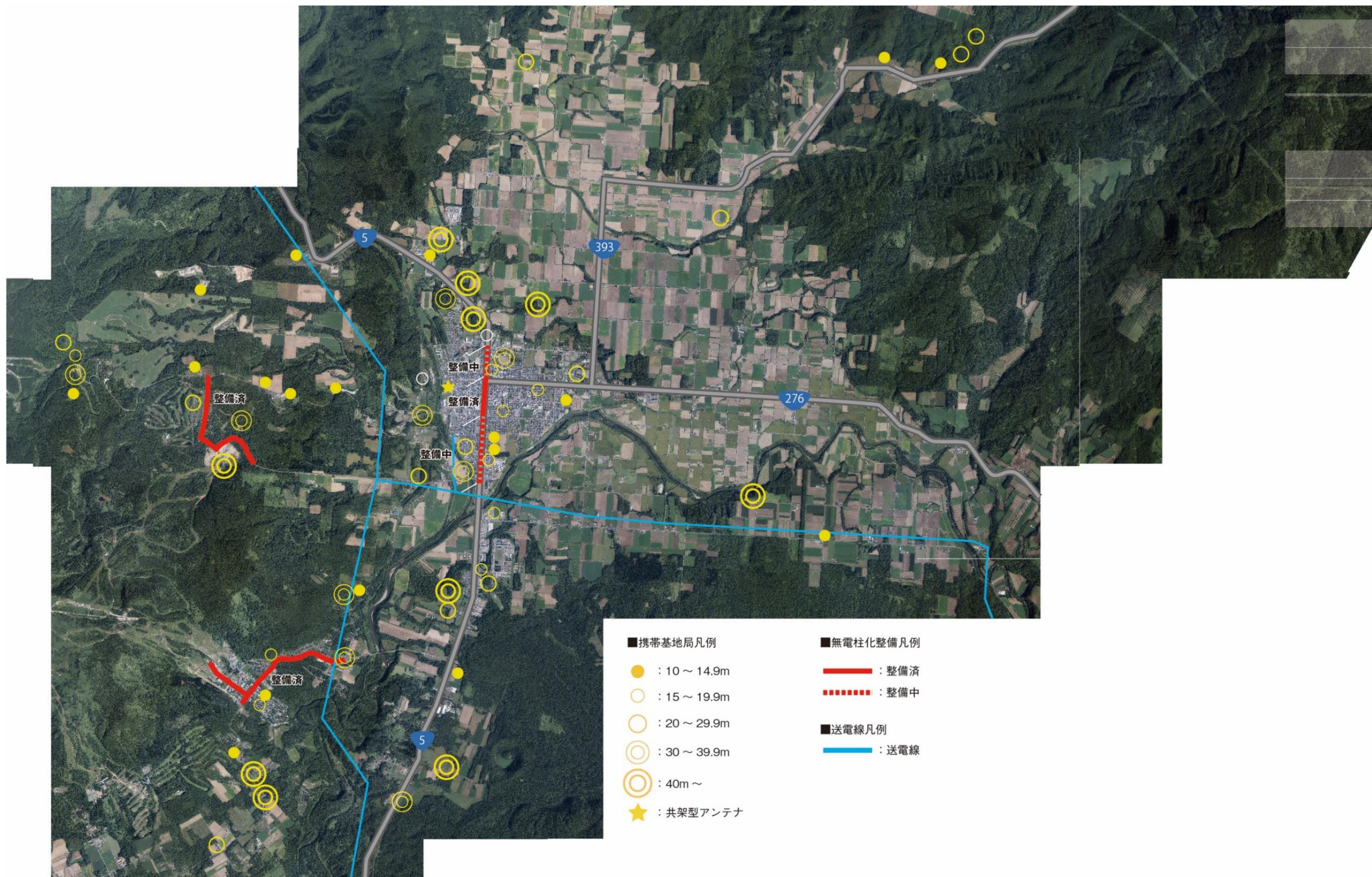
### ② 基本方針

人の視線を基本とした建物と調和の取れた配置、街なみや自然景観を活かすよう、個数や大きさを抑えた高さ、意匠とし、景観軸や視点場からの羊蹄山・ニセコ連峰などの美しい山並みの眺望や、周辺景観との調和に配慮します。

#### ■ 屋外広告物設置の基本方針

項目	方針
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を阻害しないように掲出する。</li> <li>・ 掲出面積や設置個数を抑え、道路等の快適な見通しの確保、良好な自然や農林景観との調和を保つ。</li> </ul>
意匠・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や農林景観、まち並みといった周辺景観との調和を図る。</li> <li>・ 建築物等から突出する屋上広告物や突き出し看板は、特に眺望や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・ 老朽看板については、撤去や更新・修繕により、安全と美観を確保する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出面における原色や高彩度色(=けばけばしい色)の使用面積は極力押さえる。</li> <li>・ 安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。</li> <li>・ 調理・販売車や広告宣伝車(移動広告物)は、華やかな装飾や色彩を抑える。</li> </ul>
照明等 (移動広告物を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物に発光装置又は照明装置を付随する場合は、必要最小限とし、光源は点滅又は回転しないものとする。</li> <li>・ 大音響を伴う広告は掲出しない。</li> </ul>

分野別位置図



## 第5章

# 5章 良好な景観まちづくりのための行為の制限

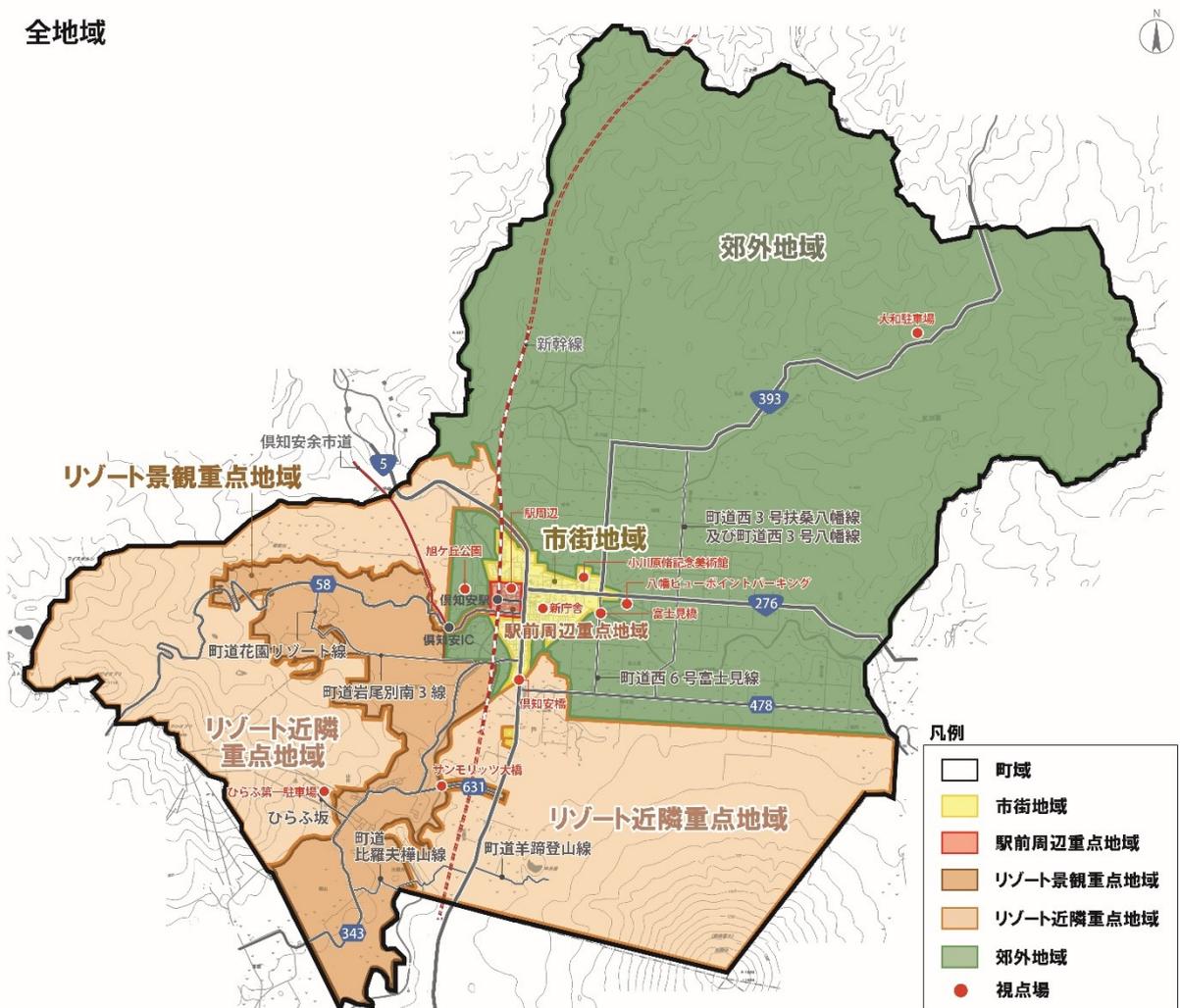
## 1. 景観法に基づく届出対象行為等について

### (1) 景観計画区域

本計画の景観計画区域は町全域とし、地域特性をもとに5地域に分類して、各地域で行為の制限を定めました。

また、5地域のなかで特に重点的に良好な景観形成に向けた取り組みを進めるべき3つの地域を、重点地域と位置づけます。

#### 全地域



全地域図

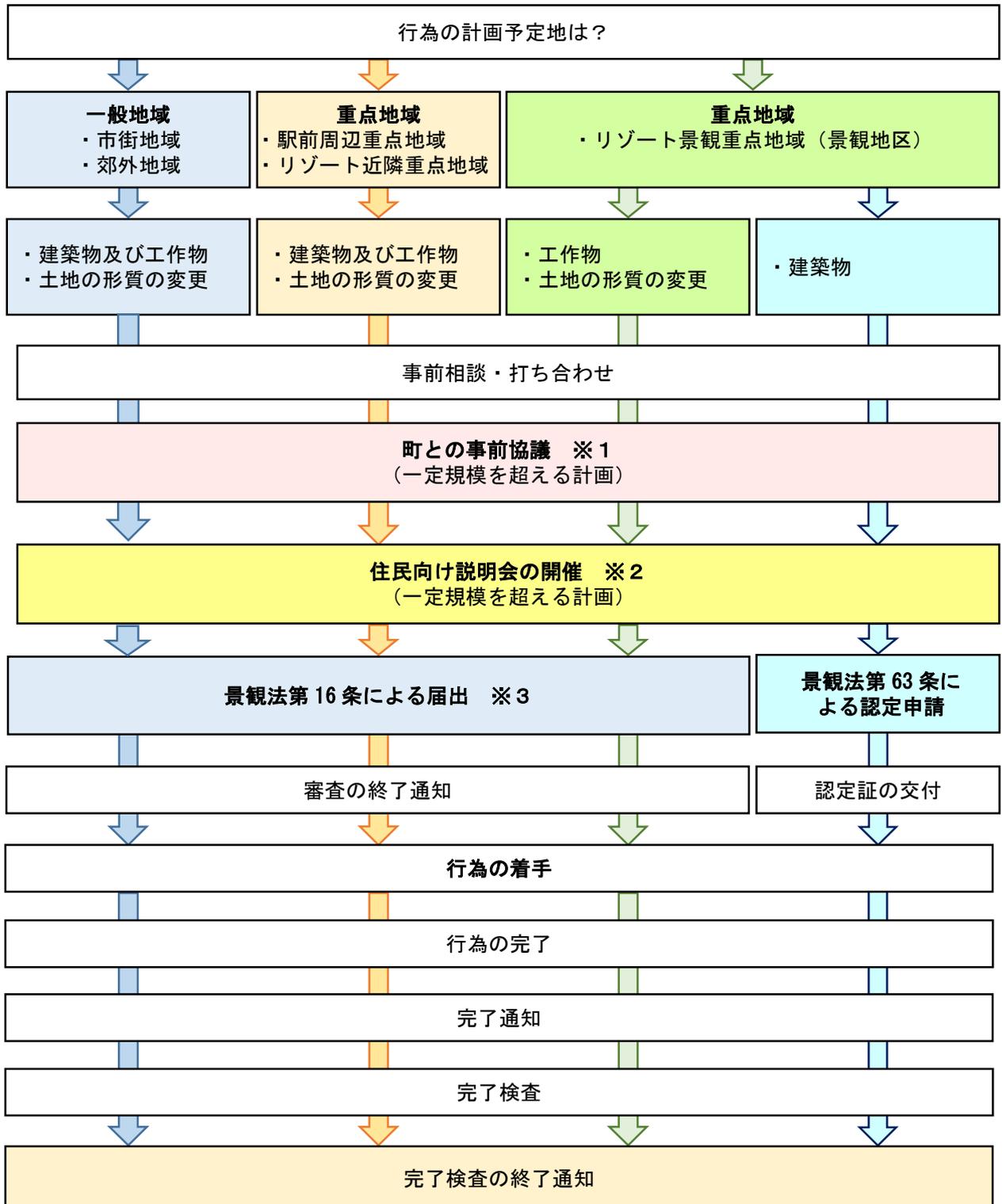
一般地域	市街地域
	郊外地域
重点地域	駅前周辺重点地域
	リゾート近隣重点地域
	リゾート景観重点地域

## (2) 届出に係る基本フロー図

倶知安町内における景観法に基づく手続きは、計画予定地が景観地区（リゾート景観重点地域）内であるか否か、そして計画物の種類（建築物・工作物・土地の形質の変更）により下記フロー図のとおり、「景観法第16条による届出」又は「景観法第63条による認定申請」に大別されます。

また条例に基づき、一定規模を超える計画については景観法による届出や認定申請の前に、住民向け説明会や事前協議を行う必要があります。

事前協議の要否に関わらず、任意の事前相談・打ち合わせも受けておりますので、計画行為のスムーズな進捗の為に、積極的な活用をお願いいたします。



※1 町との事前協議

- ・ 景観法による届出及び認定申請は、同法に基づき着手の30日前までに提出が必要となりますが、重点地域内における一定規模を超える建築物等の建設及び土地の形質の変更については、倶知安町まちづくり新幹線課と事前協議を行う必要があります。
- ・ 事前協議においては、景観の専門知識と地域の事情に精通した景観調整会議の意見を活かし、地域の暮らしと良好な景観形成にとってより良い方策の協議を図ります。

※2 住民向け説明会

- ・ 一定の規模を超える建築物等の建設及び土地の形質の変更に際しては、景観法による届出や認定申請の前に、近隣の住民や町内会、建物管理者等に向けた説明会の開催が必要となります。
- ・ 説明会開催後には、説明内容及び質疑応答等の結果を公表すると共に、町へ報告しなければなりません。

※3 景観法第16条に基づく届出

- ・ 届出行為の内容が景観形成基準に著しく不適合の場合、景観法に基づく町長の勧告や変更命令により、景観形成基準の適合に必要な設計変更等を要求することがあります。
- ・ 届出行為の基準に適合する旨の審査終了通知があった際は、届出の受理から30日経過する前であっても、行為に着手することができます。

### **(3) 眺望道路沿道における届出対象行為**

良好な景観形成に重要な役割を果たす眺望道路（P61 眺望道路一覧参照）の沿道地域においては、適用除外となる届出対象行為が一部異なり、電柱及び電話柱類も届出対象行為となります。（詳しくは届出の手引きをご確認ください）。

### **(4) 景観形成基準について**

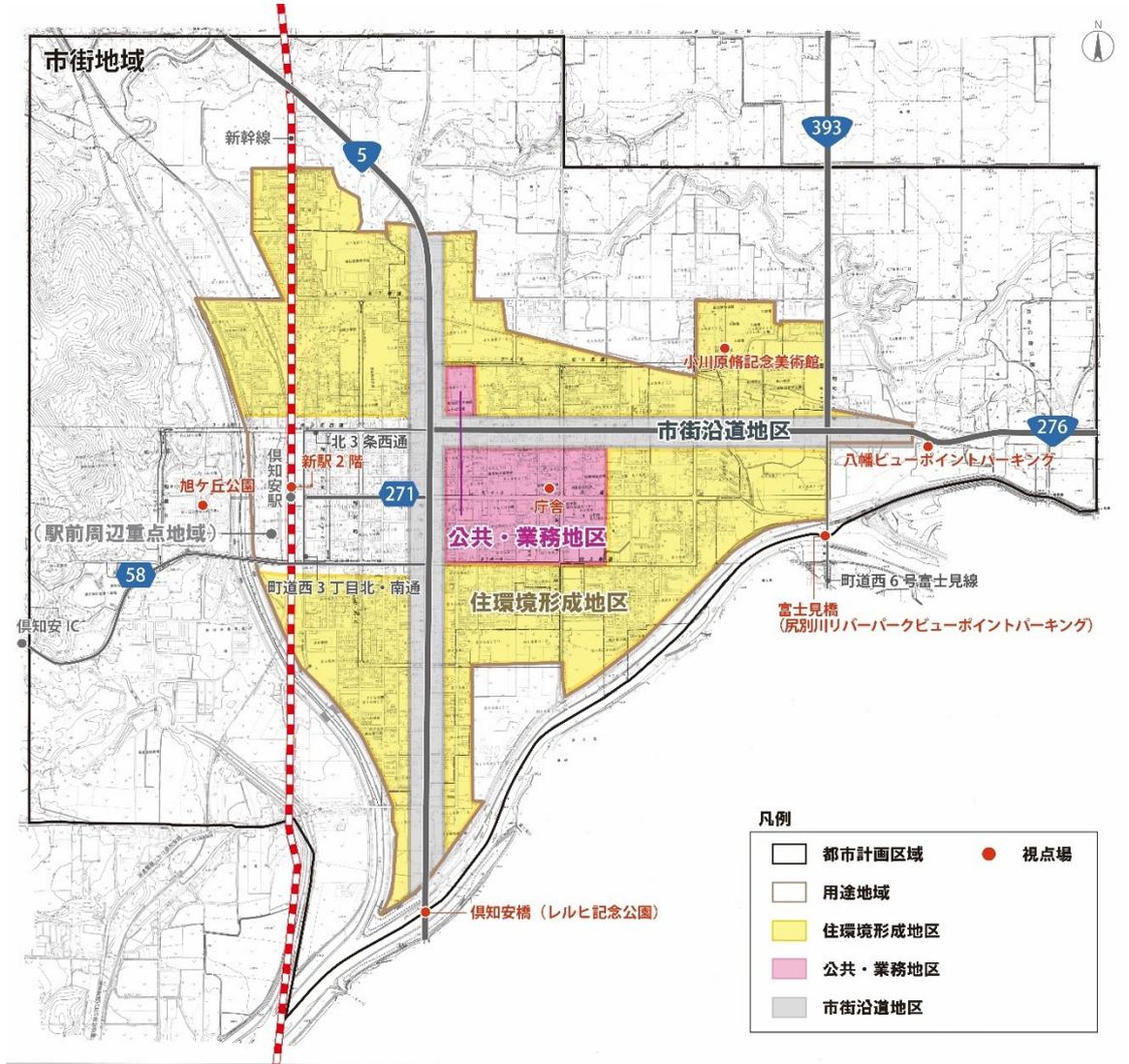
地域ごとに定められた景観形成基準は、景観法第16条の届出対象行為の基準であるのみならず、倶知安町の景観まちづくりにおいて大切な観点を整理したものです。

届出基準に満たない規模の計画等、適用除外行為においても、後述の景観形成基準を十分に把握したうえで、建設の計画などに活かしてください。

## 2. 一般地域の景観まちづくり

### (1) 市街地域

#### 1) 市街地域の範囲



## 2) 各地区における景観形成の方針

### ① 住環境形成地区

- ・ 豪雪に対応したゆとりある土地利用や、倶知安の気候、景観に適したくっちゃん型住宅を推進します。
- ・ 家の前の緑化や清掃など町民の手で創り出す良好な景観づくりを通して、まちへの愛情を育みます。
- ・ 市街地の緑の拠点となる公園や、街路樹などまちなかにある緑のネットワークを広げ、うるおいのある景観づくりを進めます。

### ② 公共・業務地区

- ・ 公共施設が、周囲から羊蹄山やニセコ連峰への眺望や、街なみの連続性を妨げることないように、建物や附属設備の配置や規模、意匠の誘導を図ります。
- ・ 公園や社寺などの既存の豊かな緑を守るとともに、公共施設等の敷地内の緑化により、緑のうるおいのある景観づくりを進めます。

### ③ 市街沿道地区

#### a 国道5号線

- ・ 市街中心を縦断し、商業地域が伸びる国道5号沿道は、羊蹄山やニセコ連峰の眺望や、街なみの連なりを確保する事を意識し、視野の広い沿道景観づくりを図ります。

#### b 国道276号線

- ・ 比較的低層の建物等で街なみが形成されている国道276号沿道においては、街路樹や花のうるおいのある風景を大切に、羊蹄山やニセコ連峰の眺望に配慮した、落ち着いた沿道景観づくりに努めます。

## 3) 市街地域における行為の制限

## ① 市街地域の届出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		高さ10m又は建築面積300㎡を超えるもの
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、 増改築する建築面積が10㎡以下の場合には対象外。
(3) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(1)の規模を超える建築物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移設	柵、塀、門等	高さ3mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱 等	高さ10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される工作物にあつては、 地盤面から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの)
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等遊戯施設	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ10m又は 築造面積300㎡を超えるもの
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は 処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
	風力発電設備	高さ5m又は 一団の築造面積100㎡を超えるもの
	太陽電池発電設備	モジュールの合計面積100㎡を超えるもの
(5) 増築・改修		増設・改修後の規模が、(4)の規模を超えるもの ただし、増設・改修前の規模が既に(4)の規模を超え、 増大する築造面積が10㎡以下又は高さが増さない場合は対象外。
(6) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(4)の規模を超える工作物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
c 土地の形質の変更		
開発行為・特定開発行為 (擁壁を含む)		面積3,000㎡を超えるもの 又は擁壁・法面の高さが3m超
樹木の伐採		面積3,000㎡を超えるもの
土石・資材・その他の堆積		面積3,000㎡を超えるもの

## ② 市街地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

大区分		形成基準
1 位置・配置		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・市街地では街なみの連なりを大切にし、道路からの後退距離や建築物の向きを周辺建築物と揃える等、可能な限り連続性を保つよう努める。
		<b>【豪雪への対応】</b> ・建築物は落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、俱知安町建築物等に関する指導要綱に基づく有効外壁後退距離を確保する。
2 （高さ・面積）		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その姿を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・市街地では街なみの連なりを大切にし、建築物及び工作物の規模は周辺建築物との調和を保つ。特に周辺の道路等から見た際、街なみが形成するスカイラインから突出しない。
3 形態・意匠 （色彩）		<b>【周辺景観との調和】</b> ・形態意匠について、一定のルールや統一感をもって街なみが形成されている地域においては、その地域の特徴を十分調査把握したうえで、統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 ・一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 ・建築物及び工作物の外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント（見付面積の1/5程度）に留める。 ・近隣建築物より規模の大きい中高層建築物を建築する際は道路に面した側を低層にする等、道路から見る街なみの連続性を保つ。
4 敷地の外構・その他	建築物の附属設備	・オイルタンクや室外機など附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。不可能な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。
	塀・柵・門等	・なるべく高さを抑えると共に、自然素材や生垣を利用する等、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。
	緑の保全	・敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 （風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）
	堆雪スペース	・敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
	緑化修景	・敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。

## c 土地の形質変更

行為区分	土地の形質の変更
景観形成の観点	<b>【景観資源への眺望確保】</b> 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を大きく阻害しないこと。
	<b>【周辺景観との調和】</b> 自然や農林景観、これまで形成されてきた街なみといった地域毎の景観の特徴や配慮事項を十分に把握し、周辺景観との調和を保つ。
<b>区分</b>	<b>形成基準</b>
(1) 位置・配置	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・街なみや農林景観といった地域の景観の特徴を十分に把握し、その連続性を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。 ・視点場や周辺の道路等から広く眺望できる法面、擁壁については緑化等による修景を行う。
(2) 規模（高さ・面積）	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の開発行為、土地の造成や擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・土地の造成規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる土地の造成は行わない。
(3) 形状	<b>【周辺景観との調和】</b> ・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。
(4) 水辺の保全	・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。 ・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。
(5) 豪雪への対応	・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物建築後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。
(6) 緑地の確保	・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割を果たす為、造成地の5%以上を確保する。また、造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。
(7) 無電柱化	・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。 ・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。
(8) 伐採	・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。 ・視点場や周辺道路等から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 (林業にかかるもの、風倒木の処理や間伐など森林保全に必要な管理を除く)
(9) 土石・資材・その他堆積物	・視点場や周辺の道路等から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。

**d 色彩基準**

全地域共通の色彩基準です。(景観地区内の建築物については別途規定となります)

下表のマンセル表色系彩度を超えるけばけばしい色の使用はアクセント(見付け面積の1/5程度)に留めてください。

**■ けばけばしい色の設定** ※以下の数値以内ならば、基調となる部分に使用できる

色相 ▶		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
彩度 ▶	屋根	8	8	6	4	6	4	6	4	4	4
	外壁	8	8	6	4	4	4	4	4	4	4

**【マンセル表色系】**

・ 本計画では、「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表し、ひとつの色を「色相」・「彩度」・「明度」の組み合わせで表現します。

▶色相

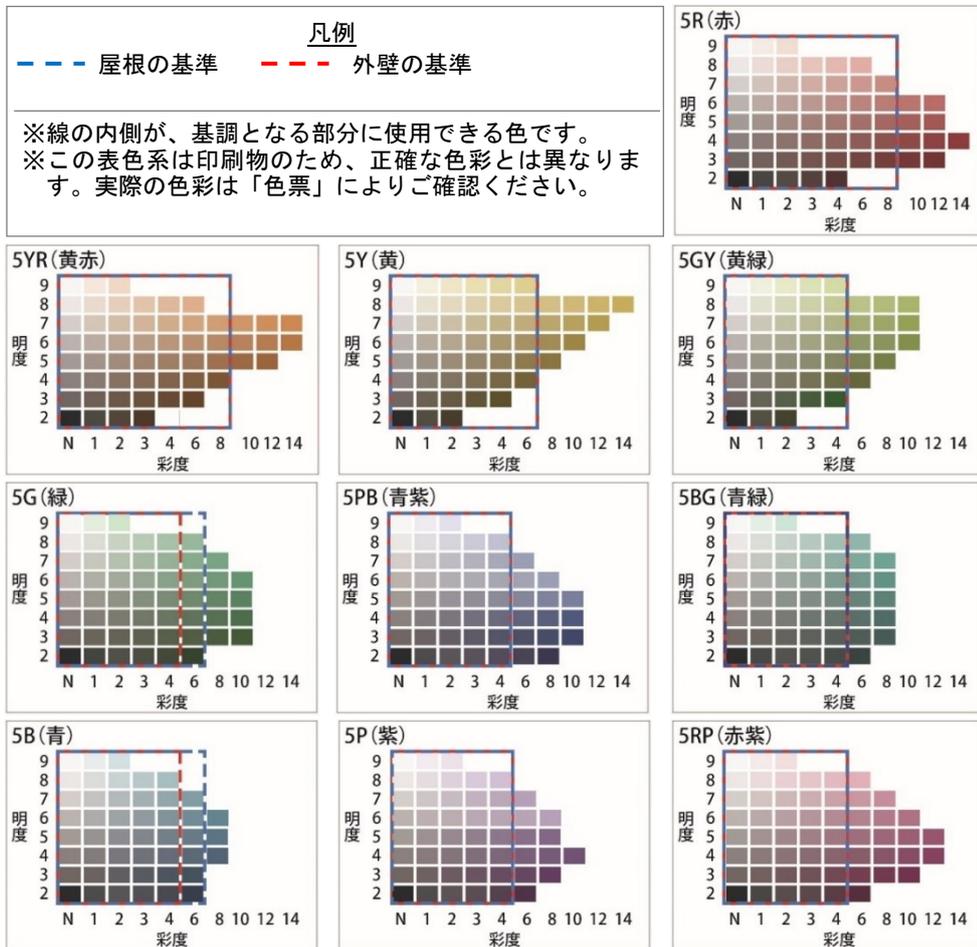
・ 色合いを、基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字の組み合わせで表します。

▶彩度

・ 鮮やかさの度合いを表した数値。  
 ・ 無彩色は0。鮮やかな色ほど数値が大きい。

▶明度

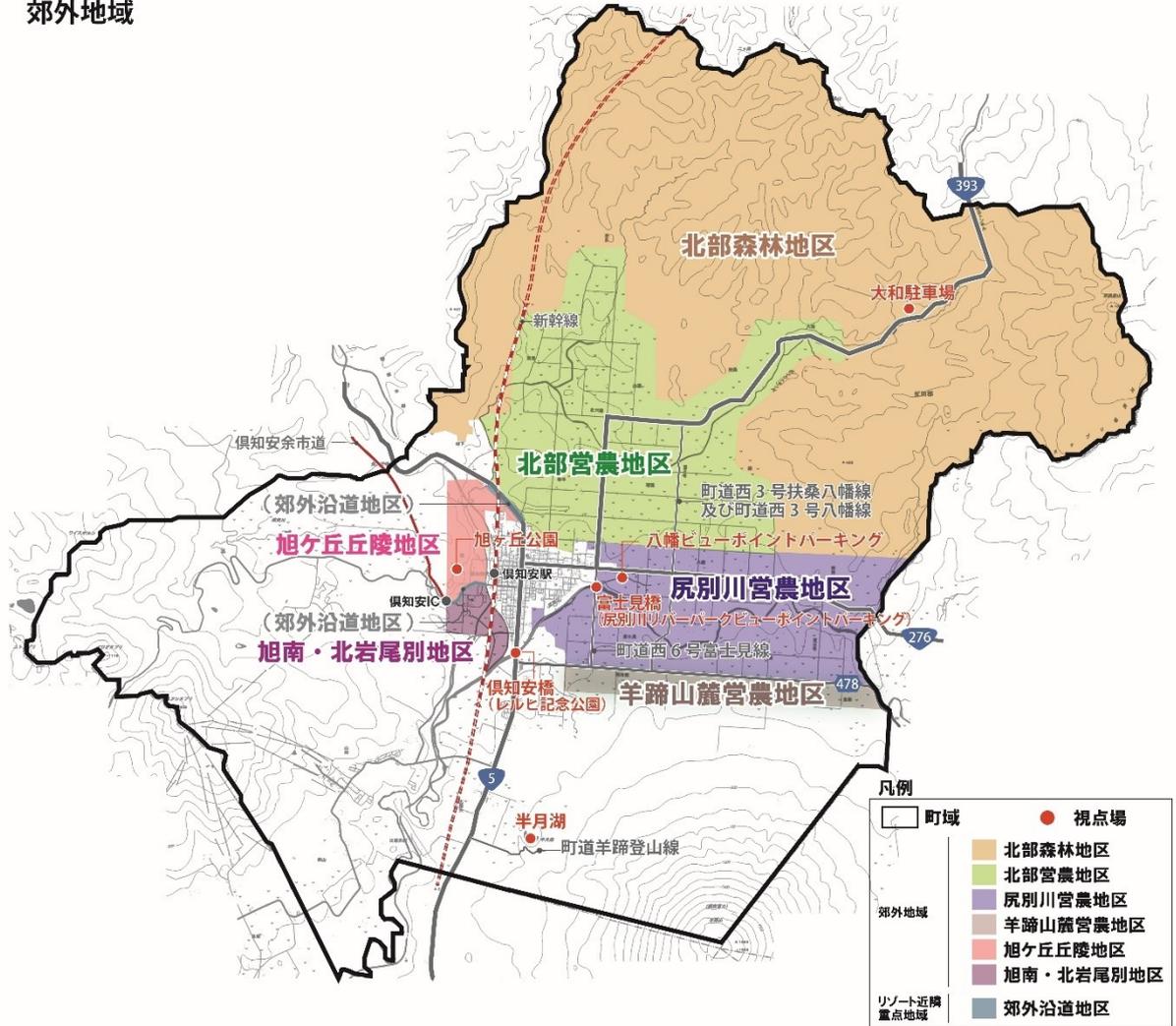
・ 明るさの度合いを表した数値。  
 ・ 明るい色ほど数値が大きい。



## (2) 郊外地域

### 1) 郊外地域の範囲

郊外地域



## 2) 各地区における景観形成の方針

### ① 北部森林地区

- ・ 豊かに広がる森林を大切にし、特に国道 393 号からの四季折々に変化する羊蹄山や畑作景観、自然景観への眺望に配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 北海道新幹線路による、森林景観や動植物の生息環境への影響を抑えるよう、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

### ② 北部営農地区

- ・ 丘陵地に豊かに広がる森林や国道 393 号や東西南北に直進する町道から望む羊蹄山やニセコ連峰、地域らしさを表す農業景観、ポイントサン川などの自然景観への眺望を大切にしたい景観づくりを進めます。
- ・ 平坦に広く畑が広がる場所では、鉄塔など高さのある工作物が視野に与える影響が大きいいため、特に交通量が多い道路から羊蹄山やニセコ連峰方向へかかる工作物等の設置においては適切な誘導を図ります。

### ③ 尻別川営農地区

- ・ シーニックバイウェイ”秀逸な道”国道 276 号や西 3 号、西 6 号の町道から望む羊蹄山やニセコ連峰、地域らしさを表す畑や水田の農業景観、尻別川の自然景観への眺望を大切にしたい、視点場となる橋や駐車場からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

### ④ 羊蹄山麓営農地区

- ・ 道道 478 号から南に広がる畑地・森林・羊蹄山の三層に重なる景観や、地域らしさを表す農業景観を大切にしたい景観づくりを進めます。
- ・ 道道 478 号から南側は、鉄塔など高さのある工作物が羊蹄山の眺望に与える影響が大きいいため、これら工作物等の設置においては適切な誘導を図ります。

### ⑤ 旭ヶ丘丘陵地区

- ・ 旭ヶ丘公園から望む街なみと雄大な自然の景色への眺望を大切にすると共に、市街地から間近に緑を望む場として、自然が身近にある倶知安町の豊かな暮らしにつながる景観づくりを進めます。

### ⑥ 旭南・北岩尾別地区

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰への眺望や地域らしさを表す農業景観を大切にしたい景観づくりを進めます。
- ・ 西 3 号南通や道道蘭越ニセコ倶知安線沿い等に広がる住宅地では、自然と調和する落ち着いた街なみを大切にしたい、家の前の緑化や清掃など町民の手で創り出す良好な景観づくりを通して、まちへの愛情を育みます。
- ・ 北海道新幹線路の高架等工作物による景観への影響について、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

## 3) 郊外地域における行為の制限

## ① 郊外地域の届出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		高さ10m又は建築面積300㎡を超えるもの
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、 増改築する建築面積が10㎡以下の場合には対象外。
(3) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(1)の規模を超える建築物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移設	柵、塀、門等	高さ3mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱 等	高さ10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される工作物にあっ ては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの)
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等遊戯施設	高さ10m又は 築造面積300㎡を超えるもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は 処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
風力発電設備	高さ5m又は 一団の築造面積100㎡を超えるもの	
太陽電池発電設備	モジュールの合計面積100㎡を超えるもの	
(5) 増築・改修		増設・改修後の規模が、(4)の規模を超えるもの ただし、増設・改修前の規模が既に(4)の規模を超 え、増大する築造面積が10㎡以下又は高さが増さ ない場合は対象外。
(6) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(4)の規模を超える工作物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
c 土地の形質の変更		
開発行為・特定開発行為 (擁壁を含む)		面積3,000㎡ を超えるもの 又は擁壁・法面の高さが3m超
樹木の伐採		面積3,000㎡ を超えるもの
土石・資材・その他の堆積		面積3,000㎡ を超えるもの

## ② 郊外地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

大区分		形成基準
1 位置・配置		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・郊外では農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。（農林畜産業用施設を除く）
		<b>【豪雪への対応】</b> ・建築物は落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、俱知安町建築物等に関する指導要綱に基づく有効外壁後退距離を確保する。
2 (高さ・面積)		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・郊外では農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。
3 形態・意匠 (色)		<b>【周辺景観との調和】</b> ・農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 ・一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 ・建築物及び工作物の外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント（見付面積の1/5程度）に留める。
4 敷地の外構・その他	建築物の附属設備	・オイルタンクや室外機など附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。不可能な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。
	塀・柵・門等	・なるべく高さを抑えると共に、自然素材や生垣を利用する等、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。
	緑の保全	・敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 （風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）
	堆雪スペース	・敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
	緑化修景	・敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。

## c 土地の形質変更

行為区分	土地の形質の変更
景観形成の観点	<b>【景観資源への眺望確保】</b> 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を大きく阻害しないこと。
	<b>【周辺景観との調和】</b> 自然や農林景観、これまで形成されてきた街なみといった地域毎の景観の特徴や配慮事項を十分に把握し、周辺景観との調和を保つ。
区分	形成基準
(1) 位置・配置	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・街なみや農林景観といった地域の景観の特徴を十分に把握し、その連続性を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。 ・視点場や周辺の道路等から広く眺望できる法面、擁壁については緑化等による修景を行う。
(2) 規模（高さ・面積）	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の開発行為、土地の造成や擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・土地の造成規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる土地の造成は行わない。
(3) 形状	<b>【周辺景観との調和】</b> ・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。
(4) 水辺の保全	・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。 ・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。
(5) 豪雪への対応	・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物建築後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。
(6) 緑地の確保	・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割を果たす為、造成地の5%以上を確保する。また、造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。
(7) 無電柱化	・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。 ・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。
(8) 伐採	・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。 ・視点場や周辺道路等から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 (林業にかかるもの、風倒木の処理や間伐など森林保全に必要な管理を除く)
(9) 土石・資材・その他堆積物	・視点場や周辺の道路等から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。

## d 色彩基準

色彩基準は、P74 をご参照ください。

### 3. 重点地域の景観まちづくり

#### (1) 重点地域の考え方

景観計画区域の中で、景観上重要であり本町の代表的かつ象徴的な街なみを形成している地域である 3 つの地域を重点地域として指定し、先導的かつ重点的に景観形成の取組を進めていきます。

重点地域では、各地域の特性を踏まえた景観づくりの方向性を基に、建築物や工作物の形態意匠や高さの基準、屋外広告物に関する独自の規定、景観形成基準などをきめ細かなルールを設定し、地域ごとの個性や魅力を大切に景観形成を推進します。

本町における重点地域の概要は以下の通りです。

#### ■重点地域

駅前周辺重点地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昔から続く倶知安町の賑わいのシンボルの地域であり、近年、新たな賑わいを迎える中心商業地域。</li> <li>・ 駅前通りを中心に、北は北3条西通（メルヘン通り）沿道から、南は道道58号ニセコ倶知安線沿道まで。東西は国道5号線から倶知安山麓に及ぶ。</li> </ul>
リゾート近隣重点地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リゾートエリアに近接するエリアで、主に峠下や花園北部、高砂や比羅夫が、含まれる。</li> </ul>
リゾート景観重点地域 (景観地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニセコひらふ地域を中心としたリゾートエリア。一部には、豊かな緑に囲まれた閑静な住宅地域や、森林地域を有する。</li> <li>・ ひらふ坂やゴンドラ坂周辺、花園ビレッジ周辺、元ワイススキー場周辺を中核に、北は硫黄川、南は樺山地域、東は都市計画区域と尻別川があり、西にニセコアンヌプリ山麓が位置する。</li> <li>・ 都市計画において、良好な景観形成を図る地区として景観地区（景観法第61条）に指定されている。</li> </ul>

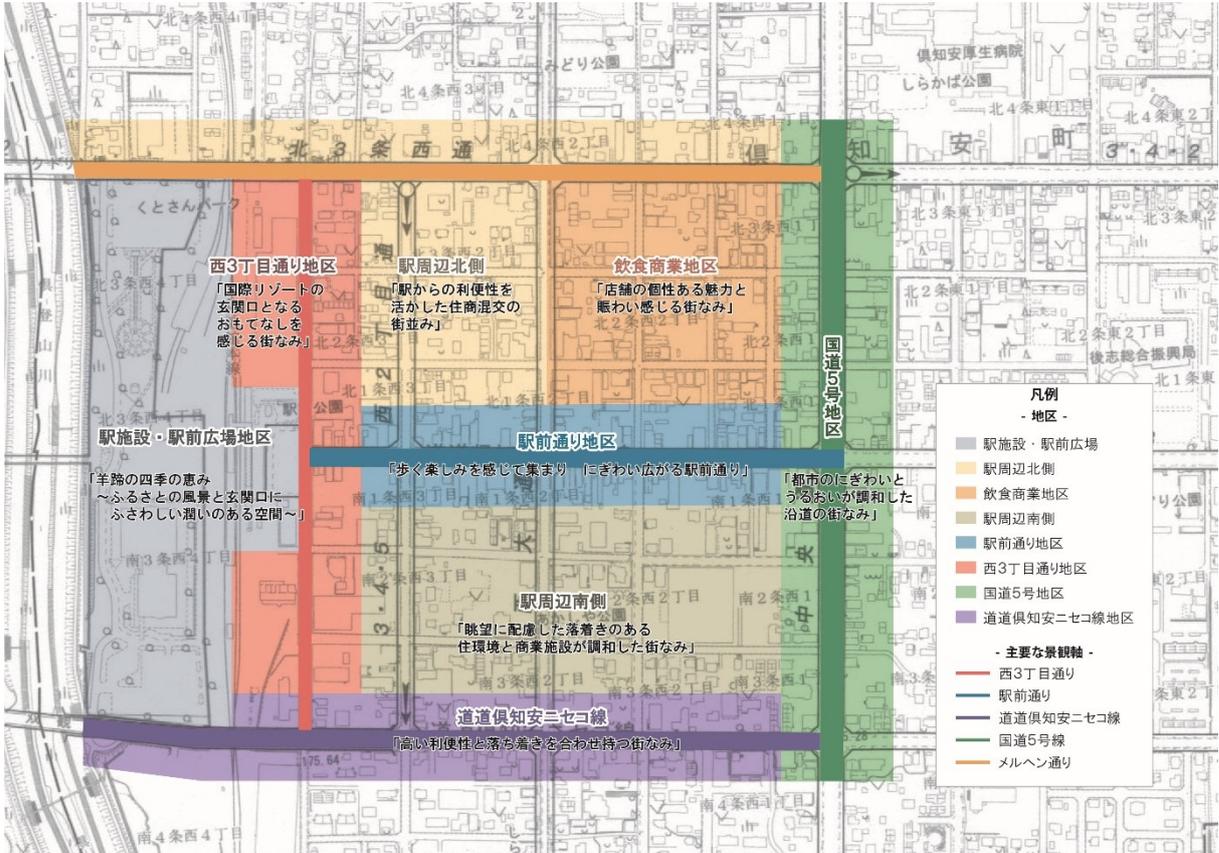
#### 【都市計画法による景観地区について】

景観地区内での建築等の行為に際しては、形態意匠について市町村長の認定を受ける必要があり、それ以外の項目も建築確保の対象となります。

また、建築物等の形態意匠の制限、高さ・壁面の位置、敷地面積の最低限度等について規定があります。

## (2) 駅前周辺重点地域

### 1) 重点地域の指定



駅前周辺地域拡大図

### 2) 重点地域における景観形成の方針

JR 倶知安駅と駅前通り（道道倶知安停車場線）を軸にする市街中央の商業地域のテーマを、

**人々の交流の中で生まれるにぎわいと憩い、おもてなしを感じる駅周辺の街なみ**

とし、新幹線新駅から降りる観光客と商店街に集う住民が交流する、歩行者主導の街なみ景観の形成を誘導します。

また、駅前周辺地域のきめ細やかな届出基準と景観形成基準を設け、「駅前周辺街なみガイドライン」により、形成基準より踏み込んだ景観づくりを誘導します。

さらに、駅前周辺重点地域を地域特性ごとに9つの地区に分類し、それぞれの地区において、地域の状況を踏まえた方針を以下の通り示します。

## ① 駅前広場地区

羊蹄の四季の恵み ～ふるさとの風景と玄関口にふさわしい潤いのある空間～

## a 東側エリア

## ◆利便性が高く人の動線を考慮した空間づくり（交通広場）

- ・ バスやタクシー、一般送迎車両などの乗降など、利用者にとって利便性の高い人の動線と待合環境を考慮した空間づくり。

## ◆緑の演出によるおもてなしの雰囲気創出（多目的な憩いの空間）

- ・ 緑や花などによる潤い感じるおもてなしの空間づくり。（積極的な緑化）
- ・ 西3丁目通りエリアとの一体感を持たせた工作物や植栽の高さや設置位置への配慮。

## ◆人々が滞留し非日常の賑わいが生まれる空間づくり（多目的な憩いの空間）

- ・ ベンチの設置などにより駅を行き交う人々が心地良く滞留できる空間や、四季を通したイベントの実施など非日常的な賑わいが生まれる空間づくり。

## ◆駅前通りへ人々を導く空間づくり（交通広場・多目的な憩いの空間）

- ・ 駅前通りとの連続性の創出により、賑わいのある駅前通りへの人々を導く。（視線誘導とバリアフリー化）

## ◆新幹線駅を印象づける駅前通りから望む駅施設・広場のデザイン（駅施設・多目的な憩いの空間）

- ・ 駅前通りからの連続性や旭ヶ丘丘陵・ワイスホルンへの眺望への配慮、地域を印象づける駅施設・広場のデザインづくり

## ◆羊蹄山を望む視点場の確保（駅施設）

- ・ この地域の良好な自然環境を象徴する羊蹄山の眺望を駅施設に確保。



## ○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

- <視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵  
<軸> ・ 駅前通り ・ 西3丁目通

## ○エリア内で特に大切にしたい場所

- ・ 全体

## ○大切にしたい眺望

- ・ 羊蹄山（駅施設からの）

## b 西側エリア

### ◆くとさんパークと連動し山なみへの眺望を大切にしたい空間

- ・ 送迎、一般車用の駐車場を配置した交通広場と、くとさんパークが連動した豊かな自然や地域資源を印象付ける空間づくり。
- ・ ニセコ連峰など山なみへの眺望に配慮した、緑や花の配置による潤いの創出。
- ・ 道道俱知安ニセコ線とメルヘン通りを結ぶアクセス道路の整備にあたり、無電柱化を検討する。



#### ○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵

#### ○エリア内で特に大切にしたい場所

<軸> ・ 仮) 俱登山川通

#### ○大切にしたい眺望

・ 旭ヶ丘丘陵、ニセコ連峰、俱登山川

## ② 西3丁目通り地区

### 国際リゾートの玄関口となる おもてなしを感じる街なみ

#### ◆駅前広場と一体となった空間形成（通り全体の雰囲気づくり）

- ・ 緑化や歩行空間の設えへの配慮などによる、駅前広場と一体となった空間づくり。
- ・ 無電柱化の検討。

#### ◆駅施設（視点場）からの羊蹄山の眺望への配慮（通りの南側）

- ・ 駅施設から羊蹄山への眺望を確保するため、建物や工作物の配置や規模、形状へ配慮。

#### ◆来訪者の利便性にも対応した中高層を許容した街なみ（通りの北側及び駅前広場を挟んだ南北の地域）

- ・ 西3丁目通りの北側や駅前広場を挟んだ南北のエリアは、来訪者の利便性にも対応するよう、中高層の建物を許容した街なみづくり。
- ・ 中高層の建物はセットバックによるオープンスペースを配置するなど、ゆとりある街なみを演出。



#### ○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵

#### ○エリア内で特に大切にしたい場所

・ 全体

### ③ 駅前通り地区

#### 歩く楽しみを感じて集まり にぎわい広がる駅前通り

##### ◆安全・安心で分かりやすい歩行空間の確保

- ・ 楽しく歩いて巡れるよう、四季を通してゆとりがあり安全・安心な歩行空間を確保。
- ・ 各通りと駅前通りの結節点を中心に、通り名や案内サインの設置による人々の誘導。

##### ◆空への広がりのある明るい道路空間の確保

- ・ 圧迫感の少ない現在の街なみを活かし、中高層（4階以上）の建物はセットバックさせ、スカイラインを確保。
- ・ 空への開放感を創出する無電柱化の検討。

##### ◆歩行を促す賑わいがあり居心地の良い空間づくり

- ・ 緑や花、ベンチ、オープンカフェ等の設置による人を呼込む店構えに配慮。
- ・ 建物の低層部は町民の日常生活に対応した用途を誘導し、良好な歩行空間を創出する形態や意匠、緑化に配慮。
- ・ 建物の出入口は可能な限り駅前通りに面することで、賑わいや個性の外へのにじみ出しを創出。
- ・ 駐車場は可能な限り駅前通り側に設けず、やむを得ない場合は緑化などで修景に配慮。

##### ◆統一感のある街なみづくり

- ・ 屋外広告物の色彩、取り付け方、建物の壁面線などの高さや形状、色彩に配慮し統一感のある街なみを創出。



##### ○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵

##### ○エリア内で特に大切にしたい場所

- ・ 全体

##### ○大切にしたい眺望

- ・ 旭ヶ丘丘陵、ニセコ連峰（ワイスホルン）

## ④ 道道倶知安二セコ線地区

高い利便性と落ち着きを合わせ持つ街なみ

## ◆歩行者や車両を分かりやすく誘導する沿道空間の創出

- ・ 道道倶知安二セコ線から駅前通りへの分かりやすい誘導。

## ◆自動車交通に対応した魅力ある街なみの創出

- ・ IC へのアクセス道としての交通需要の増加による建物更新を見据え、お店の張り付きと周辺環境に調和した秩序ある落ち着きを併せ持った街なみの創出。
- ・ 建物前面の道路からの後退距離の確保による圧迫感の少ない沿道景観の形成。

## ◆緑化による沿道景観の創出

- ・ 建物の前面や駐車場などの緑化を推進し、修景や潤いのある沿道景観を創出。

## ◆視点場（駅施設）からの羊蹄山への眺望の配慮

- ・ 羊蹄山への眺望や街なみの雰囲気を意識し、周辺の建築物に馴染むような意匠や規模にすることで山なみや街なみの連続性を感じられる街なみを創出。



- |   |
|---|
| ○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所<br><視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 新幹線駅舎 |
| ○エリア内で特に大切にしたい場所<br>・ 全体                      |
| ○大切にしたい眺望<br>・ 羊蹄山、二セコ連峰、旭ヶ丘丘陵                |

## ⑤ 国道5号地区

都市のにぎわいとうるおいが調和した沿道の街なみ

## ◆自動車交通に対応した賑わいにつながる沿道空間の創出

- ・ 通りに面した建物の間口の配置や周辺と調和した低層階のデザインなど、賑わいが連続する街なみの創出。
- ・ 建物前面の道路からの後退距離の確保による圧迫感の少ない沿道景観の形成。
- ・ 屋外広告物の形状や意匠は、周辺の街なみとの調和に配慮。

◆緑化による潤いの創出

- ・ 植樹柵や沿道店舗周り、駐車場などの緑化を推進し、修景や潤いのある沿道景観を創出。
- ・ セットバックによるゆとりのある建物の配置、建物全面への植栽をすることで、潤いある沿道景観を創出。
- ・ 緑化の際は宿根草や落葉が少ない樹木等、維持管理に負担が大きくかからない種類に配慮。



○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

<視点場> —

○エリア内で特に大切にしたい場所

- ・ 全体

⑥ 駅周辺北側地区

駅からの利便性を活かした住商混交の街なみ

◆ゆとりと潤いのある街なみ創出

- ・ ゆとりのある建物の配置、建物全面への植栽をすることで、潤いある街なみを形成。

◆周辺住環境と調和した配慮

- ・ 宿泊施設など比較的高層の施設について、周辺の住環境への配慮を踏まえた配置誘導。

◆メルヘン通りの街なみの連続性の確保

- ・ メルヘン通りは連続性のある工作物や周辺の住環境と調和した、落ち着いた街なみを創出。



○エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 新幹線駅舎

○エリア内で特に大切にしたい場所

- ・ メルヘン通り

○大切にしたい眺望

- ・ ニセコ連峰（メルヘン通りからのワイスホルン）

## ⑦ 飲食商業地区

### 店舗の個性ある魅力と賑わい感じる街なみ

#### ◆賑わいを感じる繁華街の街なみの創出

- ・ 華やかな賑わいを感じられる商業施設の意匠や配置、植栽、夜間照明による街なみの創出
- ・ 大きさや素材など店舗のイメージにあった屋外広告物の掲出による街なみの形成。



- エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所  
 <視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設
- エリア内で特に大切にしたい場所  
 ・ メルヘン通り
- 大切にしたい眺望  
 ・ ニセコ連峰（メルヘン通りからのワイスホルン）

## ⑧ 駅周辺南側地区

### 眺望に配慮した落ち着きのある住環境と商業施設が調和した街なみ

#### ◆羊蹄山の眺望への配慮

- ・ 市街地街区の南側は、羊蹄山の眺望に配慮した意匠や規模の建物を誘導することで周辺住環境への配慮。

#### ◆落ち着きと潤いのある街なみ

- ・ ゆとりのある建物の配置、建物全面への植栽をすることで、と落ち着きと潤いある街なみを形成。



- エリアの風景・街なみが影響を及ぼす場所  
 <視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 新幹線駅舎
- エリア内で特に大切にしたい場所  
 ・ 道道倶知安ニセコ線
- 大切にしたい眺望  
 ・ ニセコ連峰

## 3) 重点地域における行為の制限

## ① 駅前周辺重点地域の届出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		高さ10m又は建築面積100㎡を超えるもの (駅前通り地区及び西3丁目地区は規模を問わず全てのもの)
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの (駅前通り地区及び西3丁目地区は規模を問わず全てのもの) ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え (駅前通り地区及び西3丁目地区は規模を問わず全てのもの)、増改築する建築面積が10㎡以下の場合 は対象外。
(3) 外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更		(1)の規模を超える建築物(駅前通り地区及び西 3丁目地区は規模を問わず全てのもの)で、いず れかの立面の1/2を超える外観の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移設	柵、塀、門等	高さ1mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱 等	高さ10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される工作物にあっ ては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの)
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等遊戯施設	高さ10m又は 築造面積300㎡を超えるもの
	自動車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は 処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
風力発電設備	高さ5m又は 一団の築造面積100㎡を超えるもの	
太陽電池発電設備	モジュールの合計面積100㎡を超えるもの	
(5) 増築・改修		増設・改修後の規模が、(4)の規模を超えるもの ただし、増設・改修前の規模が既に(4)の規模を超 え、増大する築造面積が10㎡以下又は高さが増さ ない場合は対象外。
(6) 外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更		(4)の規模を超える工作物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
c 土地の形質の変更		
開発行為・特定開発行為 (擁壁を含む)		面積3,000㎡を超えるもの 又は擁壁・法面の高さが3m超
樹木の伐採		5本以上(住宅の庭木を除く)
土石・資材・その他の堆積		面積330㎡を超えるもの

## ② 駅前周辺重点地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

区分		形成基準
1 位置・配置		<b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>街なみの特徴を踏まえ、にぎわいや圧迫感に配慮した配置とする。</li> <li>交通量の多い通りに面している建築物は、可能な限り、間口を通りに面して配置するなど、通りの賑わいを分断しないように配慮する。</li> </ul>
		<b>【豪雪への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく有効外壁後退距離を確保する。</li> </ul>
2 (高さ・面積)		<b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅施設からの羊蹄山の眺望を確保するため、眺望方向の建物の高さは、羊蹄山の見かけ上の高さの概ね 1/3 に収めること。</li> </ul>
		<b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>街なみの雰囲気大切に、周辺建築物と調和した高さとする。</li> <li>道道倶知安停車場線に面する建築物は、敷地境界から奥行 3m までの範囲は高さ 10m とする。奥行 3m を超える範囲に中高層棟を設ける場合は、仰角 40 度以下の高さとする。</li> </ul>
3 形態・意匠(色彩)		<b>【羊蹄山の眺望への配慮】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅施設からの羊蹄山への眺望に馴染むデザイン・色彩とする。</li> </ul>
		<b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>低層階（3階以下）の建築物は、周囲の街なみに合わせた質感のある圧迫感のないデザイン・色彩とする。</li> <li>高層階（4階以上）の建築物は、上空や遠くの街なみに馴染むデザイン・色彩とする。</li> <li>建築物の屋根・外壁は使用色数を抑え、原色や高彩度色（けばけばしい色）はアクセント（見付面積の 1/5 程度）に留める。</li> <li>店舗、飲食店、事務所の用途で使用するプレハブ型等の簡易な建築物は周辺の賑わいを支える意匠とする。</li> <li>鉄塔などの工作物は見付面積を抑え、周囲への存在感を抑える。地上部に設置する附属設備については、囲いを設ける等の周囲の街なみに調和する。色彩は、周囲の建物や風景を踏まえた色合いとする。</li> </ul>
4 敷地外構・緑化修景	建築物の附属設備（キュービクルや室外機、オイルタンクなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅施設からの羊蹄山の眺望方向にある建築物の屋上には、見えない位置に設置する場合を除き、原則、設置しない。</li> <li>交通量の多い通りに面して地上及び壁面に設置する場合は、通りに対し目立たないようにする。</li> </ul>
	塀・柵・門等	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。</li> <li>門は高さ、幅を最小限に抑え、建築物と調和した意匠とする。</li> </ul>
	堆雪スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は落雪が道路や隣地に影響を与えないよう、敷地に十分な堆雪スペースを確保する。</li> </ul>
	緑化修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。</li> <li>樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。</li> </ul>

## c 土地の形質変更

区分	形成基準
開発行為・特定開発行為	<b>【規模】</b> ・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。
	<b>【形状】</b> ・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。
	<b>【緑化修景】</b> ・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。
	<b>【豪雪への対応】</b> ・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。
	<b>【緑地の確保】</b> ・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。 また、造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。
	<b>【無電柱化】</b> ・原則、地中埋設とする。やむを得ず建柱する場合は、建物に寄せる、および架空線が道路を横断しない配置や、高さ・色に配慮する。
伐採	・造成・建築に必要な最小限の伐採に留める。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 (林業にかかるもの、風倒木の処理や剪定など樹木の保全に必要な管理を除く)
土石・資材・その他堆積物	・周辺の道路等から、景観資源への眺望を阻害する位置・規模の堆積を行わない。 ・道路やその他公共空間から容易に見える位置での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行うこと。

## d 色彩基準

色彩基準は、P74 をご参照ください。

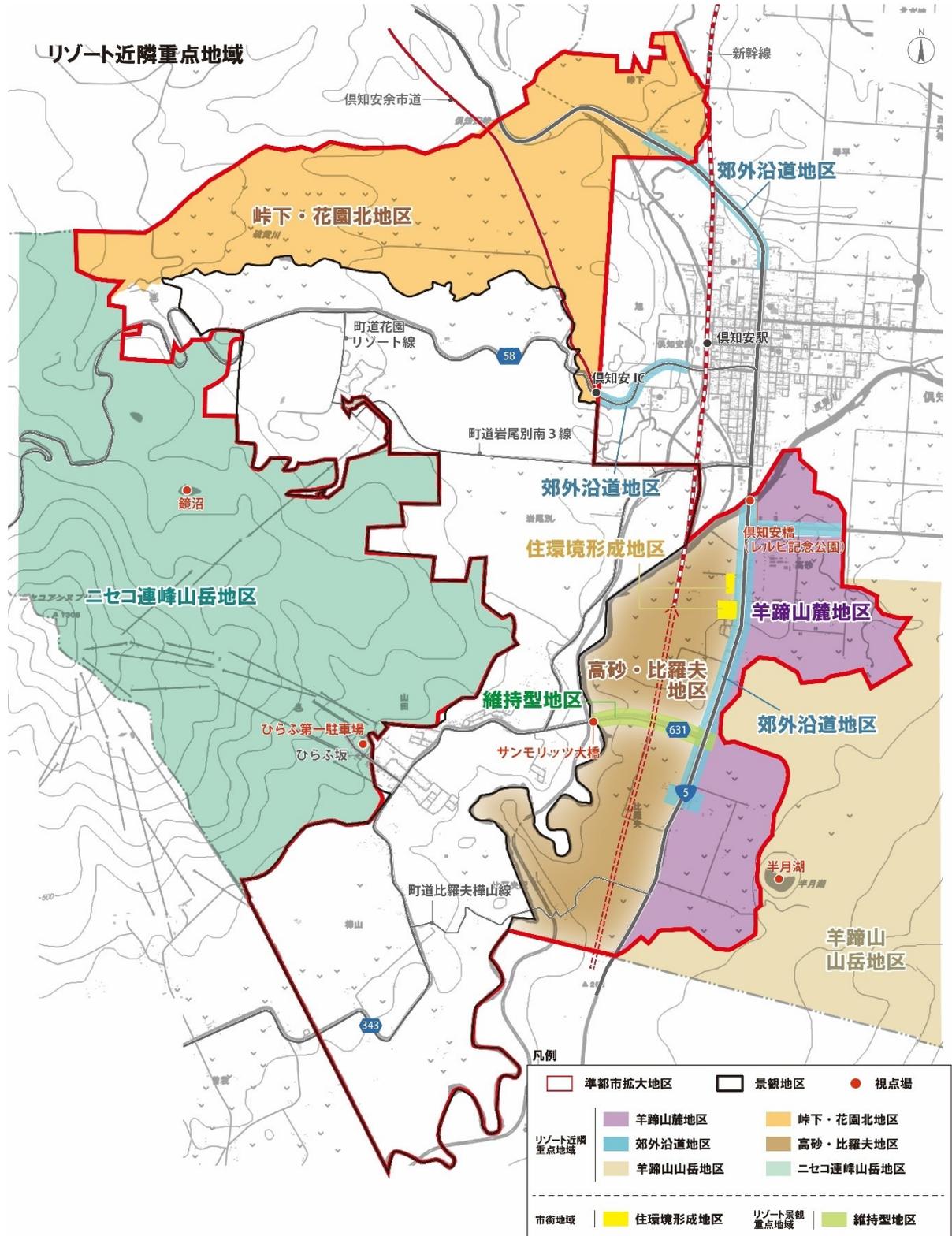
## 4) 駅周辺街なみガイドラインについて

駅周辺において、町民や事業者、活動団体や行政が景観まちづくりの取り組みを実践していく際や、建築物や工作物等の建設および届出の際に参考としていただくため、景観計画で定めた基準を基に、駅周辺のエリアごとの特色に応じたきめ細やかかつ具体的な景観形成基準をガイドラインにまとめました。

詳細は、別冊「駅周辺街なみガイドライン」をご覧ください。

### (3) リゾート近隣重点地域

#### 1) 重点地域の指定



リゾート近隣重点地域拡大図

## 2) 重点地域における景観形成の方針

リゾートエリアに近接するこの地域は、昔からの生業の場であると共に、豊かな自然を有しており、リゾート開発の拡がりが見込まれます。また、国道5号線など、町外から倶知安町市街及びリゾートエリアへのアクセスルートが擁していることから、この地域のテーマを、

### 羊蹄山とニセコ連峰へいざなう、自然と暮らしの共生空間

と定め、リゾートエリアと一線を画した暮らしと生業の場として、また地域が持つ大きな魅力である、羊蹄山やニセコ連峰への眺望と自然景観を特に重視した景観形成を図ります。

このエリアを郊外沿道地区、峠下・花園地区、高砂・比羅夫地区、羊蹄山麓地区、ニセコ連峰山岳地区、羊蹄山山岳地区の6つに区分し、それぞれの土地利用の方針を以下の通り示します。

### ① 郊外沿道地区

#### まちの暮らしを支える 倶知安の玄関口

- ・ 郊外沿道地区は、町外から多くの来訪者が倶知安町市街やリゾートエリアを訪れる際に通過する主要幹線の沿道地域(国道5号、道道478号、道道58号)です。
- ・ 特に道道58号の字旭区間は近い将来、倶知安余市道路の開通により、倶知安ICを降りて市街やリゾートエリアを訪れる人々による交通量の増加や沿道の土地利用の活発化が見込まれます。
- ・ 来訪者が市街地やリゾートエリアにたどり着く前に、自然の中から羊蹄山に迎えられ、倶知安の特徴的な景観に触れる場でもあります。
- ・ 国道5号に近接する峠下、高砂や比羅夫では面積が大きい事業所や店舗、工場が低層主体に並んでおり、羊蹄山や森林の景色を背景に、町の暮らしを支えてきました。
- ・ これからも、まちの暮らしを支える場としての土地利用を保ちつつ、羊蹄山やニセコ連峰への眺望を確保するよう、建物や工作物の高さへの配慮、沿道の緑化修景等により、倶知安の玄関口、お出迎え空間としての景観づくりを目指します。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道478号京極倶知安線 道道58号倶知安ニセコ線  
倶知安橋(レルヒ記念公園)

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 尻別川 倶登山川

## ② 峠下・花園北地区

### 道路から望む豊かな自然と森林景観

- ・ 倶知安町の北西部、北は共和町境界から南は硫黄川までの、農地と森林で形成されている地区です。主要幹線である国道5号が地域内を通過（倶知安峠）しています。
- ・ 広大な花園牧場や産業廃棄物処理施設が森に包まれた中にあり、国道5号や道道58号倶知安ニセコ線から奥深い森林景観を望むことが出来ます。
- ・ 共和町国富から花園へ向け、地域内を高圧送電線が縦断しています。
- ・ 近い将来、倶知安余市道路がこの地域を縦断することにより、高架など大規模な工作物が景観や自然環境に変化をもたらすことが想定される為、景観と環境の維持が課題です。
- ・ また、旭・花園のリゾートエリアに隣接している為、リゾート開発の高まりが想定されます。
- ・ 豊かな自然と森林景観の維持を重んじ、特に国道や道道からの景観に配慮した景観形成を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道58号倶知安ニセコ線

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰

## ③ 高砂・比羅夫地区

### 双峰を望む、先人から継がれる農林地域

- ・ 高砂から比羅夫にかけて、西の尻別川と東の国道5号に挟まれた、農地と森林が主体の地区です。
- ・ 尻別川河岸など高低差のある地形や森林により眺望の効かない場所がある一方、平坦な農地から羊蹄山とニセコ連峰を双方向に望める場所も有り、景観の魅力が高い地域です。
- ・ 尻別川を挟んで山田・樺山のリゾートエリアに隣接しています。道道631号ニセコ高原比羅夫線（サンモリッツ大橋）や町道比羅夫樺山線により、リゾートエリアからのアクセスが容易なこと、国道5号の利便性も享受できることから、リゾート開発圧力の高まりが想定されます。
- ・ 地区のほぼ中央を北海道新幹線路が縦断予定ですが、大半はトンネル区間となっています。ですが、高砂から倶知安駅までの区間は地上部となる為、高架等の長大な工作物による景観の変化が予想されます。
- ・ 国道5号沿線からニセコ連峰を望む方角、リゾートエリアから羊蹄山を望む方角に位置する地区の為、これら遠景眺望を損なわないよう、建物や工作物の高さに配慮した景観形成を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道631号ニセコ高原比羅夫線 町道比羅夫樺山線  
サンモリッツ大橋

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 尻別川

## ④ 羊蹄山麓地区

**羊蹄に連なる広大な裾野を仰ぎ見る場**

- ・ 高砂から比羅夫にかけて国道5号から東側、羊蹄山の裾野に広がる、農業景観と森林景観を主体とした地域です。農地や森林を前景に、間近な羊蹄山がダイナミックにせり上がっていく景観が印象強く、国道5号から羊蹄登山口へ真っ直ぐ伸びる町道羊蹄登山線の景観が象徴的です。
- ・ 上水道の水源地を擁しており、水源涵養の為に周辺環境の保全が重要な地域です。
- ・ 道道631号ニセコ高原比羅夫線（サンモリツ大橋）や町道比羅夫樺山線により、リゾートエリアからのアクセスが比較的に容易なこと、国道5号の利便性も享受できることから、羊蹄山裾野の森林へのリゾート開発圧力の高まりが想定されます。
- ・ 高さのある建物や工作物による景観への影響を抑えながら、羊蹄山への眺望と農地・森林の保全を重んじた景観づくりを図ります。

## ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道58号倶知安ニセコ線 半月湖

## ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰

## ⑤ ニセコ連峰山岳地区

**リゾートの土台である豊かな自然を尊ぶ地区**

- ・ ニセコ積丹小樽海岸国定公園（ニセコ連峰）の特別地域や保安林で構成された地域です。
- ・ ひらふ坂のおよそ上半分やゲレンデも含まれており、自然公園法の規定の中でリゾートエリアの賑わいを創出しています。
- ・ スキー場以外にもアンヌプリ、イワオヌプリの登山や温泉、鏡沼など四季を通じた観光・景勝地として昔から親しまれています。
- ・ 自然公園法の規定と豊かな自然環境を保ちながら、これまでと変わらぬ自然景観の維持保全を図ります。

## ○この地区を眺望する視点場・道路

道道631号ニセコ高原比羅夫線（ひらふ坂）

道道343号蘭越ニセコ倶知安線 ひらふ第一駐車場

## ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 鏡沼

## ⑥ 羊蹄山山岳地区

### 我々倶知安に住まう者の心 高く尊き羊蹄

- ・ 支笏洞爺国立公園の特別地域や自衛隊の演習地、保安林で構成された地域です。
- ・ 登山道や半月湖を擁し、登山や紅葉狩りなど、豊かな自然に触れられる観光地でもあります。
- ・ 我々が内外に誇る最大の景観資源として、これまでと変わらぬ自然景観の維持保全を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道58号倶知安二セコ線 町道羊蹄登山線

#### ○景観資源：羊蹄山 二セコ連峰 半月湖

## 3) 重点地域における行為の制限

## ① リゾート近隣重点地域の届け出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
(1) 新築・移転		10mを超えるもの又は 建築面積300㎡を超えるもの
(2) 増築・改築		増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、 増改築する建築面積が10㎡以下の場合には対象外。
(3) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(1)の規模を超える建築物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
b 工作物		
(4) 新設・移設	柵、塀、門等	高さ3mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱 等	高さ10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される工作物にあっ ては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10mを超えるもの)
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等遊戯施設	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント等製造施設	高さ10m又は 築造面積300㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は 処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
	風力発電設備	高さ5m又は 一団の築造面積100㎡を超えるもの
	太陽電池発電設備	モジュールの合計面積100㎡を超えるもの
(5) 増築・改修		増設・改修後の規模が、(4)の規模を超えるもの ただし、増設・改修前の規模が既に(4)の規模を超 え、増大する築造面積が10㎡以下又は高さが増さ ない場合は対象外。
(6) 外観を変更する修繕、模様替え又は 色彩の変更		(4)の規模を超える工作物で、いずれかの立面の 1/2を超える外観の変更を行うもの
c 土地の形質の変更		
開発行為・特定開発行為 (擁壁を含む)		面積3,000㎡を超えるもの 又は擁壁・法面の高さが3m超
樹木の伐採		面積3,000㎡を超えるもの
土石・資材・その他の堆積		面積3,000㎡を超えるもの

## ② リゾート近隣重点地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

区分		形成基準
1 位置・配置		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・ 視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。（農林畜産産業用施設を除く）
		<b>【豪雪への対応】</b> ・ 建築物は落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく有効外壁後退距離を確保する。
2 規模 (高さ・面積)		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・ 視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 郊外では農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。
		<b>【高さの上限】</b> ・ 原則高さ 15m 未満とする。止むを得ず上回る建築物及び工作物は計画段階で事前協議を行う。
3 形態・色彩・意匠		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえで、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 ・ 一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 ・ 建築物及び工作物の外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント（見付面積の 1/5 程度）に留める。
4 敷地の外構・その他	建築物の附属設備	・ オイルタンクや室外機など附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。不可能な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。
	塀・柵・門等	・ なるべく高さを抑えると共に、自然素材や生垣を利用する等、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。
	緑の保全	・ 敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 ・ 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 （風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）
	堆雪スペース	・ 敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
	緑化修景	・ 敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。

## c 土地の形質変更

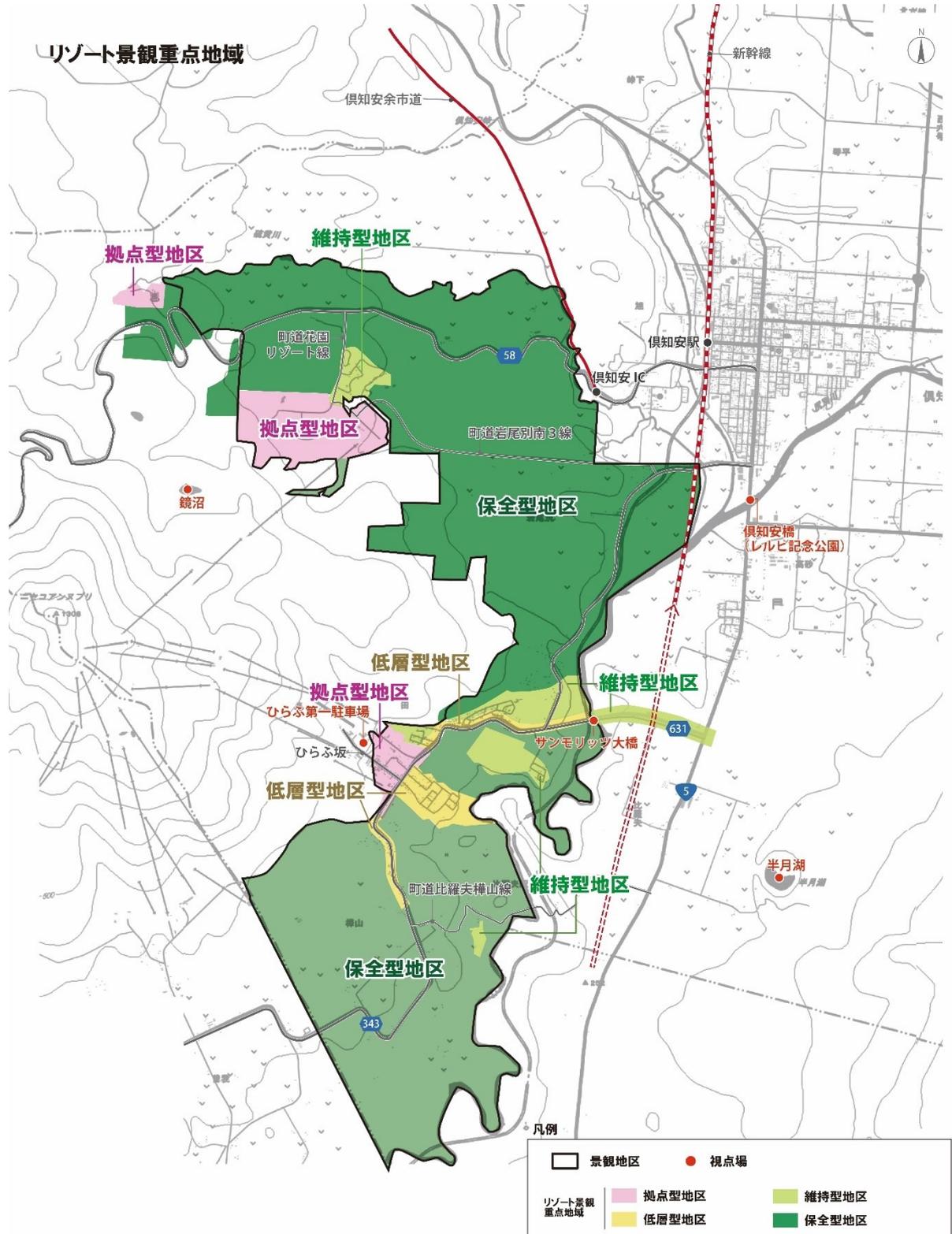
行為区分	土地の形質の変更
景観形成の観点	<b>【景観資源への眺望確保】</b> 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を大きく阻害しないこと。
	<b>【周辺景観との調和】</b> 自然や農林景観、これまで形成されてきた街なみといった地域毎の景観の特徴や配慮事項を十分に把握し、周辺景観との調和を保つ。
区分	形成基準
(1) 位置・配置	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・街なみや農林景観といった地域の景観の特徴を十分に把握し、その連続性を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。 ・視点場や周辺の道路等から広く眺望できる法面、擁壁については緑化等による修景を行う。
(2) 規模（高さ・面積）	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の開発行為、土地の造成や擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・土地の造成規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる土地の造成は行わない。
(3) 形状	<b>【周辺景観との調和】</b> ・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。
(4) 水辺の保全	・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。 ・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。
(5) 豪雪への対応	・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物建築後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。
(6) 緑地の確保	・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割を果たす為、造成地の5%以上を確保する。また、造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。
(7) 無電柱化	・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。 ・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。
(8) 伐採	・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。 ・視点場や周辺道路等から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。 ・樹容や樹齢に優れた樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 (林業にかかるもの、風倒木の処理や間伐など森林保全に必要な管理を除く)
(9) 土石・資材・その他堆積物	・視点場や周辺の道路等から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。

## d 色彩基準

色彩基準は、P74 をご参照ください。

## (4) リゾート景観重点地域

### 1) 重点地域の指定



リゾート景観重点地域拡大図

## 2) 重点地域における景観形成の方針

これまでの景観地区（一部拡大）を再整理し、リゾート施設の集約を図る地区、自然保全を図る地区でメリハリを強めます。

そのために、拠点となるスキー場周辺においてはリゾート施設の集積を図りながらも、それ以外の地域においては「質を高める」観点から全体的に密度を抑え、可能な限り緑を残す土地利用が求められることから、後のリゾート地区の目標像（めざす姿）を以下とします。

### 自然豊かに四季を通じた魅力あるリゾート空間

この目標像をもとに、諸課題を解決し、観光地マスタープランにおける持続可能な観光地経営の視点も踏まえ、リゾート地区全体の土地利用の方針を以下のとおりとします。

### 快適なリゾート滞在環境と豊かな自然環境を大切にする

#### ～緑・水・道への負荷を抑えた土地利用の推進～

また、全体方針と観光地マスタープランを踏まえ、景観地区内を、拠点型地区、低層型地区、維持型地区、保全型地区の4類型に区分し、それぞれの土地利用の方針を示します。

#### ① 拠点型地区

- ・ スキー場周辺を中心にリゾート地の拠点となる中高層の宿泊施設や店舗などの集積を促し、質の高いリゾート地を形成します。
- ・ リゾート基盤（上下水道、温泉、道路交通）の負荷が大きく、量から質を高める土地利用の転換とします。

#### ② 低層型地区

- ・ ローワービレッジ地区及び道道蘭越ニセコ倶知安線沿道において、スキー場周辺の賑わいを支え、ゆとりのある質の高いリゾート地を形成します。

#### ③ 維持型地区

- ・ ニセコひらふ地区及びその周辺の閑静な地区において、リゾートの受け皿としての機能を持ち、ボリュームを抑えた落ち着いたあるリゾート地を形成します。

#### ④ 保全型地区

- ・ 森林地域や農業地域（リゾートエリア間を結ぶ幹線道路を含む）において、良好な自然環境の保全を前提とし、リゾート開発にあたっては環境への負荷を抑えて低密度な滞在環境を図ります。宅地形成されている地域は引き続き自然環境と調和した良好な環境を維持します。

### 3) 重点地域における行為の制限

リゾート景観重点地域における建築物の新築・増築・外観変更等については、景観法第63条による認定申請が必要となります。ここでは景観法第16条による届出対象となる、工作物及び土地の形質の変更にかかる基準を掲載します。

#### ① リゾート景観重点地域の届け出対象行為

行為の種類		規模等
a 建築物		
景観法第63条による認定申請の対象となりますので、詳細は都市計画告示を参照ください。		
b 工作物		
(4) 新設・移設	柵、塀、門等	高さ3mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10mを超えるもの
	煙突その他これに類するもの	(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの)
	物見塔その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	高さ10m又は 築造面積300㎡を超えるもの
	観覧車、コースター等遊戯施設	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
	風力発電設備	高さ5m又は 一団の築造面積100㎡を超えるもの
	太陽電池発電設備	モジュールの合計面積100㎡を超えるもの
	(5) 増築・改修	増設・改修後の規模が、(4)の規模を超えるもの ただし、増設・改修前の規模が既に(4)の規模を超え、増大する築造面積が10㎡以下又は高さが増さない場合は対象外。
(6) 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	(4)の規模を超える工作物で、いずれかの立面の1/2を超える外観の変更を行うもの	
c 土地の形質の変更		
開発行為・特定開発行為 (擁壁を含む)	面積3,000㎡を超えるもの 又は擁壁・法面の高さが3m超	
樹木の伐採	面積3,000㎡を超えるもの	
土石・資材・その他の堆積	面積3,000㎡を超えるもの	

## ② リゾート景観重点地域の景観形成基準

## b 工作物

区分		形成基準
1 位置・配置		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・ 視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に工作物を建設しない。（農林畜産業用施設を除く）
2 規模 (高さ・面積)		<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・ 視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の工作物を建設しない。
		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 郊外では農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の道路等から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。
		<b>【高さの上限】</b> ・ 原則高さ 15m 未満とする。止むを得ず上回る工作物は計画段階で事前協議を行う。
3 形態・意匠 (色彩)		<b>【周辺景観との調和】</b> ・ 農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 ・ 一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 ・ 工作物の外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント（見付面積の 1/5 程度）に留める。
4 敷地の外構・その他	塀・柵・門等	・ なるべく高さを抑えると共に、自然素材や生垣を利用する等、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。
	緑の保全	・ 敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 ・ 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 （風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）
	堆雪スペース	・ 敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
	緑化修景	・ 敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。

## c 土地の形質変更

行為区分	土地の形質の変更
景観形成の観点	<b>【景観資源への眺望確保】</b> 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を大きく阻害しないこと。
	<b>【周辺景観との調和】</b> 自然や農林景観、これまで形成されてきた街なみといった地域毎の景観の特徴や配慮事項を十分に把握し、周辺景観との調和を保つ。
区分	形成基準
(1) 位置・配置	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・街なみや農林景観といった地域の景観の特徴を十分に把握し、その連続性を大きく遮る位置で開発行為、土地の造成又は擁壁の設置を行わない。 ・視点場や周辺の道路等から広く眺望できる法面、擁壁については緑化等による修景を行う。
(2) 規模（高さ・面積）	<b>【景観資源への眺望確保】</b> ・視点場や周辺の道路等から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の開発行為、土地の造成や擁壁の設置を行わない。
	<b>【周辺景観との調和】</b> ・土地の造成規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる土地の造成は行わない。
(3) 形状	<b>【周辺景観との調和】</b> ・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。
(4) 水辺の保全	・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。 ・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。
(5) 豪雪への対応	・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物建築後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。
(6) 緑地の確保	・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割を果たす為、造成地の5%以上を確保する。また、造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。
(7) 無電柱化	・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。 ・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。
(8) 伐採	・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。 ・視点場や周辺道路等から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。 ・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 (林業にかかるもの、風倒木の処理や間伐など森林保全に必要な管理を除く)
(9) 土石・資材・その他堆積物	・視点場や周辺の道路等から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。

## d 色彩基準

色彩基準は、P74 をご参照ください。

## 第6章

## 6章 景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、「景観重要建造物」に指定することができるものとします。

指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定いたします。

- ① 優れたデザインを有し、倶知安町全域や地域にとってシンボリックな存在であり良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ④ 地域住民等による維持や管理、活用等が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている建造物であること

#### ■ 他都市事例

<北海道黒松内町景観重要建造物>



<青森県弘前市景観重要建造物>



## 2. 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、「景観重要樹木」に指定することができるものとします。

指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

- ① 樹形や樹高が、俱知安町全域や地域にとってシンボリックな存在であり良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、中心市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ④ 地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている樹木であること

### ■ 他都市事例

<京都府長岡京市景観重要樹木>



<静岡県富士市景観重要樹木>



<山形県米沢市景観重要樹木>



<奈良県橿原市景観重要樹木>



### 3. 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

#### (1) 指定に関する事項

景観計画区域内の道路や河川などの公共施設のうち、良好な景観形成を図るうえで重要な施設については、以下の指定基準に基づき、国、道等の公共施設管理者等との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」に指定することができるものとします。

北海道景観計画において景観重要公共施設として指定されている町内の路線や河川については、町の景観計画内でも景観重要公共施設の指定が想定されます。

また、無電柱化が検討されている路線などは、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」として指定する事も考えられます。

- ① 豊かな生態系や農業などの産業を支える河川
- ② 賑わいと交流を生む道路、広域の地域間を繋ぎ圏域の沿道景観を印象付ける道路
- ③ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
- ④ その他、本町の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設

#### <倶知安町で考えられる景観重要公共施設の候補>

(検討委員会で出された) 倶知安町の道路・河川 (軸)	
国道	一般国道5号、276号、393号
道道	58号倶知安ニセコ線、271号倶知安停車場線、343号蘭越ニセコ倶知安線、478号京極倶知安線、631号ニセコ高原比羅夫線
町道	岩尾別南3線、花園リゾート線、西6号富士見線、西3丁目北・南通、北3条西通
河川	尻別川、倶登山川、ポイントサン川
計画中の道路	後志自動車道(倶知安余市道路)、(仮)町道倶登山川通
公園	駅前広場、旭ヶ丘公園、百年の森公園



道道631号(比羅夫坂)



町道岩尾別南3線



尻別川

## (2) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、町の良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、「景観重要公共施設」の整備にあたっては、必要に応じて公共施設管理者との連携のもと、景観協議会の活用が考えられます。

### <整備方針>

道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路付属物は、景観を阻害しない配置や景観色の使用により周囲との調和を図ります。</li> <li>・ 景観が良い主要道路の無電柱化について、計画的に推進していきます。</li> <li>・ 街路樹や植樹柵等、沿道緑化環境の整備を推進します。</li> <li>・ 防雪柵、固定式視線誘導柱（矢羽根）、スノーポール等、冬季の安全に必要な付属物は、夏季の景観への影響も配慮した整備を進めます。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努めます。</li> <li>・ 河川が持つ機能を発揮させつつ、河川敷の公園利用、管理道路の遊歩道利用などにより、自然や河川景観に触れる水辺空間・親水空間としての活用を図ります。また、照明柱などの工作物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するような河川景観の形成に努めます。</li> </ul>
計画中の道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高架など長大な工作物は、周辺景観や環境、景観資源への眺望に大きな影響を与える恐れがあります。</li> <li>・ 高架等が与える視覚・心理的圧迫感の軽減や眺望性の確保について、施設管理者等との協議を進めます。</li> <li>・ 郊外森林の通過区間では、自然景観の連続性のみならず、自然環境の分断による動植物への影響が懸念される為、影響を抑えるよう施設管理者等との協議を進めます。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅前広場では、来訪者と住民が行き交う交流空間を演出し、潤いと憩いの空間とするため、緑の充実を図ります。</li> <li>・ 旭ヶ丘公園では、身近に自然を感じられる場として、その豊かな緑を守り、活かしていくため、適正な整備と維持管理に努めます。また、市街地や俱登山川への眺望など、視点場として良好な眺望を確保していきます。</li> <li>・ 憩いと潤いの場、そして地域のシンボルとなるよう、地域と利用者の特性を踏まえた公園整備を図ります。</li> </ul>

## 4. 景観資産の指定に関する事項

景観法の規定による「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」に当てはまる物以外にも、倶知安町の景観において重要な事物や、倶知安らしい象徴的な風景等、皆で大切にしていきたいものを、倶知安町の景観資産として指定していきます。

景観資産の存在や魅力を情報発信し、町民の共有資産としてその価値を共有していくことで、親しみのもてる景観づくりの機運醸成を図ります。

### <倶知安町で考えられる景観資産の一例>

- ・登山道や遊歩道等（道路法規定外の道）
- ・馬鈴薯の花が咲き溢れる芋畑（倶知安の象徴的な風景）
- ・じゃが千人踊り（まちの暮らしや文化に根付いた風景）

## 5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

### （1）基本的な考え方

屋外広告物は、目的地への案内・誘導や対象物の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしているなど、町のイメージを印象付ける景観形成上重要な役割を果たしています。そのため、地域性や周辺の景観への配慮がない屋外広告物は、街なみや周辺の自然景観との調和を損ねるなど景観を阻害する要素となり得ます。

以上を踏まえ、屋外広告物を伴う建築物や工作物の建設等においては、地域性や景観との調和に配慮した屋外広告物のあり方についても誘導を図ることとします。

## 6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

### （1）基本的な考え方

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域のうち農業振興地域内において、営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について定めることができ、景観作物の作付けなど、景観に配慮した農業景観づくりを地域で取り組む場合に法的な後押しを行うものです。

今後は、倶知安らしさを表す農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保していくために、町の農業振興地域計画との整合性を図り、それを後押しできる景観農業振興地域整備計画の策定について検討します。

## 7. 自然公園法許可の基準

### (1) 自然公園法の許可の基準に関する方針

倶知安町には、ニセコ積丹小樽海岸国定公園区域及び支笏洞爺国立公園地域が含まれており、ひらふ坂の一部等は自然公園法に基づく特別地域の厳密な基準により、景観地区から連なる街なみ形成が図られてきました。

景観法では、自然公園法と一体となった景観形成を行うために、自然公園地域内の建築物や工作物に関して、自然公園法の許可基準に景観計画で定める許可基準を上乗せすることも可能となっています。

今後、地域の景観上の特性を踏まえ自然公園法の基準から更なる上乗せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

## 8. 景観づくりを支える仕組みに関する事項

### (1) 景観整備機構の指定の検討

景観整備機構制度は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、共に良好な景観の形成の推進を図るものです。(法92条第1項)

自発的な景観の保全及び整備の推進を図るため、景観の保全や整備能力のある一般社団法人、一般財団法人又はNPO、景観行政団体を景観整備機構として指定し、指定された団体を良好な景観形成を担う主体として位置付けます。

今後、本町においても、指定に当たっては、当該公益法人又はNPOの組織力等を総合的に判断したうえで、景観整備機構の指定を検討いたします。

#### ■景観整備機構のポイント

- ・ 景観行政団体は景観整備機構の趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。
- ・ ひとつの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことは差し支えない。
- ・ 景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域において業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構としての業務を行う場合は、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要となる。
- ・ 景観行政団体が景観整備機構の指定を行う際は、当該公益法人又はNPOが、法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができるか否かについて、組織や資金等の面から判断する。
- ・ 指定の申請は、定款又は寄付行為のほか、業務計画書や事業計画書、資金計画書等、当該公益法人又はNPOが当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するかを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

## (2) 景観協議会設立の検討

景観協議会は、景観法に基づき設けられ、景観計画区域内における良好な景観形成に向けた景観づくりのためのルールなど必要な協議を行う機関で、行政と住民等が協働で取り組むための組織です。協議会は、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者および景観整備機構が組織できるものですが、関係する他の公共団体だけでなく、必要に応じて公益事業者や住民等の関係者を加えることも可能です。また、行政区域を超えた景観形成に取り組むため、景観行政団体同士が組織することもできます。

商店街の修景や、屋外広告物の集合化の検討、地域活性化イベントの開催等を検討する等の場となるため、今後、本町においても景観協議会の設立を検討してまいります。

### ■ 景観協議会指定のポイント

- ・ 協議会で決めた事柄には、協議会構成員に法的な尊重義務が発生する。（法第 15 条第 3 項）
- ・ 良好な景観形成を持続的に推進していくために利害の異なる課題について協議・調整を図りながら課題解決を図っていくために景観協議会の制度を創設したものであり、その積極的な活用が望ましい。
- ・ ひとつの景観計画区域において複数の課題が存在する場合、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会の組織も可能。
- ・ 隣接するふたつ以上の景観計画区域が連携する必要があるような場合、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり協議会を共同開催するなど一体的に運用することも考えられる。

### (3) 景観協定締結の検討

景観協定は、地域の良好な景観形成のために、景観計画区域内の土地所有者等がその全員の合意により設定できる協定で、景観法に基づき締結できるものです。地域住民が自主的にルールを定め、運用することで、地域の良好な景観の保全・増進等を図ることにつながります。（法第81条第1項）

協定には、建築物や工作物、屋外広告物などをはじめ、ソフト面も含めた景観に関連する事柄を一体的に定めることが可能です。

地域の状況を踏まえた景観形成の構築につながることから、今後、本町でも景観協定の締結について検討してまいります。

#### ■景観協定のポイント

- ・ 地域の状況に応じたきめ細かなルールを地域住民が取り決めることができる。
- ・ 景観協定の目的となる土地の区域を景観協定区域として定められる。
- ・ 良好な景観形成のため以下の事項のうち必要なものを定められる。
  - (1) 建築物の形態意匠に関する基準
  - (2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
  - (3) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
  - (4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する基準
  - (5) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
  - (6) 農用地の保全又は利用に関する事項
  - (7) その他良好な景観の形成に関する事項（屋外広告物、駐車場、照明、美化活動等）
- ・ 協定の有効期間を5年以上30年以下の期間で定められ、自動更新を行うことも可能。
- ・ 新たに土地所有者等になった人にも、協定の内容は継承されるため有効。
- ・ 景観協定に違反した場合、不当に重い措置を科すことはできないが、原状回復等の請求や裁判所への提訴等、措置について定められる。

## 第7章

## 7章 景観まちづくりの進め方

### 1. 景観まちづくりの考え方

俱知安町内では「景観」の名を意識せずとも、町民や俱知安町を大切に思う人たちが、町のことを深く知り、身の回りの日常生活空間を整え、豊かな自然を楽しむ活動を通じ、地域への愛着を育んできました。

庭や敷地で草花を植えて楽しむ人、豊かな森林資源に触れる機会を提供してくれる人、散策路などの修繕をしてくれる人、農地を維持してくれる人、ごみ拾いや清掃活動をしてくれる人、街路や公園を植物で彩ってくれる人、まちをイルミネーションで賑やかにしてくれる人など、俱知安町の景観づくりは、行政が何か特別なことを新たに始めることではなく、こういった町民一人一人の日々の暮らしや営み、活動の中にあり、それらの積み重ねにより、皆に愛される町へと少しずつ変わっていきます。

この章に挙げるさまざまな活動を知り、触れ、参加することで、町民全体が大きな輪としてつながり、俱知安町がより魅力的なまちとなるよう景観まちづくりを進めていきましょう。

## 2. 景観まちづくりの取り組み

俱知安町には「2章 俱知安町の景観特性」で紹介したもの以外に、景観まちづくりにつながるさまざまな取り組みが展開されております。そのため、基本方針ごとに推進していくべき取り組みの方向性と事例を整理しました。なお、取り組みの性質から「知る・つたえる」「つなぐ」「たのしむ」「つくる」「はぐくむ」「まもる」「うけつぐ」「ととのえる」の8つのキーワードを導き出し、どの性質をもった取り組みの方向性であるかを分類、紹介します。

本町では、今後も景観づくりにつながる町民主体の取り組みに、関わりを持ち続けて支えていくとともに、このような取り組みが新たに生まれ、広がることを進めていきます。

### (1) 豊かな緑と水をいかす【自然・地形】

#### 1) 身近にある自然にふれる機会の創出

「ふるさと」を象徴する美しい自然環境は、俱知安町のあらゆる景観の基礎であり、我々の心の原風景でもあります。百年の森をはじめ、町内に生息する身近な動植物について知り、豊かな自然に親しむことができる刊行物や体験講座が数多くあります。



#### ○取り組みの例

【百年の森に生息する動植物の観察・調査研究】（主体：百年の森ファンクラブ）

【ネボスケ通信—百年の森だより】

百年の森の管理人が作成し、百年の森に生息している動植物の紹介や自然講座などのお知らせを載せた通信紙。町広報により発信されていた。

【俱知安双書】

俱知安風土研究会が発行したもので、地域にあった植物や植生などが記録された小冊子群「羊蹄植物誌」「二セコ植物誌」「野草の四季」を-改訂版・増補改訂版-の名で再版。

【ふるさと探訪】

地域の身近な自然や歴史について、歩いて学ぶフィールドワーク。

【寺子屋ミュージアム／いきもの調査隊】

小中学生が俱知安の自然の良さを知り、自発的に調査や発見を体験する場を提供。

【自然講座】（主体：百年の森ファンクラブ）

身近にある自然、主に百年の森に生息する動植物や自然環境が学べる講座。

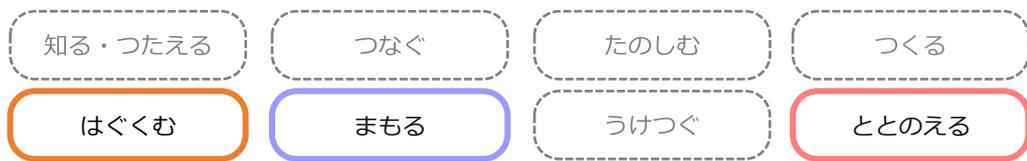
【木の曜日講座】（主体：百年の森ファンクラブ）

木曜日に開催される講座。俱知安の自然や地域の文化、歴史に関するテーマで開催。



## 2) 自然環境に対する保全活動の推進

緑豊かな森林を保つため、主に植物にとって良好な生息環境を取り戻すことができるよう、外来種の除去および在来種の保全活動を行い、開発行為等により徐々に減少がみられる町内の自然環境を保全・維持するための活動です。



### ○取り組みの例

【「百年の森」保全活動】（主体：百年の森ファンクラブ）

自然に近い形で倶知安の“森”を再生するため、育林や外来種植物の除去活動などを行う。

【コマクサの除去活動】（主体：ニセコ羊蹄山岳会）

羊蹄山の国内外来種コマクサについて、除去活動を行う。活動内容の冊子を作成。

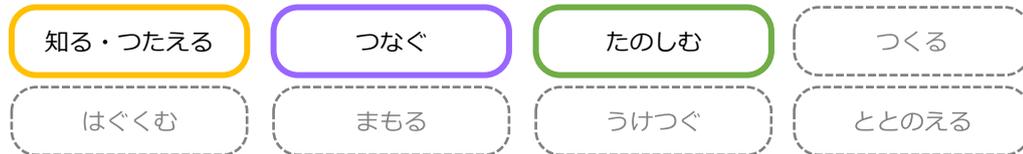


## (2) 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業【農林業】

### 1) 農業に関する情報発信および啓発

倶知安町が誇る農業景観を伝え、保全していくための情報発信及び啓発活動として、毎年倶知安町農林課が中心となり、馬鈴薯畑に関する情報発信を行っています。

また、町内外の人に町の農業を周知し、農業を活性化していくため、農業関係団体と連携した農作物の販売やイベントなどのPR活動をし、観光業にもつながる取組を展開しています。



### ○取り組みの例

#### 【“じゃがいもの花”情報発信】

町のホームページにて馬鈴薯の花が綺麗に見られる時期や場所の発信を行う。また、農地への侵入を防ぐため、立ち入り禁止看板を設置する。

#### 【二セコ朝市】（主体：倶知安観光協会）

倶知安・二セコの農産物を提供し、農林と観光のつながりを強化する取組。

#### 【JA ようてい農業祭】（主体：JA ようてい）

ようてい産農作物の即売会やステージイベントをJA ようてい前駐車場で開催。

#### 【しりべし「酒と肴と旅」プロジェクト】（主体：後志観光連盟／関係団体：後志総合振興局）

美味しい食べ物が多い後志であるため、「酒と肴」をテーマとした観光のイメージの定着に向けた団体間の連携など取組を行う。

#### 【倶知安米のPR】

町民に向け、スーパーでの試食などによる“倶知安米”PR活動を行う。

#### 【倶知安双書】

倶知安風土研究会が発行したもので、倶知安の特産品である馬鈴薯のことが記載された小冊子群「じゃがいもの話」を-改訂版・増補改訂版-の名で再版。

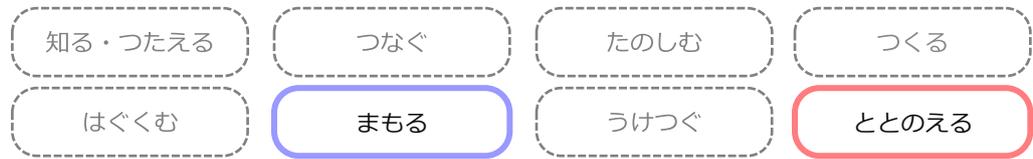
写真

写真

写真

## 2) 農業環境や地域資源の適正な維持管理につながる取り組みの促進

倶知安町を象徴する農業景観を守っていくには、農地の維持継続は欠かせません。町内では、農業就業者の負担軽減や農業生産の継続及び農地の保全につながる補助や、経営継承や後継者育成につながる支援が行われています。



### ○取り組みの例

#### 【農業の生産力・経営力向上への支援】

(関係団体：農業協同組合、土地改良区、農業共済組合 など)

馬鈴薯用薬剤や堆肥購入、農業経営改善指導など、農家に対し補助を行う。

#### 【農業の新たな担い手への支援】 (関係団体：倶知安町農業後継者対策協議会)

経営継承への支援や、後継者が農業大学等に就学する為の奨学金を支給する。新規就農者の独立に必要な研修等への支援、経営開始に必要な資金投資を行う。また、後継者や担い手の育成や指導、農業後継者花嫁対策への支援を行う。

#### 【農業継続につながる支援】 (主体：倶知安町農業再生協議会)

農作物の需要を踏まえ、田における米生産量の指標を示しつつ、転作も視野に自給率の低い作物生産を支援する。また、人口減少等により米を生産する必要が無くなり、用途が見込まれない田を転換畑にする支援を行う。



## 3) 森林資源の循環利用の推進

倶知安町では、町有林に対して倶知安町森林整備計画に基づいた施業を行い、私有林に対して伐採跡地への植栽に助成を行うなど、秩序ある森づくりのための取組を実施しています。

また、地域材を使った木工等の体験などを通して、地域が有する貴重な資源に目を向ける機会を創出し、森林資源の循環利用を勧めています。



## ○取り組みの例

【地域材を利用したものづくりが体験できる場の提供】（主体：くつろ木の会）  
産業振興や地球温暖化の防止への寄与を目的とし、地域材利用の要望やイベントにて地域材を利用したものづくり体験ができる場の提供を行う。

## 【町有林の管理】

町有林は、倶知安町森林整備計画に基づいた施業を行う。

## 【私有林の植栽に対する助成】

秩序ある森づくりとするため、私有林に対し、伐採跡地への植栽に助成を行う。

写真写真写真

### (3) 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり【まちの基盤】

#### 1) 生活環境の向上につながる景観づくりの推進

町民の心に寄り添った心地の良い景観は、日々の暮らしに彩りを加え、生活を豊かに感じさせてくれます。町内では、花植えや草刈り、清掃活動、公園等の維持管理、空家・空地等の適正管理など、良好な景観形成のための取り組みが実施されています。



#### ○取り組みの例

【クリーン作戦】（主体：町内会、サークル、教育機関、企業、個人等）

特にごみが目立つ春に、各町内会で無料のごみ袋を使用し、ごみ拾いを実施する。また、任意で尻別川のごみ拾いを行う。

【春のどんぐり公園清掃】（主体：ロータリークラブ）

春先に子どもたちが気持ちよく遊べるように公園内のごみ拾いや清掃を行う。

【花壇づくりの促進】（主体：花と緑のまちづくり推進委員会／関係団体：倶知安町社会福祉協議会）

花苗や床土の配布、花植えなど、フラワーマスターを筆頭に花壇づくりの促進を行う。普及・啓発の取り組みとして花壇コンクールを行う。

【フラワーマスターの推奨、育成】

（主体：花と緑のまちづくり推進委員会／関係団体：倶知安町社会福祉協議会）

美しい花壇づくりを行うため、知識と技術を有する者を知事認定のフラワーマスターに推奨する。

【都市公園等の管理】

遊具の点検・清掃、下草刈り、花壇づくりなどを行う。

【旭ヶ丘保健保安林の維持管理】

旭ヶ丘公園の森林レクリエーション活動の場、生活にゆとりや安らぎを提供する場として、遊歩道の維持管理を行う。

【空地、空家対策事業】

倶知安町、蘭越町、ニセコ町が共同で策定した「ようてい地区活性化計画」や「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」、「倶知安町空家等対策計画」による適正管理。

【道路除排雪体制】

町が町内建設業者に委託を行い、町道の除排雪を行う。

写真

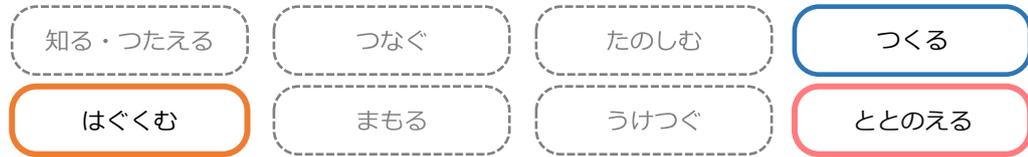
写真

写真

## 2) 地域特性に対応した魅力的なまちづくりの推進

水資源の豊かさを活かした水道の供給や、市街地の流雪溝の管理、リゾート地域の無電柱化など、地域の特性を活かしたまちの基盤整備を行っています。

近年では、地域特性にあったより快適な暮らしの構築に向け、「くっちゃん型住宅」の建築を推進しています。



### ○取り組みの例

#### 【羊蹄の湧水を利用した水道の安定供給】

羊蹄山の麓に自噴した良質な水を取水し、法定上最低限必要な塩素により滅菌を行い、後志管内でも安価な水道料金で配水。（高砂水源・豊岡水源）

【流雪溝の管理】（主体：倶知安町流雪溝管理運営協議会（市街地の幹線道路沿いの住民・会社・団体））

倶知安町の豪雪対策として幹線道路に設置した流雪溝を合理的かつ効率的な雪処理とするための管理を行う。

#### 【水道施設の見学】

小学校から毎年見学希望がある水源地・下水処理場の見学案内を行う。

#### 【無電柱化の計画的な推進】

特にリゾートエリアを中心に無電柱化を推進しており、まちなかも計画的に進められている。

#### 【くっちゃん型住宅の周知】

町の地域特性に配慮・調和し、バリアフリーや省エネに対応した住宅の建築を推進。



### 3) 自然環境と農業風景を活かした沿道景観づくり

沿道からの眺望は、倶知安町の魅力のひとつであり、良好な景観を維持していくことは、まちの印象を高めていくことにつながります。

シーニックバイウェイ「秀逸な道」に指定された区間では、シーニックバイウェイ活動団体による美化活動が、農業地域では、地域資源保全隊による農業施設保全や清掃活動などが実施されており、地域特性を活かした沿道景観づくりが展開されています。



#### ○取り組みの例

##### 【シーニックバイウェイ活動】

(主体：シーニックバイウェイ活動団体 (WAO ニセコ羊蹄再発見の会) / 関係団体：小樽開発建設部 等)

国道のビューポイントパーキングの草刈り、地域資源を活かし、地域住民と魅力ある沿道景観づくりの実施。

##### 【地域資源保全隊の活動】 (主体：地域資源保全隊)

農用地、農道、水路など農業施設や農村環境の保全活動を実施。

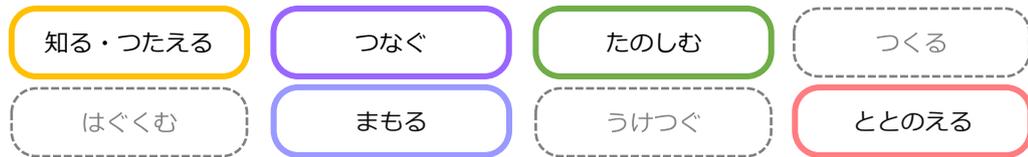


## (4) 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める【暮らし・産業】

### 1) 自然環境を活かした持続可能なリゾート景観の形成

リゾート地である倶知安町では、自然資源を活用したスポーツやアクティビティが盛んで、年間を通して多くの方が訪れています。

倶知安町の美しい景観を見て体感してもらうため、このような観光交流事業のほかに、クリーン作戦などによる観光資源かつ景観資源の改善活動も行っています。



#### ○取り組みの例

【自然資源を活用したスポーツやアクティビティ】（主体：各事業所、個人）

スキー・ラフティング・グランピング、サイクルツーリズム、登山などのレジャーを楽しむことができる。

【ニセコ山系クリーン作戦】（主体：ニセコ山系観光連絡協議会）

アンヌプリや道道倶知安ニセコ線（自然公園内）など道道のごみ拾いや登山案内看板の修繕を行う。

【ニセコひらふエリアのおもてなし空間の取り組み】（主体：ニセコひらふエリアマネジメント／関係団体：倶知安観光協会）

ひらふ坂やローワーヒラフなどで清掃活動や安全確保を目的とした除草作業を実施し、ひらふ高原中央公園に『NISEKO』の花文字、フラワータワーなどを設置・管理。ひらふ坂には移動式プランターによる花、ハロウィンの装飾、イルミネーションの季節ごとの演出を行う。

【ハイキングコースの維持管理】（主体：倶知安観光協会）

ひらふハイキングコース、鏡沼コース、半月湖遊歩道などの草刈りや補修を行う。

【サイクルツーリズムの環境整備】（主体：羊蹄ニセコ自転車協議会／関係団体：倶知安観光協会）

案内看板の設置やコース紹介動画のアップ、ガイド育成を行い、誰でも気軽に楽しむことができる自転車環境づくりを行う。

写真

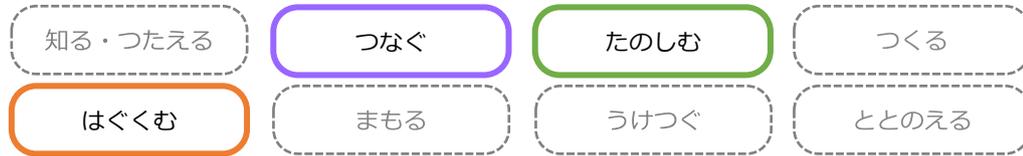
写真

写真

## 2) 交流を通じた景観形成の促進

倶知安町の自然や地形を活かし、豊富な農作物や豪雪にまつわる催しなど、さまざまなイベントが実施されています。

それらのイベントは、町民と観光客だけでなく、町民同士や観光客同士の交流の場ともなり、倶知安のまちを賑やかにしてくれています。



### ○取り組みの例

【ニセコオータムフードフェスティバル】（主体：ニセコプロモーションボード）

ニセコエリアの旬の素材を使った出店や子供が遊べる遊具、ミュージシャンによる演奏の実施。

【ひらふ祭り】（主体：ニセコひらふエリアマネジメント／関係団体：倶知安観光協会）

サンスポーツランドくっちゃんにて、地元農産品販売や近隣店舗の屋台、羊蹄太鼓と花火のパフォーマンスを行う。

【各種ロードレースなど】

- ・ネイチャーライドニセコ：旭ヶ丘公園スキー場より、景色を楽しみながら地域の名産品を味わえるサイクルイベントの実施。
- ・ニセコヒラフたいまつ滑走：大晦日にひらふスキー場にて、スキーヤーやスノーボーダーがカウントダウンや花火を実施。
- ・ニセコクラシック：ひらふスキー場からのコースを国内外の市民レーサーが競う本格的なロードレースの実施を行う。
- ・HANAZONO ヒルクライム：市街地からのコースを国内外の参加者がロードバイクやMTBで走るレースの実施を行う。

【フットパス】

- ・ウォーキングマップ：ニセコアンヌプリ周辺のウォーキングコースを掲載。
- ・ニセコ湖沼ウォーキング（発行：ニセコ山系観光連絡協議会）：ニセコアンヌプリ周辺から岩内温泉郷の間にある湖、沼、山々のウォーキングコースを形成。
- ・ニセコサイクリングマップ（発行：ニセコ観光協議会）：羊蹄山麓の6コースを紹介。

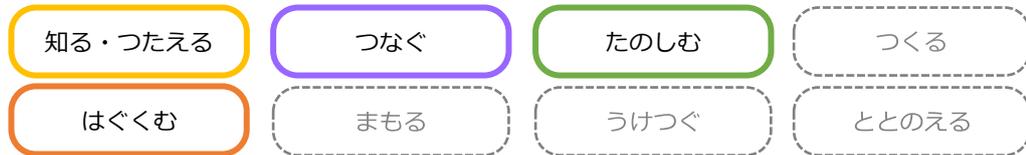
写真

写真

写真

### 3) 景観資源の魅力発信

町では、倶知安町やニセコ観光圏（倶知安町・ニセコ町・蘭越町）の自然やスキー場や温泉、飲食店やご当地グルメの情報などを載せた観光ガイドブックの作成・配布をしており、それらは町のホームページから電子パンフレットで閲覧できます。



#### ○取り組みの例

##### 【観光ガイドブック・パンフレットの配布】

- ・ニセコエリアナビ(倶知安町観光ガイドブック)：夏や冬のアクティビティや植物など自然を満喫するための情報、イベント、アクセス、歴史情報まで紹介。
- ・KUTCHAN Natural Wonderland：倶知安の見所やグルメを紹介。
- ・ニセコ観光圏マップ（倶知安版）（発行：ニセコ観光圏協議会）：倶知安市街地・ニセコひらふ地区ほか、ニセコ観光圏付近の情報を掲載。
- ・ニセコ温泉ガイド（発行：ニセコ観光圏協議会）：ニセコ山系、羊蹄山麓の温泉施設を紹介。
- ・羊蹄山パンフレット（発行：羊蹄山管理保全連絡協議会）：羊蹄山登山に必要な情報を掲載。
- ・ニセコエクスプレス(vol.32)（発行：ニセコ山系観光連絡協議会）：ニセコアンヌプリ山麓の5町（倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町、岩内町）の観光情報を紹介。

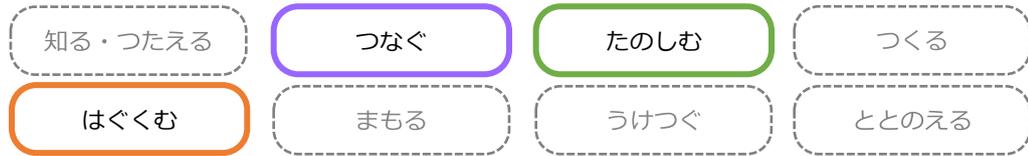
##### 【三島さんの芝ざくら開花情報の発信】

町のホームページで、三島さんの芝ざくら庭園の開花経過をお知らせしている。



#### 4) 暮らしに豊かさ、賑わいにつながるまちづくり

倶知安町には昔から地域に根付いたお祭りがあります。それは町民の心の風景となり、まちだけでなく暮らしにも賑わいをもたらしてくれています。



##### ○取り組みの例

【くっちゃん じゃが祭り】（主体：じゃが祭り実行委員会）

町の特産品「くっちゃんじゃが」をテーマにした祭り。毎年夏に駅前通りで開催する。

【雪トピアフェスティバル】（主体：雪トピアフェスティバル実行委員会）

旭ヶ丘スキー場にて雪でできたステージでのイベント、雪の滑り台、出店や水面滑走トライアルを豪雪の中で実施。併せて、スキー場の無料開放も行う。

【雪だるまコンテスト】（主体：雪トピアフェスティバル実行委員会）

雪トピアフェスティバルのイベントの1つで、「豪雪のまち」倶知安の長い冬を楽しむことを目的に、自宅や店先に雪だるまをつくる。

【シーニックナイト】（主体：シーニックバイウェイ北海道）

冬の夜を楽しむため、シーニックバイウェイ北海道が指定した支笏洞爺二セコルートで、一斉にスノーキャンドルを灯し、夜を彩る。

【倶知安金毘羅祭り】（主体：倶知安金毘羅寺）

金毘羅寺にて「火渡り」の儀式を行い、メルヘン通りでは露店が100軒ほど出店される。

【倶知安神社例大祭】（主体：倶知安神社）

御神輿や渡御、無形民俗文化財である赤坂奴やこども奴が町内を練り歩く。

写真

写真

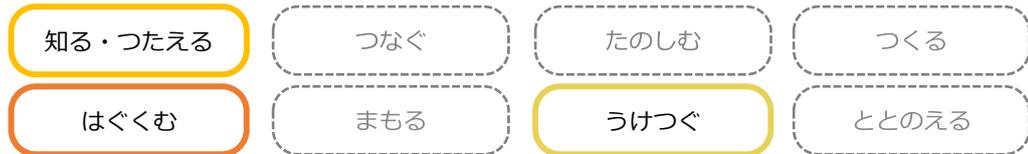
写真

## (5) 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる【人々の愛着・文化】

### 1) 一人一人の美しい行動による“景観文化”の形成

自らの家や周辺を緑化する、登山などで自然を楽しむ、町の美しい風景を友人に伝えるなど、町民みなさんの普段の何気ない行動が町の美しい景観をつくることへつながります。

倶知安町ではまちの成り立ちとともに、町民一人一人が倶知安ならではのふるさとの風景を誇りに想う気持ちを持ち、その風景を守り・活かし・伝えるために行動していることである“景観文化”が育まれています。



#### ○取り組みの例

##### 【風景を守る普段の行動】

道ばたに落ちているゴミを見つけたら拾う、地域のゴミ捨てルールを守る、家や周辺を緑化する、雪かきは隣地や歩道まで行う など

##### 【風景を活かす普段の行動】

登山やスキー、ラフティングなどで自然を楽しむ、美しい風景の写真を撮る、地元の季節ごとの農産物を楽しむ など

##### 【風景を伝える普段の行動】

自らのお気に入りの風景を家族や友人に伝える など



## 2) 町民の意識向上につながる取り組みの推進

倶知安町らしい景観を守り、より理想的な景観を作っていくためには、町民が自分たちの住む町の景観について関心を持つことが必要不可欠です。

現在、倶知安町の歴史を伝えるための情報発信や、講座が開設されているほか、地域に伝わる文化の伝承活動が行われ、まちへの愛着を育むことにつながる機会をつくっています。



### ○取り組みの例

#### 【漫画くっちゃん昔話制作】（主体：倶知安観光協会）

町の自然やまちの成立ち・発展などが、年齢問わずわかりやすく伝わる漫画を作成。

#### 【倶知安町寿大学】

町内の65歳以上を対象とし、町に関連するものの鑑賞や講演など生涯学習事業の実施。

#### 【公民館文化講座「羊蹄太鼓」等】

テーマごとに地域の方が講師となり、講座を開く。「羊蹄太鼓」「倶知安町赤坂奴」「園芸」等のことが学べる。

#### 【くっちゃん羊蹄太鼓の保存】（主体：くっちゃん羊蹄太鼓保存会）

無形文化財として継承、永久保存を目的とし、郷土愛の高揚や後継者育成に育み、道内各地や道外の老人施設、海外でのイベントで普及活動等を行う。

#### 【絵画コンクール「ふるさとを描こう」】（主体：小川原脩記念美術館）

後志管内の小・中学生を対象に、「ふるさとの風景」を描いた作品を募集し展覧会を開催。

#### 【倶知安町赤坂奴の保存】（主体：倶知安町赤坂奴保存会）

無形文化財として継承、郷土愛の高揚を図り、未永く保存することを目的に活動を行う。

#### 【スキー教室の実施】

スキーの町として、町民の誰もがスキーを楽しめるようにスキー技術の上達を図る。

写真

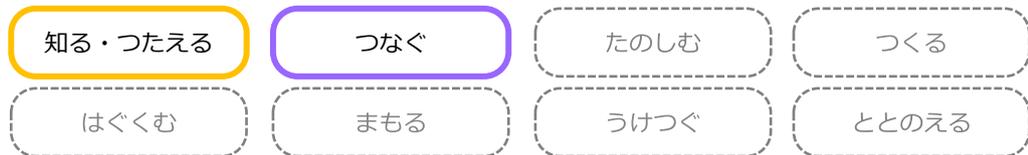
写真

写真

### 3) 景観まちづくりの次世代を担う人材育成

倶知安町の景観の成り立ちを学ぶことは、自分たちが暮らす町への理解を深め、町への愛着や誇りを持つきっかけとなるだけでなく、町が誇る美しい景観を次世代に引き継いでいきたいという気持ちを育むことにもつながります。

そうしたことから、現在倶知安町では、町の自然、農林業、歴史文化などが形づくる景観について体験し学べる取り組みを行っています。



#### ○取り組みの例

【農業体験】（主体：北海道倶知安農業高等学校）

高校の授業の一環で、町内の小学校や老人施設の方と農作物の種植えや収穫を一緒に行う。

【世代間交流】（主体：町内老人クラブ連合）

小学校の行事や総合学習に高齢者が参加し、世代を超えて町民同士が交流を行う。

【世代交流ふれあい教育】

小学校の行事や総合学習に高齢者が参加する際の経費を助成する。

【くっちゃんワンダーキッズ】

町内の小学5学年を対象にした、町内の自然・文化・スポーツなど「直接体験」の実施を行う。

【くっちゃん町子ども特派員派遣事業】

町内の小学5学年が他自治体を訪問し、観光地としての違いなどを学び、発表を行う。



### 3. 広げよう！景観まちづくり

家の花壇の手入れをする、家の前のゴミを拾うなど、みなさんが普段何気なく行っていることは、町民の暮らしをつくり、その町らしい景観を生み出します。特に、豪雪の町だからこそ見られる「雪道でお互いが道を譲り合う」ことは、倶知安ならではの暮らしの素敵な風景です。

景観まちづくり活動を、その性質から8つのキーワードを用い分類しましたが、景観は様々なモノ・コトを「知る」ことで、みなさんが「たのしむ」ことができ、新たなものを「つくり（生み）」、それらを「はぐくみ」「まもり」「うけつぐ」ことで、町として「ととのい」、次へ「つながる」ものです。

本章で紹介してきた活動以外にも、個人的に活動されている方や団体の取組など、暮らしを豊かにする景観まちづくり活動が幅広く行われています。

興味をもった活動に気軽に参加してみる、家族や友人を誘って参加してみる、そんな一人ひとりの少しの心掛けや行動で、人から自分へ、自分から人へ、町民の暮らしや心がより豊かとなる活動が広がり、次世代に引き継がれていきます。そんな「つながりの“環（わ）”」を町民・事業者・行政が共に広げ育んでいきます。



次世代に引き継がれる「つながりの“環（わ）”」イメージ図